

令和3年 第1回定例会

# 青木村議会会議録

令和3年3月5日 開会

令和3年3月19日 閉会

青木村議会

## 令和3年第1回青木村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月5日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○欠 員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第2号の上程、説明	13
○議案第3号の上程、説明	14
○議案第4号の上程、説明	14
○議案第5号の上程、説明	16
○議案第6号の上程、説明	16
○議案第7号の上程、説明	17
○議案第8号の上程、説明	18
○議案第9号の上程、説明	18
○議案第10号の上程、説明	19
○議案第11号の上程、説明	20
○議案第12号の上程、説明	21
○議案第13号の上程、説明	22
○議案第14号の上程、説明	22
○議案第15号の上程、説明	23
○議案第16号の上程、説明	24
○発言の訂正	33

○議案第17号の上程、説明	33
○議案第18号の上程、説明	60
○議案第19号の上程、説明	62
○議案第20号の上程、説明	64
○議案第21号の上程、説明	66
○令和2年度青木村社会福祉協議会補正予算と令和3年度青木村社会福祉協議会 会計予算の説明	67
○議案第22号の上程、説明	70
○議案第23号の上程、説明	74
○発議第1号の上程、説明	77
○陳情第1号の上程、説明	78
○散会の宣告	80

## 第 2 号 (3月10日)

○議事日程	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○欠 員	81
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
○事務局職員出席者	82
○開議の宣告	83
○議事日程の報告	83
○一般質問	83
松 澤 正 登 君	84
坂 井 弘 君	95
山 本 悟 君	130
金 井 とも子 君	137
宮 入 隆 通 君	151
○総括質疑	162
○委員会付託	162

○散会の宣告	163
--------	-----

第 3 号 (3月19日)

○議事日程	165
○出席議員	166
○欠席議員	166
○欠 員	166
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	166
○事務局職員出席者	167
○開議の宣告	168
○議事日程の報告	168
○委員長審査報告	168
○議案第1号の質疑、討論、採決	170
○議案第2号の質疑、討論、採決	172
○議案第3号の質疑、討論、採決	173
○議案第4号の質疑、討論、採決	173
○議案第5号の質疑、討論、採決	175
○議案第6号の質疑、討論、採決	176
○議案第7号の質疑、討論、採決	177
○議案第8号の質疑、討論、採決	177
○議案第9号の質疑、討論、採決	179
○議案第10号の質疑、討論、採決	180
○議案第11号の質疑、討論、採決	181
○議案第12号の質疑、討論、採決	182
○議案第13号の質疑、討論、採決	183
○議案第14号の質疑、討論、採決	184
○議案第15号の質疑、討論、採決	185
○議案第16号の質疑、討論、採決	187
○議案第17号の質疑、討論、採決	202
○議案第18号の質疑、討論、採決	204

○議案第19号の質疑、討論、採決	205
○議案第20号の質疑、討論、採決	205
○議案第21号の質疑、討論、採決	206
○議案第22号の質疑、討論、採決	207
○議案第23号の質疑、討論、採決	207
○発議第1号の質疑、討論、採決	208
○陳情第1号の質疑、討論、採決	209
○日程の追加	209
○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	210
○閉会の宣告	218
○署名議員	219

令和 3 年 3 月 5 日（金曜日）

（第 1 号）

## 令和3年第1回青木村議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第1号）

令和3年3月5日（金曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 1号 青木村一般職の任期付職員の採用に関する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第12号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第13号 教育長の任命について
- 日程第16 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第17 議案第15号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること

について

- 日程第18 議案第16号 令和2年度青木村一般会計補正予算について  
日程第19 議案第17号 令和3年度青木村一般会計予算について  
日程第20 議案第18号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計予算について  
日程第21 議案第19号 令和3年度青木村別荘事業特別会計予算について  
日程第22 議案第20号 令和3年度青木村介護保険特別会計予算について  
日程第23 議案第21号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第24 議案第22号 令和3年度青木村簡易水道事業会計予算について  
日程第25 議案第23号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について  
日程第26 発議第1号 青木村議会会議規則の一部を改正する規則について  
日程第27 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について  
日程第28 一般質問

---

出席議員（9名）

- |     |       |    |        |
|-----|-------|----|--------|
| 1番  | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君   |
| 3番  | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番  | 宮下壽章君 | 6番 | 沓掛計三君  |
| 7番  | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君  |
| 10番 | 山本悟君  |    |        |

欠席議員（なし）

欠員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                   |        |                                 |       |
|-------------------|--------|---------------------------------|-------|
| 村長                | 北村政夫君  | 教育長                             | 沓掛英明君 |
| 総務企画課長<br>兼事業推進室長 | 片田幸男君  | 参事兼<br>建設農林課長                   | 花見陽一君 |
| 住民福祉課長            | 小宮山俊樹君 | 会計管理者兼<br>税務会計課長<br>兼防災危機<br>管理 | 多田治由君 |



商工観光移住  
課長兼住  
商工観光移  
係長

中 沢 道 彦 君

保 育 園 長

若 林 喜 信 君

建 設 農 林 課  
課長補佐兼  
農 業 振 興 係  
長

稲 垣 和 美 君

代 表 監 査 委 員

内 藤 賢 二 君

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長

片 田 幸 男

事 務 局 員

小 林 宏 記

開会 午前 9時00分

### ◎開会の宣告

○議長（宮下壽章君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第1回青木村議会定例会を開催します。

定例会開催に当たり、お願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、12月定例議会同様に、換気のためドアの常時開放、マスク着用、皆さんの座席の間隔を空け、職員も最少人数の出席として行います。

10日の一般質問に当たりまして、特に時間短縮、傍聴制限はいたしません。感染防止に当たり、質疑・答弁とも要点を得た明瞭簡潔な内容となるように御協力をお願いいたします。

続きまして、既に皆さん御承知のように、堀内富治議員が1月17日に亡くなりました。故人の冥福と哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思いますので、御賛同をいただけたらありがたいと思います。

皆様、御起立をお願い申し上げます。30秒間の黙禱を捧げたいと思います。黙禱。

[黙禱]

○議長（宮下壽章君） ありがとうございます。御着席ください。

なお、堀内議員の逝去に伴い、総務建設産業副委員長が空席となりましたが、1月26日付で沓掛計三委員が総務建設産業副委員長に就任されました。御報告いたします。

---

### ◎議事録署名議員の指名

○議長（宮下壽章君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により2番、坂井弘議員、7番、居鶴貞美議員を指名します。

---

### ◎会期決定

○議長（宮下壽章君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

去る2月26日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日5日から22日までの18日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月22日までの18日間と決定しました。

日程について、事務局より別紙、日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日5日は開会、議案説明のみで散会といたします。6日土曜日と7日日曜日は休日のため休会、8日、9日は議案審査のため休会、10日水曜日は一般質問と令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算について総括質疑と委員会付託、11日は議案審査のため休会、12日金曜日は社会文教委員会の委員会審議、13日土曜日と14日日曜日は休日のため休会、15日月曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、16日、17日、18日は議案審査のため休会、19日金曜日は委員長報告・審議・採決、20日、21日は休日のため休会、22日月曜日は審議・採決といたします。

---

### ◎村長挨拶

○議長（宮下壽章君） ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

本日、令和3年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方には御出席いただき、ありがとうございます。日頃、議員の皆さんには村政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

まず、冒頭に申し上げなければならないことは、1月17日急逝されました堀内富治議員へのお悔やみでございます。

最近まで議員活動に励んでおられましたのに、誠に残念でなりません。村議会議員として長年御活躍をいただき、村政に御尽力をいただきましたこと深く感謝申し上げます。

堀内議員は全ての議会活動がそうでありましたが、一般質問に関しても自ら現地に行き、見て、直接聞いた上での鋭い視点と広い視野の下で質問されておられました。村民の目線に

立ち、弱者といわれる方々に優しく、しかし、その中には太くしっかりとした一本の基軸がありました。穏やかな語り口でてありましたが、私たちが気づかないような大所高所からの提案も数多くいただきました。

私たちは「村政に誠意と情熱を持って努力します」という堀内議員の言葉を大切に、村政に生かしていくことをお約束するとともに、衷心より御冥福をお祈りいたします。

さて、現在、我が国は、新型コロナウイルス感染症という百年に一度あるかないかの未曾有の国難に直面しております。国民の生活や経済活動に甚大な影響を及ぼしております。村民の皆さんの農業、商工業、観光などは、極めて深刻な経済状況であります。

村では、感染拡大の防止、経済活動の維持、そして健康と安全の確保に努めてまいりました。引き続きまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止と地域経済活動の活性化の両立を図ってまいります。

昨年12月に、青木村で複数の新型コロナウイルス感染者が確認された際は、小中学校や保育園を休校、休園といたしまして施設を閉鎖したりするなど、関係する方々には多くの御協力をいただきました。村といたしましては、情報通信や防災メール、保護者には学校の緊急メール等を利用しいち早く情報をお伝えし、誹謗中傷のない村にするよう呼びかけてまいりましたが、12月24日には学校が再開され、誰一人差別されることなく、以前と同じ日常が戻ってまいりました。関係された方々には心から感謝するところでございます。

感染予防対策の決め手といわれますワクチン接種につきましては、今のところ4月以降の、村内に住所のある65歳以上の方々に集団で実施するための準備に取り組んでおります。

さて、2月19日に公表されました内閣府「月例経済白書」によりますと2月は、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きもあるものの、一部に弱さが見られる」とのことでございます。

続きまして、さきの12月定例議会閉会後から本日までの主な行政報告をさせていただきます。

1月2日、青木村成人式が男性17名、女性14名の計31名が出席して開催されました。新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底して、時間を短縮し、祝賀会は行わない形式での開催となりましたが、恩師やクラスメートとの久しぶりの再開を喜び、落ち着いた和やかな雰囲気での式典となりました。

新成人の代表から、家族や青木村の教育への感謝や、新たな決意が述べられました。また、県外に出ている人たちからは、「離れてみて改めて、家族やふるさとのありがたみを感じた」

「村に帰って地域に貢献したい」など嬉しい言葉を聞くことができました。

1月19日、青木村当郷区岡石工業地整備事業安全祈願祭・起工式が文化会館で開催されました。コロナ禍により、昨年12月から延期され規模も縮小となりましたが、竹内製作所の皆様をはじめ、太田副知事など約20名が出席して工事の安全を祈願いたしました。

現在は、天候にも恵まれ予定どおりのスケジュールが進んでおります。工期は今年の11月29日までで、完成後は竹内製作所様に造成地を取得いただき、新しい工場を建設していただくことになっております。事故防止に努めるとともに、周辺的生活環境にも十分配慮しながら工事を進めてまいります。

さて、次に、今年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

電算機器マイナンバー対応システムシステム改修、達成、役場庁舎空調設備更新工事・非常用発電機更新工事、達成、指定避難所空調設備設置工事、達成、老人福祉センター、3月達成見込み、防災行政無線デジタル化更新事業、達成、防災実施計画策定・洪水ハザードマップの作成、達成。もう少し詳細につきましては、枠内を御覧ください。

固定資産課税客体調査、前期分でございますが、達成。

人農地プランの図面印刷製本、達成、農業用水利施設長寿命化計画策定業務委託、翌年度に繰越し、沓掛琴山川整備工事、翌年度に繰越し、飯縄山線林道の修繕工事、達成、令和元年台風19号災害復旧工事、3月達成見込みでございます。

移住定住促進費移住者と地区をつなぐ集落支援員の配置、達成。

第8期介護保険事業計画策定、達成、インフルエンザ予防接種費用補助金15歳までの拡充、達成、障害者通所通園等推進事業補助金、成人対象拡充でありますけれども、これも達成しました。第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定、達成。

次に、教育委員会関係でございますが、五島慶太未来創造館の建設、達成、小学校G I G Aスクール構想I C T環境の構築、達成。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

国の第1次・第2次地方創生臨時交付金を活用いたしました事業及び青木村が単独経費を追加しまして取り組んできました事業について御報告させていただきます。

総事業費は全体で約2億8,000万円、これは2月22日現在でございます。3月末までには、令和2年度分の全ての事業について完了を予定しております。第3次分につきましては、現在事業内容を検討しております、4月から実施してできるよう準備をしております。

総事業費2億7,819万4,000円。

まず、子育て支援、教育、福祉関係で7,664万8,000円。

農・商・工業、地域経済対策関係で9,882万8,000円。内容については、以下のとおりでございます。

生活環境・交通政策・インフラ関係、1億261万8,000円。詳細については、以下のとおりでございます。

以上、令和2年度地方創生臨時交付金を活用して村が実施した新型コロナウイルス対策事業について申し上げます。

次に、上田地域広域連合の主な事業について報告させていただきます。

最重要課題であります資源循環型施設建設の最初の手続きでございます環境影響評価の配慮書につきまして、県と協議しながら年度内の作成を目指しており、その後は広告・縦覧、住民説明会の予定でございます。また、地元6団体とは、事業計画や地域のまちづくりについて協議しております。

二次救急医療体制につきまして、信州上田医療センターの医師確保事業が昨年2月1日現在で68人ございましたけれども、現在では研修医を含めまして74人まで増えました。

広域消防の来年度事業につきまして、川西署に高規格救急車の購入・配置を予定しております。

続きまして、一般会計補正予算第6号について申し上げます。

一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ5,036万2,000円減額いたしまして、総額を36億8,374万2,000万円とするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、地方消費税交付金につきまして205万3,000円の増、土地開発基金につきまして、用地買収の実績から3,000万円の減、公共施設整備基金4,500万円の減、村債につきまして緊急防災・減災事業債につきまして、保健センター等5施設の工事入札差金によりまして5,610万円の減、減収補填債は地方揮発油譲与税がコロナウイルスの影響によりまして減収が見込まれ、その補填といたしまして44万円の増でございます。

次に、介護給付・訓練等給付費負担金につきまして、事業見込みから465万1,000円の増、同じく県負担金232万5,000円の増。新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫補助金320万1,000円の増。

直接支払推進事業費補助金は、事業実績から169万4,000円の増、松林健全化推進事業、伐倒駆除でございますが、事業実績から447万円の減。道路メンテナンス事業補助金といたしまして2,213万7,000円の増でございます。

地域支え合プラスワン消費促進事業補助金240万5,000円。

歳出の主なものについて申し上げます。

役場庁舎・保健センター空調設備設置工事入札差額によりまして5,500万円の減、企画費のコロナ禍のため地域おこし企業人の採用がなかったことから660万円の減、消防施設費、指定避難所4施設、防災行政無線システム整備工事入札差金400万円の減、情報通信サービス費情報通信施設等整備基金積立金600万円の増。

介護給付・訓練等給付費、利用者増によりまして900万円の増、新型コロナウイルス予防接種事業費を新設いたしまして、コールセンター設置、接種会場の整備、接種券の配布等に320万2,000円、接種情報システム整備等に194万5,000円。

次に、松林健全化推進事業、実績から1,119万8,000円の減、道路メンテナンス事業、橋梁一斉点検・長寿命化計画策定業務の国採択によりまして、4,000万円の増。

子育てのための施設等利用給付金実績から155万円の増、GIGAタブレット購入費の入札差金251万7,000円の減、準要保護等児童生徒の実績から就学援助費として37万2,000円の減、保育所費でございますが、会計年度任用職員の報酬実績から250万円の増となっております。

次に、令和3年度一般会計、当初予算でございますが、これを今議会で御審議いただくことになっております。基本的には村長選挙、議会選挙等がありますため骨格予算となっております。

来年度は、第5次青木村長期振興計画の後期基本計画の5年目、最終年度となります。そして、また地方創生総合戦略と併せせ「日本一住みたい村づくり」の実現に向けまして、4つの重点推進プロジェクトと6つの施策分野の目標達成に向け編成いたしました。

一般会計当初予算は、前年度当初比6.4%増の歳入歳出それぞれ総額を29億3,800万円といたしました。

歳入につきまして、主なものについて申し上げます。

村税3億5,383万円、地方交付税12億5,470万円、負担金3,005万2,000円、国県補助金2億8,413万2,000円、寄附金1,213万円でございます。

次に、歳出の目的別につきましては、議会費3,999万5,000円、総務費5億2,953万2,000円、民生費7億632万2,000円、衛生費2億3,012万9,000円、農林水産業費1億7,095万8,000円、商工費1億506万1,000円、土木費3億5,138万2,000円、消防費1億2,815万3,000円、教育費2億6,065万1,000円、災害復旧費1万7,000円、公債費1億8,980万円、予備費

2,000万円でございます。

次に、歳出の性質別について申し上げます。

人件費につきましては7億2,333万8,000円、物件費6億117万8,000円、維持修繕費6,423万6,000円、扶助費2億2,269万2,000円、補助費等6億5,374万7,000円、普通建設事業費8,974万5,000円、公債費1億8,980万円、繰出金1億3,986万3,000円、その他4,740万1,000円でございます。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。

村税につきまして、村民税、固定資産税の減収の見込みによりまして、8.7%減の3億5,383万円。

地方交付税につきましては、国の地方財政対策によりまして前年度を上回る額を確保しておりますことから、国の見込みによりまして4%増の12億5,470万円。

国庫支出金につきましては、衛生費国庫補助金一体化事業国庫補助金600万円、選挙費委託金衆参議員の選挙500万円の増から1億3,807万円。

村債につきましては、昨年実施いたしました指定避難所空調設備設置工事が終了いたしましたことから、緊急防災・減災事業債が減額になりました。そうなったものの、国の地方財政対策によりまして、財源の不足分を穴埋めする臨時財政対策債が増額したために9,900万円となりました。

次に、歳出の主な新規の事業につきまして申し上げます。

各課に関係いたしますが、共済費の共済組合負担金につきましては、会計年度任用職員の制度改正によるもので、増となっております。

総務企画課関係でございますが、財産管理費雨量等監視システム定期点検委託料の219万6,000円、役場庁舎受変電設備更新工事562万1,000円、企画費の長期振興計画策定業務補助業務等策定委託319万円、第2次公共施設総合管理計画策定委託165万円、選挙費でございますが、村長・村議会選挙、参議院議員の選挙、衆議院議員選挙費の計上をいたしました。

次に、税務会計課関係でございますが、固定資産課税客体調査、後期分の1,331万円。

それから、次に、住民福祉課関係でございますが、くつろぎの湯の高圧受変電設備更新工事に275万円、青木診療所整備事業補助金、これは配管等の設備更新でございますが1,210万円、保健事業・介護予防の一体的実施事業で900万円、佐久医療センター救命救急センター運営事業補助金44万2,000円、塵芥処理費ごみの分別ポスター等の作製費19万6,000円を計上いたしました。



次に、建設農林課関係でございますが、入奈良本牧場支障木除去委託料33万円、森林づくり推進支援金事業93万5,000円、工業団地入口実施設計負担金300万円。

商工観光移住課関係でございますが、加工用梅ハウス移設修繕費用52万円。

教育委員会関係でございますが、公民館費夫神区公民館改築補助金244万6,000円でございます。

公営企業会計につきましては、簡易水道事業につきましては、施設の機器取替工事951万5,000円、それから特定環境保全公共下水道事業、処理場機器修繕工事915万9,000円でございます。

以上、令和3年度の当初予算の主な事業につきまして説明させていただきました。

この予算編成作業を通しまして改めて強く感じましたことは、村財政の厳しさでありまして、その中で村の将来にわたります自主自立の村づくりでございます。特に今回はコロナ禍ということもありまして、歳入歳出両方での配慮する必要がありました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

さて、今議会は皆さんと同じく私も今期最後の議会となります。4年間振り返ってみますと、私たちの故郷青木村は、外的な要因、内的な要因で大きく変わりつつあった時期でありました。この変動期にありまして、ここにいらっしゃいます議員の皆さんとともに一定の緊張感を保ちながら、村民の皆さんの命と暮らしを守り、さらなる発展のため切磋琢磨し、ある程度の成果を収めることができましたことは、我が長い人生の中でも誠に感慨深いものがございます。改めて全議員の皆様に深甚なる感謝を申し上げたいと思います。

最も深い思い出は、まだ進行中でございますが、新型コロナウイルス感染症の対応についてでございます。この困難の中にあつて、村民の皆さんの感染症予防、生活支援、経済対策、教育現場の対応など数多くの、また初めての高度な経験をさせていただきました。

また、令和元年に発生いたしました台風19号も久しぶりの大きな自然災害でございました。公助に加えまして、自助・共助のための行動計画を策定いたしました。

そのほか、主なこれまでの主な事業といたしまして、国道143号青木峠バイパス整備事業の着手、株式会社竹内製作所の誘致、五島慶太未来創造館の開館、青木診療所の高機能化、村営バスのデマンド化、令和元年特殊合計出生率2.3人に、出産祝い金の増額、青木村警察官駐在所の移転新築、保健師・管理栄養士職員の増などが挙げられます。

これらの事業に鋭意取り組んできたつもりではありますが、果たして村民の皆さんの評価は

いかがか、及第点が頂けるかどうか、甚だ心配するところでございます。

5月7日以降、新しく就任されます村長、そして村議の皆様方には現在進行中のコロナ対策、超少子高齢化・人口減少の対応、国道143号青木峠バイパス工事の支援など、大きな課題への対応をお願いするものでございます。

また、アフターコロナの時代へ、この未曾有の災難をきっかけに新しい村づくりの課題を洗い出し、村民の皆さんとともに目標を再構築いたしまして、未経験の困難に打ち勝っていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この4年間ともに村政の課題に悩み、その解決に積極的に行動していただきました責任感あふれる村議会議員の皆さん、そして優秀な職員の皆さんと、ふるさと青木村の発展に尽くせたことは望外の喜びでございます。

重ねまして、議員の皆さんの御労苦と御協力に感謝を申し上げます。

そして、今期で引退される議員の皆様の御健勝と改選を目指される議員の皆さんの御健闘を御祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 村長の挨拶が終わりました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第3、議案第1号 青木村一般職の任期付職員の採用に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

青木村一般任期付職員の採用に関する条例（案）。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

最後のページに概要説明をおつけしてございますので、御覧いただきたいと存じます。

青木村一般職の任期付職員の採用に関する条例の概要説明ということでございます。行政の高度化、多様化などが進展する中で、これらの変化に的確に対応して住民の期待する行政を遂行していくには、新規学卒者の採用、部内育成を基本としながらも、部内育成だけでは

得られない優位な部外の人材を活用していくことが求められています。

このような観点から、平成14年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が施行されました。高度の専門的な知識経験や識見を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事させる場合や、専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要する場合、当該者が有する専門的な知識経験が一定の期間有効に活用する場合等に限定して、条例の定めるところにより、職員を選考による任期を定めて選考できるとするものでございます。

少ない職員数で急速に変化する社会に柔軟に対応していくには、一定以上の専門性を持つ外部人材の活用を図る必要があることから、本村においても本条例を制定するものでございます。

以上、議案第1号について御説明いたしました。御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第4、議案第2号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、御説明申し上げます。

議案第2号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例（案）。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

健康福祉政策において、県と市町村の協議の場で実施が適当とされた事項について、このたび県では2点ほど実施を決定していただきました。

最後のページになりますが、知事記者会見の資料を御覧ください。

1点目の柔道整復施術療養費の現物給付費の導入につきましては、現状で対応できるので改正はございません。

2点目の精神障害者2級の補助対象範囲の拡大については、（1）の見直し内容を適用するに当たり、所要の改正が必要となりますので、今回お願いするものでございます。

以上、青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

---

◎議案第3号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第5、議案第3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、議案第3号について御説明申し上げます。

青木村介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

租税特別措置法、地方税法、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律。介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令の改正等により、所要の改正を行うものでございます。

第2条の改正は、基準所得金額区分の第7段階の上限を10万円、第8段階の上限を20万円それぞれ引き上げるもので、引き上げ分に該当する加入者は従来より1段階低い保険料の区分に移行することとなります。

附則第6条の改正は、延滞金の割合の特例を定めたものでございますが、延滞金のほうは徴収しておりません。

附則第7条の改正は、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるもので、以前お認めいただいた介護保険料の減免について、その内容の変更を伴うものではございません。

御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

---

◎議案第4号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第6、議案第4号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、議案第4号について御説明申し上げます。

青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（案）。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

介護保険サービスに係る人員、設備、運営等の基準につきましては、厚生省令で定められておりますが、地方分権の一環で平成24年度以降は省令を参考に、地方自治体の条例で定める基準が実際に事業者にも適用されるものとされております。今回省令改正が行われたことから、これに合わせ、これらの条例も見直すものでございます。

施行は一部を除き、3年4月1日でございます。

なお、次の議案5号から7号も改正の背景、趣旨は同じでございます。

また、各議案共通する改正根拠につきましては、本議案にて説明し、以後の議案では説明を省略させていただきます。

共通の改正項目は概要書の（3）から（11）になります。

感染症対策の強化について、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の義務化。

業務継続に向けた取組の強化について、計画の策定、研修・訓練の義務化。

ハラスメント対策の強化について、事業者の責務としての対策の要請。

会議や他職種関係におけるICTの活用として、テレビ電話等の活用。

利用者の説明同意等に係る見直しとして、電磁的記録による対応の容認。

記録の保存等に関わる見直しについて、諸記録の電子的対応範囲の明確化。

運営規定等の掲示に係る見直しとして、閲覧可能な形式での設置を認めること。

高齢者虐待防止の推進として、委員会指針の整備、担当者の設置等の義務化、その他PDCAサイクルの推進等でございます。

本議案特有の改正項目といたしましては、概要書の（1）、（2）になります。居宅介護支援として、質の高いマネジメントの推進、同じく生活不便者の訪問回数の多い利用者等への対応でございます。この項目に限りましては、10月からの施行予定となっております。

以上のとおり、概略を御説明申し上げます。御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

### ◎議案第5号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第7、議案第5号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、議案第5号について御説明申し上げます。

青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

改正の背景、趣旨については、説明を省略いたします。

また、本議案の改正は、先ほど御説明申し上げました共通事項の改正のみで、固有の改正項目はございません。

御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第6号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第8、議案第6号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、議案第6号について御説明申し上げます。

青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

改正の背景、趣旨、共通する改正項目につきましては、説明を省略いたします。

本議案特有の改正項目は概要書の（1）になります。

ここでいうサービスとは夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活

介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護となります。

サービスごとの見直しはそれぞれ若干ずつ異なりますが、人員設置基準の見直し、認知症介護基礎研修の受講の義務化、地域と連携した災害対応の強化、過疎地域等におけるサービス提供の確保、外部評価に係る運営推進会議の活用、口腔衛生管理の強化、栄養マネジメントの充実等でございます。

御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第9、議案第7号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、議案第7号について御説明申し上げます。

青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

改正の背景、趣旨、共通する改正項目については説明を省略いたします。

本議案固有の改正項目といたしましては、概要書の（1）になります。

ここでいうサービスとは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護がでございます。

サービスごとの見直しの内容はそれぞれ若干異なりますが、人員配置基準の緩和、認知症介護基礎研修の受講の義務化、地域と連携した災害対応の強化、外部評価に係る運営推進会議の活用等でございます。

御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

---

◎議案第8号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第10、議案第8号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第8号について御説明申し上げます。

リフレッシュパークあおき指定管理者の指定について。

リフレッシュパークあおきの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

1 施設の名称 リフレッシュパークあおき

2 指定管理者となる団体 上田市大字富士山2464-226 信州上小森林組合 代表組合  
理事組合長 倉沢明人

3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日

リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定につきましては、指定管理期間が令和3年3月31日で満了となるため、事前に指定管理者候補者選定委員会を開催して提出された事業計画書を審査基準に基づき審査し、候補者の選定については地元企業でもあり、開設以来そのノウハウを持っていることから公募によらず、1団体を指名して選定する方式といたしました。

選定期間については、公募によらず特定の団体の管理に委ねるとする施設特有の状況から5年間を設定いたしました。

以上、議案第8号について御説明を申し上げました。御審議いただき、御決定いただきませうよろしく願いいたします。

---

◎議案第9号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第11、議案第9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定につ



いてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、よろしく願いいたします。

議案第9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について。

青木村くつろぎの湯の指定管理者の次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

- 1 施設の名称 青木村くつろぎの湯
- 2 指定管理者となる団体 青木村大字田沢3231番地 社会福祉法人青木村社会福祉協議会 会長 清水よし江
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

青木村くつろぎの湯の指定管理者の選定の経過につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項により、公募によらず1団体を指名し選定する方式で行いました。

社会福祉法人青木村社会福祉協議会を指定した理由につきましては、青木村くつろぎの湯が高齢者・障害者の健康づくりを支援し、地域住民のくつろぎの場コミュニティの場として広く有効に活用されており、今後も高齢者や障害者の体力づくりをはじめとする福祉の促進並びに地域住民の癒しの場として寄与するために、開設以来、青木村老人センターと一体で管理を行ってきており、衛生面でも万全を期しているため、青木村社会福祉協議会を指定管理者とすることが望ましいと考えられるため、指名をいたしました。

なお、選考に当たりまして、条例により、青木村くつろぎの湯施設における事業計画に関する書類等を選定委員会にて審議を行い、選定いたしました。

また、指定の期間につきましては、公募によらず特定の団体を管理に委ねるという施設特有の状況から5年といたしました。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第12、議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指

定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、よろしく願いいたします。

議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について。

青木村老人福祉センターの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

- 1 施設の名称 青木村老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体 青木村大字田沢3231番地 社会福祉法人青木村社会福祉協議会 会長 清水よし江
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

青木村老人福祉センターの指定管理者の選定の経過につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項により、公募によらず1団体を指名し、選定する方式で行いました。

青木村社会福祉協議会を指名した理由につきましては、昭和45年1月の開設以来、村内のお年寄りの生きがいとふれあいの場として管理運営を行ってきており、これまでの経験を生かして、高齢者の福祉の向上、健康の増進、各種の相談、ふれあいの場として住民に広くかつ有効に活用され、地域住民の皆様が安心して暮らしができるよう事業展開が図られているものと考えております。

また、多くの福祉団体の事務局として携わっており、これら福祉団体とも積極的に施設を活用していくため、当該特定団体を指定管理者とすることが望ましいと考えられるため、指名いたしました。

指定の期間につきましては、公募によらず特定の団体の管理に委ねるという施設特有の状況から5年といたしました。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第13、議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理

者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、よろしく願いいたします。

議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について。

青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

- 1 施設の名称 青木村高齢者生活福祉センター
- 2 指定団体となる団体 青木村大字田沢3402番地1 社会福祉法人大樹会 理事長 丸山和敏

- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の選定の経過につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項により、公募によらず1団体を指名し、選定する方式で行いました。

社会福祉法人大樹会を指名した理由につきましては、青木村高齢者生活福祉センターはラポートあおき等の併設施設として建設され、要援護者高齢者を対象に通所介護事業、訪問介護事業、村の委託事業でもある配食サービス、外出サービス等事業を行っており、また独立して生活に不安のある独り暮らしの老人及び高齢者世帯の夫婦の居住棟も有しており、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと生活ができるよう、在宅福祉サービスの拠点として社会福祉法人大樹会を指定管理者とすることが望ましいと考えられるため、指名いたしました。

なお、選考に当たりましては、条例により青木村高齢者生活福祉センターにおける事業計画に関する書類と選考委員会で審議を行い、選定を行いました。

指定の期間につきましては、公募によらず特定の団体の管理に委ねるという施設特有の状況から5年といたしました。

以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第14、議案第12号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指

定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 議案第12号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定について。

道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者を次のとおりにしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

施設の名称 道の駅あおき及びふるさと公園あおき

指定管理者となる団体 青木村大字村松26番地1 株式会社道の駅あおき 代表取締役  
若林崇弘

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

村の公の施設のうち指定の手續等による条例に基づき、公募によらず選定により1団体を委員会に基づいて選定いたしました。

選定の理由につきましては、道の駅あおき及びふるさと公園あおきの役割を理解し、安定した運営をこれまで資するとともに、地域の魅力を発信し、交流の拠点すべき最もふさわしい唯一の団体ということで選定いたしました。

よろしく御審議お願いいたします。

---

#### ◎議案第13号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第15、議案第13号 教育長の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 教育長の任命について、これは人事案件でございますので、最終日に改めて提案させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第16、議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦の同意につきまして、これも人事案件でございますので、最終日に改めて提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

### ◎議案第15号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第17、議案第15号 上田地域広域の連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第15号について御説明申し上げます。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて。

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

記としまして、1 放棄する権利の内容

上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額3,963万8,000円のうち、228万5,000円。

2 権利放棄に係る相手方、上田市上丸子1612番地

上田地域広域連合 広域連合長 土屋陽一

3 権利放棄する理由

上田地域広域連合ふるさと基金の一部を令和3年度に実施する地域医療対策事業（信州上田医療センター医療従事者確保事業、医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、医師長期勤務報奨金事業、看護師就学資金支援事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制病院後方支援事業）に充当するもの。

次のページをお願いいたします。

概要について御説明申し上げます。

広域連合のふるさと基金に関わる権利の一部放棄することにつきましては、理由にも記載されておりますが、平成26年度から30年度まで上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業として実施してまいりましたけれども、令和元年度から5年間の期限とした継続事業終了後の地域医療対策事業に充当するというので、一部を放棄するものでございます。今回権利放棄の総額は8,076万4,000円、そのうち青木村の放棄予定額は228万5,000円となります。

次のページ以降に事業別の青木村の財政支援の額が記載されておりますが、御覧いただければと存じます。

2ページ目のところにありますが、3の令和3年度地域医療対策事業の財政支援についてということで、(1)上田医療センター医療従事者確保事業、下の表にございますが113万6,000円、それからその下の(2)医師研究資金貸与事業に57万5,000円、次のページへ参りまして、(3)医師就労支援給付金事業に2万7,000円、それから(4)の医師長期勤務報償金事業に4万4,000円、それから4ページ目になりますが、(5)の看護師就学資金支援事業に15万9,000円、それから(6)の病院群輪番制病院等緊急搬送収容事業に47万2,000円、最後のページ参りまして(7)病院群輪番制病院後方支援事業に73万4,000円となっております。

以上、議案第15号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第18、議案第16号 令和2年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については、各担当課所長及び教育長よりお願いいたします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

令和2年度青木村一般会計補正（第6号）。

令和2年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,036万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,374万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正のそれぞれの款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

「第2表 繰越明許費」でございます。

款5農林水産業費、項5農地費、事業名が農業用水利施設長寿命化計画策定業務で金額が237万6,000円でございます。こちら長野県土地改良事業団連合会、長土連のほうに委託して実施するものでございますが、一昨年の台風19号災害以降、ちょっと事業のほうが遅れ遅れになってきておりまして、こちらを翌年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

款7土木費、項2道路改良費、(村単)中村湯本地区内道路新設工事2,200万円でございます。田沢温泉のバイパス工事に関わる用地測量が今年度完了しまして、工事については翌年度に繰り越して実施するものでございます。

同じく(村単)琴山河川整備工事1,760万円でございます。台風19号以来、資材の確保に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越して実施するものでございます。

同じく橋梁点検長寿命化計画策定業務4,000万円につきましては、令和3年度で実施する予定でございましたけれども、国の補正で前倒しで予算のほうがつきましたので、令和2年度で予算化して3年度に繰り越して実施するものでございます。

4ページ、「第3表 地方債補正」でございます。

起債の目的、地域活性化事業債、補正後の限度額を260万円とするもので、精算により事業費が確定したことによる減額でございます。

緊急防災事業債、限度額、補正後1億80万円とするものでございます。指定避難所の空調設備工事ということで、役場、老人センター、地区公民館3か所の工事を実施しましたけれ

ども、特に役場の工事が大きく減となったため、借入れ減となります。

臨時財政対策債、補正後5,800万円は借入れ可能額が見込みより増となったため、補正をお願いするものでございます。

次の学校教育施設等整備事業債ですが、こちらも補正後の限度額を350万円とするもので、実績により減となりましたので、減額補正をするものでございます。

減収補填債は新たに44万円を追加するものでございまして、新型コロナの影響による消費や流通に関わる7税目について、その減収を補填するために発行が可能となったものでございますが、本村においては地方揮発油譲与税がこの対象となったものでございます。なお、起債方法、利率、償還の方法については変更がございません。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

2の歳入につきましては、一括して御説明を申し上げます。

初めに、款6項1目1法人事業税交付金は81万2,000円を追加し、81万3,000円とするもので、地方法人特別譲与税が廃止され本年度新たに創設されたもので、金額が確定となりましたので、ここで補正をお願いするものでございます。

款7項1目1地方消費税交付金は205万3,000円を追加し、8,988万5,000円とするもので、額の確定により補正をお願いするものでございます。

款10項1目1地方交付税は3,141万4,000円を追加し、12億3,814万9,000円とするもので、普通交付税が見込みより増でございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は388万円を追加し、3,904万8,000円とするもので、情報センターの通信サービス、放送サービス利用料、また光ケーブル使用料がそれぞれ見込みより増でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、465万1,000円を追加し、1億478万6,000円とするもので、介護給付費、訓練等給付費負担金が見込みより増となりました。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、18万7,000円を追加し、4億4,957万8,000円とするもので、節2児童福祉費補助金の児童クラブ運営費補助金が見込みより増でございます。

目3衛生費国庫補助金は、309万1,000円を追加し、332万1,000円とするもので、節1保健衛生費補助金の新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金が新たに増となりました。

目4土木費国庫補助金は、2,213万7,000円を追加し、2,221万9,000円とするもので、道



路メンテナンス事業補助金は、橋梁点検に関わる補助金で、補助率は63.25%となっております。

目5教育費補助金は、90万9,000円を追加し、1,602万円とするもので、節1教育費補助金の001から020までそれぞれ見込みより増、あるいは減となったものでございます。

項3委託金、目2民生費委託金は、6万9,000円を追加し、99万6,000円とするもので、基礎年金事務委託金が見込みより増でございます。

続きまして、款15県支出金、次のページへ参りまして、項1県負担金、目1民生費負担金は、232万5,000円を追加し、6,188万5,000円とするもので、節1社会福祉費負担金、介護給付・訓練等給付費負担金が見込みより増でございます。

項2県補助金、目1民生費補助金は、18万7,000円を追加し、1,475万3,000円とするもので、節2児童福祉費補助金は、児童クラブ運営費補助金が見込みより増でございます。

目2衛生費補助金、合併浄化槽設置補助金は実績により減額となりました。

目3農林水産業費県補助金、483万8,000円を減額し、5,486万4,000円とするもので、節1農業費補助金はそれぞれ見込みより減額、あるいは増額となったものでございます。

節2の林業費補助金は、見込みよりも松くい虫の被害が少なく、補助金も減となっております。

目5教育費県補助金は、35万7,000円を追加し、459万4,000円とするもので、私立幼稚園施設利用給付金の実績により増となりました。

目6商工費県補助金は、237万2,000円を追加し、1,412万2,000円とするもので、地域支え合いプラスワン消費促進事業補助金は地域消費券発行事業に関わる県の給付金が確定となったものでございます。

続きまして、款17項1寄附金、目1一般寄附金ですが、30万円を追加し、1,380万2,000円とするもので、先頃叙勲の栄に浴されました青木区の上原一二様より御寄付をいただいたものでございます。

続いて款18繰入金、項1目1基金繰入金は7,500万円を減額し、3億7,545万1,000円とするもので、土地開発基金は土地購入費の減により減額、公共施設整備基金は商工費に充当して道の駅のレジの更新に充てる予定でしたがけれども、事業を臨時交付金の対象としたため、こちらは減額となります。

款20諸収入、項4目1雑入は、70万2,000円を追加し、3,047万1,000円とするもので、節3雑入の次世代自動車振興センター補助金は、村で導入した電気自動車に対する補助金でござ

ございます。

款21項1村債、目1地域活性化事業債は、30万円を減額し、260万円とするもので、水路工事の減による借入れ減でございます。

目2緊急防災・減災事業債は、5,546万円を減額し、1億80万円とするもので、指定避難所の空調設備工事が見込みより減となったことによる減額でございます。

目4臨時財政対策債は、100万円を追加し、5,800万円とするもので、見込みより増となりました。

目5学校教育施設整備事業債は、50万円を減額し、350万円とするもので、やはり入札により事業費が減となったことによる減額でございます。

次のページ行きまして、目6減収補填債は、新たに44万円を借入れるもので、先ほど申し上げましたが、新型コロナによる減収補填として本村においては地方揮発油譲与税が対象となったため、借入れを行うものでございます。

次のページ、15、16ページをお願いします。

細々節については、各担当課より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係でございますが、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費8,710万2,000円を減額し、2億532万9,000円とするもので、節12の委託料並びに節14の工事請負費は、庁舎の空調設備工事の減による減額となります。

節16公有財産購入費は、予定していた用地購入が一部にとどまったことによる減額でございます。

目6企画費は、660万円を減額し、3,698万円とするもので、委託料、負担金とも地域おこし企業人の導入を目指して予算化しておりましたが、新型コロナの影響から導入に至らず、減額をお願いするものでございます。

目7諸費は、40万円を追加し、932万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金の補助金は、上田西高校の硬式野球部の選抜甲子園に出場されるということに対する補助金ということで計上いたしました。

目8情報通信サービス事業費ですが、388万円を追加し、3,799万7,000円とするもので、それぞれ実績に応じて減額を行い、節24の積立金で600万円を追加し、当初と合わせて1,100万円を積み立てる予定でございます。

続いて、目10地方創生臨時交付金事業ですが、補正額の増減はございませんけれども、充当財源が増えましたことにより、一般財源が372万8,000円減となっております。

ちょっと飛びますが、23、24ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目3消防施設費ですが、490万円を減額し、3,115万3,000円とするもので、節14工事請負費は、3地区の公民館と老人センター大広間への空調設備工事、防災無線のデジタル化工事を計上してございますが、こちらが見込みより減となっております。

それから、節17備品購入費は、操法大会用のホースが大会中止のため減となっております。続きまして、25、26ページ、款11の公債費でございます。

目1元金は、利率見直しに伴います増、それから目2利子は見込みより減となっております。

続いて、27ページ以降につきましては、特別職と一般職の給与費明細書となっております。今回の補正の内容を反映させたものとなりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上、議案第16号について、歳入全般と総務企画課関係の歳出につきまして御説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、45万円を増額し、7,230万5,000円とするもので、節7報償費、出産祝い金を3名分追加させていただくものでございます。

目2障害者福祉費、937万4,000円を追加し、1億3,933万3,000円とするもので、節1報酬は青木村障害福祉計画策定員1名分を追加させていただくものでございます。

節2委託料、障害者自立生活体験事業委託料はグループホーム入所前体験を施設に委託するもので1名分でございます。

節19扶助費、障害者補装具交付等給付事業は、高額の補装具を購入された方がいたため補正になったというものでございます。

介護給付・訓練等給付費は、障害者関係ではグループホームが1名、施設入所者が1名の増、障害児の関係では「たんとキッズあおき」の利用者7名増によるものでございます。

目3老人福祉費171万4,000円を追加し、2億4,695万8,000円とするもので、節10燃料費はくつろぎの湯灯油代でございます。

節12委託料は、老人センター管理委託料で水道漏水修繕に要した費用を社協に払うものでございます。

目4地域支援センター費3万4,000円を追加し、2,708万2,000円とするもので、業務で使

用していた携帯電話が故障したため買い換えるものでございます。

目5国民年金費6万9,000円を追加し、58万3,000円とするもので、国民年金システム改修に伴うもので、全額国から補填されるものでございます。

19ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目2児童措置費は財源振替で、地方消費税交付金を充てるものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費の目1保健衛生総務費、次の目2予防費も財源振替でございます。同じく地方消費税交付金を充てるものでございます。

目3環境衛生費、節18負担金補助及び交付金、小型合併処理浄化槽設置補助金は、申請がなかったことから減額させていただくものでございます。

目4新型コロナウイルス予防接種事業費は新設でございます。全体事業のうち、令和2年度に執行する分について今回補正をお願いするもので、全額国からの補助金が充てられるものでございます。節1報酬は、コールセンター設置等に伴う人件費2名で1か月分でございます。

21ページ、節10需用費、消耗品は接種券や専用封筒と光熱水費はディープフリーザーの電気代、節11役務費、通信運搬費は接種券の郵送料、コールセンター専用電話の使用料、節12委託料は、電算システムの改修に関わるものでございます。節14工事請負費は、専用電話設置工事、接種会場のWi-Fi環境設定工事、ディープフリーザーの電源工事でございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明申し上げます。御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 保育園関係について御説明いたします。

19ページ、20ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費は、307万8,000円を追加し、1億3,371万円とするもので、節1報酬250万円の増は、未満児対応による保育士の増です。

節10需用費57万8,000円は、FF式暖房機1台の修繕料34万1,000円と園庭南側フェンス修繕23万7,000円です。

以上、保育園関係の補正予算について御説明いたしました。御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

21ページお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費104万9,000円を減額し、4,743万5,000円とするものです。

節18負担金補助及び交付金、中山間地域等直接支払事業交付金におきまして事業集落の減少等により減額といたしました。

目5農地費、水路改修に伴います起債につきましては、財源振替となります。

目6生産調整推進費につきましては、直接支払推進事業費補助金169万4,000円の増額により財源振替でございます。これにつきましては、転作確認等のデータをタブレットに取り込むシステムの運用に係るものでございます。

目2林業振興費976万8,000円を減額し、7,305万7,000円とするものです。

節10需用費、修繕料143万円につきましては、いぬいり林道路肩修繕を計上いたしております。

節12委託料では、松林健全化推進事業伐倒駆除として、948万2,000円の減となり、見込みより事業量280立方メートルの減によるものでございます。003保全松林健全化事業につきましては、見込みより171万6,000円の減となるものでございます。

23ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目3橋梁維持費4,000万円を追加し、4,385万円とするものでございます。

節12委託料、国庫補助金事業、001長寿命化修繕計画策定委託料3,800万円を計上いたしました。平成28年度に橋梁長寿命化の一斉点検を実施し、5年後の令和3年度に実施する予定でしたが、令和3年度におきまして各市町村の要望も多い中での、令和2年度国の補正予算の活用により前倒しで運用を図るものでございます。また、先ほども話がありましたが、令和3年度への繰越事業としてお願いをするものでございます。

村内95か所の橋梁を予定しており、村単事業200万円につきましては、緊急的に修繕の必要が出た場合の詳細調査等を見込んでおります。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

23ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費でございますが、117万8,000円を増額いたしました。

節18負担金補助及び交付金の増は、幼児教育無償化に伴う給付金が見込みより増になったものであります。

節19扶助費の減は、小中学校の準要保護児童生徒の就学援助費と特別支援学級入級の児童生徒の就学奨励費の増減によるものでございます。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費ですが、予算の増減はありません。GIGAスクール構想による整備事業の完了によって、実績に伴って財源が減額になったものであります。

25ページをお願いします。

目3中学校費ですが、251万7,000円を減額いたしました。

節17備品購入費の減で、1人1台配置することになったタブレットが見込みより減になったものであります。また、小学校と同じく整備事業の完了によって、実績に伴いまして財源が減額になっております。

項4社会教育費の目3文化会館費と目6美術館費ですが、実績に伴い財源が減額になっております。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） ここで暫時休憩といたします。

再開は10時45分ということをお願いいたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎発言の訂正

○議長（宮下壽章君）　ここで、先ほど村長挨拶の中で、訂正がございますので、御報告いたします。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　では、申し訳ございません。冒頭、村長の挨拶の中で9ページ目でございますけれども、令和3年度の一般会計予算の説明の中で、一般会計の当初予算は当年度当初比6.4%の増、歳入歳出の総額が29億3,800万円というようなことで御説明を申し上げましたけれども、こちらに誤りがございました。一般会計の当初予算は前年度当初比で7%の減でございます。歳入歳出の総額が27億3,200万円ということで、今、朱書きで訂正させていただいたものをお配りをさせていただきましたので、差し替えをお願いしたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

---

◎議案第17号の上程、説明

○議長（宮下壽章君）　日程第19、議案第17号　令和3年度青木村一般会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当所課長及び教育長より説明をお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君）　それでは、議案第17号　令和3年度青木村一般会計予算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

令和3年度青木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億3,200万円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は2億円と定める。

(歳入歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1 各号各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額27億3,200万円は、前年度予算に比べて2億600万円の減、率で7%の減となります。

続いて、2ページから6ページまでの「第1表 歳入歳出予算」については省略をさせていただきます。7ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為」について御説明申し上げます。

事項は、固定資産税課税客体調査業務及び基礎資料整備業務委託料で、期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間、限度額は、3,428万7,000円となります。

本事業は、令和2年度までの3年間においても実施しておりましたけれども、村内の約半数が終了いたしました。残りの半分について、今後3年間で実施するものでございます。

続きまして、8ページ、「第3表 地方債」について御説明申し上げます。

歳入予算の中では、30ページ以降にまた記載されております。また、歳出については、それぞれ対象の事業に充当して事業を実施するものでございます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明いたします。

目的は、地域活性化事業債で、循環型社会形成事業債を農業用水路工事に充当する起債でございます。限度額が280万円。方法は証書借入れまたは証券発行により、利率が3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後において



は、当該見直し後の利率となります。償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により繰上償還または償還年限の短縮、もしくは借換えができるものとする。

以下、起債の方法、利率、償還の方法については、同様となりますので、省略させていただきます。

続いて、緊急防災・減災事業債、限度額710万円は、指定避難所の空調設備工事ということで、3年度は保育園のリズム室のエアコンの設置工事に充当するものでございます。

防災対策事業債、限度額2,710万円は、田沢温泉のバイパス工事、また別荘地内の河川工事に充当いたします。

臨時財政対策債、限度額9,900万円は、財政支援としての起債でございますが、前年度より増額となっております。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページから11ページまで、歳入歳出の予算事項別明細書の総括表となりますので、本年度予算額の構成割合について御説明を申し上げます。

歳入では、款1村税13%、款2地方譲与税1.4%、款3利子割交付金、それから款4配当割交付金、款5株式譲渡所得割交付金、それから款6の法人事業税交付金、こちらは構成割合が出てまいりません。款7地方消費税交付金3.4%、款8自動車税環境性能割交付金0.1%、9地方特例交付金0.2%、款10地方交付税46%、11の交通安全対策特別交付金については構成割合が出てまいりません。款12分担金及び負担金1.1%、13使用料及び手数料2.7%、款14国庫支出金5.1%、款15県支出金5.2%、款16財産収入0.2%、款17寄附金0.4%、款18繰入金9.9%、款19繰越金4.8%、款20諸収入1.5%、款21村債が5.0%でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1議会費1.5%、款2総務費19.4%、款3民生費25.9%、款4衛生費8.4%、款5農林水産業費6.3%、款6商工費3.8%、款7土木費12.9%、款8消防費4.7%、款9教育費9.5%、災害復旧費は構成割合が出てまいりません。款11公債費6.9%、款12予備費0.7%、以上となります。

続いて、12ページをお願いいたします。

なお、説明に当たりまして歳入及び歳出の本年度予算額については、読み上げを省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

2 歳入については、一括して御説明申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は、2,305万8,000円の減、節1現年課税分については、前年と比較して均等割780万8,000円は、人数並びに金額で増減はございません。所得割1億3,534万1,000円は、人数の増減はありませんが、金額で1,338万6,000円の減となっております。

目2法人分は、252万5,000円の減でございます。

節1現年課税分については、前年と比較して均等割654万円は36万円の減、法人数の合計は3法人の減を見込んでおります。法人税割216万5,000円は、前年50%の減を見込んでおります。

項2目1固定資産税は、1,824万円の減、節1現年課税分については、土地5,168万1,000円が53万6,000円の増、家屋では、7,638万8,000円が1,124万4,000円の減。次のページへ参りまして、償却資産2,965万8,000円は、747万2,000の減を見込んでおります。

目2国有資産等所在市町村交付金については、前年2万4,000円の増となっております。

項3目1軽自動車税種別割は、37万9,000円の増でございます。

16、17ページへ参りまして、合計台数で2,737台を見込んでおります。

目2の環境性能割につきましては、前年29万円の増を見込んでおります。

項4たばこ税は15万3,000円の減、全体本数の減少に伴う減額を見込んでおります。

項5目1入湯税は、57万5,000円の減、節1現年課税分132万2,000については、宿泊客が650人の減、金額で54万8,000円の減、日帰り者が535人の減、金額で2万7,000円の減を見込んでおります。

次の18、19ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は、4万円の増、こちら県の増収見込みにより、増額といたしました。

項2目1自動車重量譲与税は、136万5,000円の増。

項3森林環境譲与税は、前年同額で計上してございます。

款3項1利子割交付金7万8,000円の増。

款4項1目1配当割交付金3万8,000円の増は、いずれも県に準じて見込んでおります。

款5項1目1株式譲渡所得割交付金は、15万1,000円の増。

款6項1目1法人事業税交付金は、令和2年度から地方法人特別譲与税の廃止に伴い創設されたもので、昨年は頭出しとしてありましたが、本年度は80万円を計上いたしました。

款7項1目1地方消費税交付金は、616万8,000円の増、こちらも県に準じて増額となっ

ております。

款8項1目1自動車税環境性能割交付金111万6,000円の増は、令和元年度から創設となりましたけれども、県に準じて総額を見込んでおります。

款9項1目1地方特例交付金182万3,000円の増、こちらは国の見込みにより増額といたしました。

項2目1新型コロナウイルス感染対策地方税減収補填特別交付金は、新たに創設されたもので、中小事業者等が所有する償却資産等に係る固定資産税の特例措置による減収を補填するものですが、当初では頭出しとさせていただいております。

次の20、21ページへ参りまして、款10地方交付税4,796万5,000円の増は、節1地方交付税の普通交付税については国の見込みにより、前年度予算の5.1%の増額の11億9,469万7,000円といたしました。また、特別交付税につきましては、災害や除雪による全体需要の増、あるいはコロナで地域おこし企業人の採用が見込めないためですね、昨年にと比べると1,000万円の減を見込んでおります。

款11項1目1節1交通安全対策特別交付金は前年並みでございます。

款12分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、7万7,000円の減、こちらは節1東郷の水路工事等に係る分担金でございます。

項2負担金、目1総務費負担金は、前年10万円の増となっております。節1の高速情報通信サービス負担金については、前年同額を見込んでおります。節2地方創生推進交付金事業負担金は、長和町からの共同推進事業として、そばのPR事業に関わる負担金、こちらが10万円の増となっております。

目2民生費負担金は、238万4,000円の増で、節1社会福祉費負担金の老人保護措置費入所者負担金が5人分で78万円の増、節2児童福祉費負担金は160万4,000円の増で、保育料は未満児が33人、副食費は73人分を、それから早朝保育料が65人、延長保育料が60人、一時的保育料が延べ165人分を見込んでおります。

目3衛生費負担金は、3万6,000円の増で、節1保健衛生費負担金は未熟児療育医療受給者負担金と同額でございます。

節2上水道費負担金は、水道業務に従事します職員の人件費分について、水道会計から一般会計の負担金として納付いただくものでございます。

目4土木費負担金は、同じく下水道会計から負担すべき職員の人件費分について、一般会計へ負担金として納付いただくものでございます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、150万4,000円の増で、節1総務使用料のバスターミナル喫茶店使用料は前年同額、村営駐車場使用料は、1万3,000円の減、村営バス運行収入は、9万1,000円の増額で見込みました。

次のページへ参りまして、節2現年度分光速情報通信サービス使用料は、45万円の増で、通信サービス使用料、放送サービス利用料は、前年の調定額の90%で見込んでおります。

節4光ケーブル使用料は、75万1,000円の増で、固定使用料と加入者数による使用料の合計となっております。

目2商工使用料は、31万円の減で、節1観光施設使用料でキャンプ場で27万円の減、昆虫資料館使用料は実績により4万円の減を見込んでおります。

目3土木使用料は、216万円の減で、住宅使用料の教員住宅使用料が18万円の減、村営住宅使用料は実績により198万円の減を見込んでおります。

目4教育使用料は、46万8,000円の減、節1保健体育使用料で、19万2,000の減、節2会館使用料は、12万4,000円の減、節3美術館使用料は、15万2,000円の減で、それぞれ実績をもとに計上してございます。

項2手数料、目1総務手数料6万7,000円の減は、節1徴税手数料は前年同額、節2戸籍住民基本台帳手数料は、4万7,000円の減、節3総務管理費手数料は、1万1,000円は情報センターの広告手数料となっております。

目2衛生手数料は前年同額で、節1保健衛生手数料のうち、犬新規登録手数料は10頭分、注射済票交付手数料は300頭分を見込んでおります。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、532万1,000円の増で、節1社会福祉費負担金は、638万1,000円の増で、いずれも2分の1の国庫補助。

次のページへ参りまして、節2児童福祉費負担金は、166万円の増で、3分の2の国庫負担、節3保険基盤安定負担金は60万円の増で、2分の1の負担となります。

目2衛生費国庫負担金は前年同額で、未熟児療育事業負担金で2分の1の負担となっております。

項2国庫補助金、目1総務国庫補助金221万6,000円の減で、節1総務管理費補助金で前年252万2,000円の減、社会保障税番号システム整備費補助金が通知カード、個人カード関連事務の委任に関わる交付金179万4,000円と地方創生推進交付金としてタチアカネ蕎麦の関係で550万円となっております。

節2村営バス運行管理費補助金は、内示に基づき30万6,000円の増となっております。

目2 民生費国庫補助金は、前年18万8,000円の増で、節1 社会福祉費補助金の障害者地域生活支援事業補助金が前年同額で2分の1の補助となっております。

節2 児童福祉費補助金は、18万7,000円の増で、児童クラブ運営費の3分の1の補助となっております。

目3 衛生費国庫補助金は、691万8,000円の増で、節1 保健衛生費補助金、合併処理浄化槽設置補助金は同額、1基分を見込んでおります。疾病予防対策事業費補助金は、風疹対策で25万円の増で、2分の1補助となっております。母子保健衛生費国庫補助金は、66万8,000円の増で、母子相談、妊娠出産包括支援事業等に係る2分の1の補助金でございます。

004一体化事業国庫補助金は、3年度からスタートします介護と高齢者の一体化事業に対する補助金で、国の補助は3分の2となっております。

目4 土木費国庫補助金は、前年同額でございます。

目5 教育費国庫補助金は、27万9,000円の減で、節1 教育費補助金で特別支援教育就学奨励費が3万5,000円の増、2分の1補助、私立幼稚園施設利用給付金31万4,000円の減となっております。

目6 商工費国庫補助金は前年同額で、U I J ターン就業・総合移住支援事業補助金でございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金は1,000万円の増で、増額の要因は3年度に予定されております衆議院議員・参議院議員選挙に伴う委託金を見込んでおります。

目2の民生費委託金は、1万1,000円の増で、節1は同額、節2 児童福祉費委託料は特別児童扶養手当事務委託金として20人分で、1万1,000円の増となっております。

款15 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費負担金は、653万7,000円の増で、節1 社会福祉費負担金は、319万円の増、いずれも4分の1の県負担となります。

節2 児童福祉費負担金の児童手当負担金は、21万円の減で、6分の1が県の負担となっております。

次のページへ参りまして、節3 保険基盤安定負担金については、国保分が330万円の増で、県より保険料軽減分として4分の3、保険者支援分については4分の1の負担となっております。また、保険基盤安定負担金後期高齢分は25万7,000円の増で、4分の3が県の負担となっております。

目2 衛生費県負担金は前年同額でございまして、保健事業負担金が3分の2、未熟児医療事業負担金が4分の1の負担となっております。

項2 県補助金、目1 民生費県補助金は、59万円の減で、節1 社会福祉費補助金のうち、001障害者福祉医療給付事業補助金は10万円の減で2分の1補助、006は前年同額でございます。007民生児童委員交付金は2万1,000円の増、011、012は2分の1の補助、026高齢者地域支え合い事業補助金は同額で3分の2の補助、030については同額で4分の1の補助、039については19万5,000円の減で2分の1の補助となっております。

節2 児童福祉費補助金については、001、002については2分の1補助、005児童クラブ運営費補助金が3分の1補助となっております。

目2 衛生費補助金は、300万円の増で、合併処理浄化槽の負担金は3分の1の補助でございます。006の自殺対策については前年同額、008一体化事業補助金はこちら皆増でございます。3分の1の補助。先ほどの国庫補助金3分の2と合わせて、100%の補助事業となっております。

目3 農林水産業費県補助金は、716万6,000円の減、節1 農業費補助金のうち中山間地域等直接支払事業交付金は、75万1,000円の減で事業費の4分の3補助、028多面的機能支払事業交付金が、30万円7,000円の減で4分の3補助。039農業次世代人材投資事業補助金は、新規就農者2名分を計上してございます。

節2 林業費補助金では、002松林健全化推進事業、伐倒駆除が223万5,000円の減で2分の1の補助、005保全松林健全化整備事業補助金も203万7,000円の減で、こちらは70%の補助、007野生鳥獣総合管理対策事業補助金は、20万円の増で、くくりわなの購入と簡易無線機の購入に関わる補助でございます。011樹幹注入事業補助金は、前年同額でございます。034鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業には、前年42万円の増でございます。

目4 土木費県補助金は、耐震診断に関わる県の補助金でございます。

目5 教育費補助金は、354万6,000円の減で、節3 教育総務費補助金は私立幼稚園施設利用給付金で、実績に基づき利用費総額の4分の1補助を見込んでおります。

次の28、29ページへ参りまして、目6 商工費県補助金は前年同額でございます。

項3 委託金、目1 総務費委託金259万5,000円の減で、節1 総務管理委託金は前年と同額、節2 徴収税委託金は納税義務者2,300人に関わるものでございます。

節4 統計調査委託金は、260万2,000円の減でございます。国勢調査が終わって本年度は、学校基本調査、工業統計、経済センサスに関わるものでございます。

続いて、款16財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、16万2,000の減で、節1 土地建物貸付収入は村有地並びに公共施設の屋根貸し、駐在所の借地料、道路占用料等の

収入でございます。

目2 利子及び配当金は、16万2,000の減で、こちら節1の利子及び配当金で財政調整基金等の利子分でございます。

款17寄附金、項1 一般寄附金は前年同額で見込んでおります。

款18繰入金、項1 目1 基金繰入金は、1億4,510万1,000円の減でございます。節1 基金繰入金のうち、001財政調整基金が4,150万円の減、003土地開発金は3,090万円の減で、公有財産購入費等に充当いたします。006公共施設整備基金が8,480万円の減となっております。018青木診療所施設等整備基金1,210万円は、診療所の設備配管の更新工事の補助金に充当いたします。

款19項1、次のページ参りまして、目1 繰越金は前年同額で前年度繰越金でございます。

款20諸収入、項1 延滞金加算及び過料、目1 延滞金は前年同額。

項2 村預金利子は、9万円の減。

項3 貸付金元利収入は前年同額となっております。

項4 目1 雑入は、182万3,000円の減となっております。

款21項1 村債、目1 地域活性化事業債は、10万円の減で、節1 国土保全対策事業債として、東郷地区の農業水路改修に充当するものでございます。

目2 緊急防災・減災事業債は、庁舎の空調工事が完了しまして、1億3,580万円の減でございます。指定避難所空調設備工事として保育園リズム室の空調工事に充当するものでございます。

目3 防災対策事業債は、700万円の減で、節1 自然災害防止事業債は琴山川の河川改修に、節2 防災基盤整備事業債は田沢温泉のバイパス工事に240万円と道の駅東側の国道北2号線の改良工事に1,810万円、それぞれ充当する予定でございます。

次のページへ参りまして、臨時財政対策債は、4,200万円の増で、国の試算に準じて増額を見込んでおります。

続いて、(3 歳出)、次のページからになりますが、各担当より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係についてお願いいたします。

款1 項1 目1 議会費は、24万8,000円の減となります。内容は、議員数10名分に係る予算となっております。主には共済費の減で、その他はほぼ前年同額となっております。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、96万4,000円の減となります。内容は、特別職と総務企画課関係職員に係る人件費、それから事務全般に対する経費等が計上されて

ございます。節1報酬から37ページの節4共済費までは、村長と一般職員10名、再任用の職員5名、フルタイムの会計年度任用職員2名分を計上してございます。

38、39ページ、節7報償費については、年度末退職予定者2名分の祈念品代を見込んでおります。

節8旅費、節9交際費は前年同額。

節10需用費は44万5,000円の減で、主には食料費の減でございます。

節11役務費は、20万5,000円の減。

節12委託料はほぼ前年同様の内容となっております。

節13使用料賃借料は、414万3,000円の増となっておりますが、電算システム使用料の増が主な要因でございます。

節18負担金補助及び交付金については、990万2,000円の減となっておりますが、県職員の派遣負担金の減によるものでございます。

続いて、次のページ、41、41ページ、目2文書広報費は33万円の増となります。内容は毎月発行している「広報あおき」と例規集等に係る経費となっております。

節12委託料の004例規集データ更新等委託料の増の主な要因でございます。

目3財政管理費は予算書と決算書の印刷代となっております。

続いて、42、43ページをお願いします。

目5財産管理費は、2億2,507万8,000円の減となります。内容は、庁舎を含めて公共施設、公共用地、公用車積立金等の管理に係る経費が計上されてございます。減の主な要因としましては、節14の工事費で令和2年度には庁舎の非常用発電機の更新工事は、あるいは空調設備工事等の大規模工事を計上してございましたが、こちらの完了に伴う減でございます。3年度は庁舎の受変電設備の更新工事を予定しております。

次のページ、44、45ページへ参りまして、節24積立金は財政調整基金等基金の利子を積み立てるものでございます。

目6企画費は、869万円4,000円の減となります。内容につきましては、主な内容は、ふるさと応援寄附金、それから地域おこし協力隊の経費等が計上されております。また、次期長期振興計画の策定に関わる経費もこちらで計上してございます。

節1報酬は、地域おこし協力隊活動報酬として1名分等を計上しました。

節10需用費につきましては、125万7,000円の増で、長期振興計画冊子及び村勢要覧の印刷製本代等を見込んでございます。



46、47ページへ参りまして、節12委託料は、160万7,000円の増で、001委託料で長期振興計画策定に係る補助業務と第二次の公共施設総合管理計画の策定業務委託料を計上してございます。

節13使用料及び賃借料は、165万6,000円の減で、賃借料で地域おこし協力隊、こちらが2名から1名になったことで年間の住宅借上料の減、それから使用車両リース代を見込んでおります。

節18負担金補助及び交付金は、664万8,000円の減で、前年度当初で地域おこし企業人派遣負担金を計上しておりましたが、企業からの派遣が見込めないため減額となっております。

目7諸費は、35万8,000円の減となりました。内容は、交通安全対策防犯関係等の経費が計上されております。新たに御説明すべき事項はございませんけれども、各地区の要望に応じて防犯灯設置に関わるもの、それからカーブミラー設置工事費用等をこちらで計上してございます。

次のページへ参りまして、目8情報通信サービス事業費は、140万6,000円の増となっております。内容は情報センターの設備機器の管理及び保守等の経費が計上されてございます。

節2給料はフルタイム2名分、以下節4共済費まではそれらに係る人件費となっております。

その他ほぼ例年同様の内容となっておりますが、50、51ページに参りまして、節14工事請負費はセンターの設備更新工事としまして、3年度は消防連係サーバーの更新工事を予定しております。

節24積立金で、基金積立金として、600万円を計上してございます。

目9地方創生プロジェクト事業費は、216万6,000円の増となりました。今年度の事業は、引き続きタチアカネ蕎麦推進プロジェクト事業と長期振興計画と併せて策定します総合戦略の策定業務に係る経費を計上してございます。

52、53ページの節12委託料は、前年対比242万6,000円の増で、新年度はタチアカネプロジェクトとして成長戦略の見直し調査費として198万円、推進組織基盤強化としてキャラバン隊の育成等に132万円、広報費、イベント経費に382万6,000円、そば品質向上加工品開発等に418万円、長和町との共同推進事業費で220万円、地方創生の総合戦略策定業務補助で154万円を見込みました。

項2村営バス運行管理費、目1運行管理費は、28万円の減となりました。

節1報酬から節4共済費につきましては、公共交通会議の委員報酬と運転手3名分の人件

費が計上されております。

節10需用費と次のページの節13使用料及び賃借料は、村営バス及びバスターミナルに係る経常経費となっておりますが、運行方法をフルデマンドに変更したことにより燃料費は68万円ほど減となっております。

54、55ページへ参りまして、節18負担金補助及び交付金200万円の増でございます。負担金の地域路線バス維持対策負担金は、上田市と共同で実施しております運賃低減バス運行事業の負担金ですが、コロナ禍による乗客の減を考慮し、800万円を計上いたしました。

ちょっと飛びますが、60ページ、61ページをお願いいたします。

項5選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員4名に係る経費でございます。

目2選挙啓発費は同額。

目3参議院議員選挙費は、4月25日執行の補欠選挙に関わる経費を、それから次のページへ参りまして、衆議院議員選挙費は秋までに実施される予定の総選挙に係る経費。

それから、次のページへ参りまして、目5村長・村議会議員選挙費は、4月25日に参議院の補欠選挙と同日執行を予定しております選挙に関わる経費をそれぞれ計上してございます。

項6統計調査費、目1統計調査総務費は、248万1,000円の減となっております。令和2年度に実施された国勢調査の費用が減の要因でございますが、令和3年度は学校基本調査、経済センサス活動調査に係る費用となっておりますので、説明については省略させていただきます。

66、67ページへ参りまして、項7目1監査委員費につきましては、監査委員2名分の活動経費で前年同額でございます。

また、少し飛びますが、128ページ、129ページでございます。

款8項1消防費、目1常備消防費は、268万3,000円の増で、上田地域の広域連合への負担金で若干増額となっておりますが、川西消防署の救急車が更新となる予定でございます。

目2非常備消防費は、72万2,000円の減となっております。内容は、消防団に関わる活動経費が主な内容となっております。

節1報酬の001消防団団員手当は、基本消防団員と消防団協力団員、機能別消防団員の合計250人に対する報酬です。002自動車ポンプ班員は、ポンプ車班15人とポンプ班10人分。003消防委員は、会議・各種大会への参加報酬となっております。

節3職員手当等は、出勤手当が5万円の増となっております。

節7 報償費の001退職団員報奨金は10名分となっております。

以下については、大会等の謝礼・祈念品代となっております。

次のページへ参りまして、節10需用費は消耗品費で、昨年に引き続き団員の安全確保のため難燃性の活動服、追加で35着を計上してございます。

節19負担金補助及び交付金はほぼ同額でございます。負担金の損害補償掛金が300名分、退職報償金掛金は団員200名分となっております。補助金の地域消費券購入補助金は、団員150人に対して地域消費券を配布するものでございます。

目3 消防施設費は、759万5,000円の減となります。内容は、地区並びに消防団の要望に対しての消防設備等全般にわたり計上されております。減額の要因は、工事費の減に伴うものでございます。

節10需用費はほぼ前年並みでございまして、修繕料は小型動力ポンプ修繕並びに積載車等の車検代や消火栓・防火水槽の修繕等の経費が計上されております。

次のページへ参りまして、節14工事請負費は、指定避難所としました保育園のリズム室に空調設備を設置する工事費を計上してございます。

目4 水防費は土のう袋、土のう用砂の購入に係るものでございます。

続いて、また少し飛びますが、170ページをお願いいたします。

170、171ページ、款11項1 公債費、目1 元金は、トータルで470万円の増となっております。

目2 利子は、220万円の減となっております。

款12項1 目1 予備費は、新型コロナウイルス感染症対策の財源として、1,700万円の増の2,000万円をこちらで計上いたしました。

次のページ、172ページは、給与費の明細書になります。特別職については、比較の欄で職員数が227人の増となっておりますが、こちらの要因は今年度実施予定の参議院議員、村長・村議選、衆議院選の分が増の要因となっております。その他の欄については記載のとおりでございます。

173ページ、2の一般職、(1) 総括につきましては、比較の欄で職員数が4名の減、フルタイムの会計年度任用職員が含まれております。括弧内の数字は再任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の数で5名増となっております。

174ページには、内訳としまして、会計年度任用職員以外と会計年度任用職員とに分けて集計してございます。

次のページ以降につきましては記載のとおりでございますので、説明については省略させていただきます。

以上、議案第17号、令和3年度一般会計予算について、歳入全般と歳出の総務企画課関係について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしく申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目4 会計管理費、1,864万4,000円は、前年比で17万6,000円の減でございます。節2の給料、節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、職員2名分。

42ページで、節10の需用費、004の印刷製本費13万5,000円につきましては、財務会計用の納入通知書等の印刷費でございます。昨年は、決算書の印刷費をこの節に計上しておりましたが、財政管理費に移したため減となっております。

54ページをお願いいたします。

款2 総務費、項3 徴税费、目1 税務総務費2,586万5,000円につきましては、前年比で152万1,000円の増でございます。

節1 報酬については固定資産の評価委員3名分2万2,000円、それからパートタイムの会計年度任用職員1名分で70万6,000円。

節2の給料から節4の共済費につきましては、職員3名分とフルタイムの会計年度職員1名分でございます。

56ページへ参りまして、目2の賦課徴収費でございますが、2,955万9,000円、こちらは前年比で184万8,000円の増でございます。

58ページの節12委託料に参りますが、課税事務に関する電算への委託料が主なものでございますけれども、本年度軽自動車税の届出等に関するワンストップサービス及び自動車税の納税確認電子化のシステムの導入に係る導入費177万3,000円を計上してございます。また、037の固定資産の評価台帳基礎資料の整備業務につきましては、147万3,000円の増となっております。

以上、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、

お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課に関わる歳出予算について御説明申し上げます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所、異なった箇所、重要な箇所などを中心に説明してまいります。

58ページをお願いいたします。

款2総務費、項4目1戸籍住民基本台帳費、給料職員手当等につきましては、職員3名分うち1名は育休明け3か月分でございます。

60ページ、節12委託料、住基ネットワーク戸籍情報に係るシステム保守委託料でございます。前年度より540万9,000円の減となっております。

節13使用料及び賃借料では、住基戸籍総合システムハードリース料でございます。

節17備品購入費は、レジスターの更新でございます。

節22償還金利子及び割引料は、中長期在留者住居地届出等事務に関わるものでございます。

66ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、節1報酬、委員報酬ですが、28名分でございます。給料職員手当等は職員3名分、フルタイム任用職員1名でございます。

68ページをお願いいたします。

節7報償費、出産祝い金として21名分を計上いたしました。

節10需用費、消耗品費ですが、延期になりましたパラリンピック聖火フェスティバルに係る物品代を再度計上しております。

節18負担金補助及び交付金、社会福祉協議会負担金は、前年比32万4,000円の減となっております。

70ページ、節27繰出金は国保会計へ繰り出すものでございます。

項2障害者福祉費、節1報酬は、障害者福祉計画策定委員8名分でございます。

節11役務費手数料ですが、福祉医療費事務取扱い手数料は、63万2,000円の減となっております。

節12委託料、福祉医療給付システム改修委託料は新規でございます。

節18負担金補助及び交付金、補助金ですが、精神障害者地域活動支援センター事業補助金は、35万8,000円の減となっております。

72ページ、節19扶助費、介護給付・訓練等給付費は1,057万6,000円の増となっております。内訳は訪問系サービスが5名1,288万4,000円、日中活動支援25名5,088万円、住居支援12名、1,623万円、児童通所17名1,492万2,000円等となっております。

目3老人福祉費、節7報償費は、高齢者祝い金55名分でございます。

節10需用費、燃料費はくつろぎの湯の灯油代でございます。

節12委託料、くつろぎの湯管理委託料は、217万5,000円の増、老人センター管理委託料は、20万8,000円の増でございます。

74ページ、節14工事請負費は、くつろぎの湯高圧受変電設備の更新工事でございます。

節18負担金補助及び交付金、長野県後期高齢者医療広域連合負担金は、97万7,000円の減でございます。

節27繰出金では、介護保険特会が、227万3,000円の減、後期高齢者医療特会は、34万2,000円の増でございます。

目4地域包括支援センター費ですが、節1報酬はパートタイム任用職員2名分、給料職員手当等では職員3名分、フルタイム任用職員1名分を見込んでおります。

76ページ、節12委託料、介護予防サービス計画委託料25万2,000円の増、介護予防ケアマネジメント委託料42万円の増となっております。

目5国民年金費、目6人権対策費、次のページの目7地域少子化対策強化事業費は、例年並の支出を見込んでおります。

項2児童福祉費、目2児童措置費、節19扶助費、乳幼児・児童医療給付費につきましては、柔道整復診療が4月から現物給付方式に変わりますが、予算上は前年並みとさせていただきました。児童手当につきましては、174万円の減でございます。

目3母子父子福祉費、節19扶助費、母子父子家庭医療給付費は前年実績から若干の減を見込んでおります。

86ページをお願いいたします。

項3生活保護費、項4災害救助費につきましては、特に申し上げることはございません。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節1報酬、委員報酬は衛生委員12名、保健補導員42名、健康寿命延伸プロジェクト委員20名でございます。会計年度任用職員報酬はパートタイムで、保健師、栄養士、保育士等でございます。給料職員手当等は5名分でございます。

88ページをお願いいたします。

節7報償費は、高齢者の保健と介護の一体化事業として運動教室と歯科事業に、53万5,000円を新たに計上いたしました。その他、一体化事業といたしましては、需用費、消耗品費に36万9,930円、役務費、郵送料及び保険料に9万9,000円等、また保健師・管理栄養士の給与、共済費の一部を充てる予定でございます。

節12委託料、肺がん検診委託料は、結核検診と一本化したことにより、39万9,000円の増。婦人検診委託料は検診単価の変更により、14万6,000円の増となりましたが、この検診ローテーション去年から見直しをしておりますが、地区別から年齢別へと切り替えるわけですが、本年度で終了する予定でございます。

90ページ、健康管理システム委託料は、制度改正に伴うロタウイルス予防接種登録22万円、新型インフルエンザ予防接種対応71万5,000円のシステム改修費が含まれております。

節13使用料及び賃借料、使用料、健診ツール使用料はあなみツールというソフトがございますが、これの使用料でございます。

節14工事請負費は、保健センターの畳修繕と網戸設置工事でございます。

節18負担金補助及び交付金、補助金では地域猫繁殖制限事業補助金、佐久医療センター救命救急センター運営事業費補助金が新規でございます。青木診療所整備事業補助金は、診療所の配管設備の更新工事を予定しております。

92ページ、目2予防費、節10需用費の医薬材料費は、78万4,000円の減、節2委託料結核予防検診委託料は皆減でございます。予防接種委託料は、15万2,000円の減、予防接種対象者の減によるものでございます。

節18負担金補助及び交付金の人間ドック等補助金は日帰り25名、1泊5名、脳ドック1名分で前年と同額でございます。インフルエンザ予防接種費用補助金は、生後6か月から中学3年生まで全員を対象にするものでございます。

目3環境衛生費、節12委託料、特定外来種調査駆除委託料は、昨年実施を見合わせましたアレチウリの駆除活動に村内各区の協力を得て、再度調査駆除をお願いするものでございます。

94ページをお願いいたします。

項1清掃費、目1塵芥処理費、節10需用費、消耗品でございますが、ごみ袋のほかに危険物用と有害物用のコンテナ、ペットボトル及び缶類の回収用ネットの購入予定でございます。印刷製本費は、ごみ分別種用のポスター解説冊子、収集場所の掲示板等でございます。

節17備品購入費は、ごみステーションが2基分でございます。

節18負担金補助及び交付金、クリーンセンター負担金は、92万円の減となっております。

目2し尿処理費、節18負担金補助及び交付金、し尿処理施設運営経費負担金は、長和町からの試算に基づくものでございます。遠隔地補助金は前年と同額でございます。

項3上水道費につきましては、建設農林課より御説明申し上げます。

以上、住民福祉課関係の予算について御説明申し上げます。よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 保育園関係について御説明させていただきます。

80、81ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費は、1億4,168万4,000円をお願いするものです。

節1報酬2,640万円は、会計年度任用職員報酬、パートタイムになりますが10人分、嘱託医師報酬は内科医1人、歯科医1人分です。節2給料4,869万6,000円は、一般職員10人分、会計年度任用職員、フルタイムですが8人分です。

節3職員手当等2,906万9,000円は、正規及び会計年度任用職員に係るものです。

節4共済費1,641万8,000円は、職員共済組合負担金18人分、会計年度任用職員保険料14人分です。

節7報償費16万5,000円は、講師謝礼です。

次のページをお願いします。

節8旅費76万5,000円は、普通旅費は研修会及び保育大会の旅費です。任用職員の通勤手当は10人分を見込んでいます。

節10需用費1,587万8,000円は、消耗品費として保育に係る教材等費27万1,000円が主なものです。燃料費は給食用のガス代、それから暖房用の灯油代等です。光熱水費は水道料及び電気料になります。修繕料は、保育園園児用のげた箱修理代として6台分39万6,000円、それからテラスのスロープの修理、4万7,300円が主なものです。賄い材料費は給食に係る材料、250日分です。

節11役務費35万5,000円は手数料、これは施設管理にかかってくるものです。それから、保険料は保育所賠償保険、それから自動車保険料です。

節12委託料124万円は、検査委託料は検便、それから食品検査料になります。電算委託料につきましては、子ども・子育て支援システムにかかってくるものです。清掃委託料、厨房



の清掃、それからあおきっこ広場の草刈りに係るものです。

節13使用料及び賃借料124万6,000円は、使用料としては複写機、それから下水道使用料になります。賃借料は、親子遠足での自動車借上料、それから印刷機の借上料になります。

次のページをお願いします。

節14工事請負費71万円は、村単工事請負費として保育室、リズム室の暖房機の交換をお願いするものです。

節17備品購入費29万8,000円は、未満児クラス洗濯機1台、それから未満児用机1台、それから未満児用椅子5脚分をお願いするものです。

節18負担金補助及び交付金44万4,000円は、負担金として通園バス負担金25万7,000円、研修会参加負担金8万5,000円、それから保育所運営協議会負担金4万7,000円が主なものとなっています。

以上、保育園関係の予算について御説明いたしました。御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 説明途中でございますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は13時からということをお願いいたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（宮下壽章君） 一般会計の予算説明中でございますので、引き続き建設農林課関係のところでは花見建設農林課長より説明いただきます。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、建設農林課に関わる歳出予算について御説明させていただきます。

説明に当たりましては、新たに計上した箇所、変更となった箇所、重要な箇所などを中心に説明をさせていただきます。

94ページをお願いします。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道費、6,952万1,000円につきましては、節2給料から節4共済費までの人件費として職員1名、会計年度任用職員0.5人分を計上しております。

次の97ページをお願いします。

節18負担金補助及び交付金6,390万3,000円につきましては、1,460万8,000円の減、簡易水道事業会計負担金を計上しております。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬299万3,000円では、委員16名分の報酬となっております。

次のページをお願いします。

目2農業総務費、節1報酬では任用職員1名分、節2給料では職員3名、任用職員地域農業マネージャーほか1名分を計上しております。

100ページをお願いします。

目3農業振興費、節12委託料、010支障木除去委託料33万円につきましては、平成21年より入奈良本牧場におきましてタチアカネそばの原種を栽培しておりますが、圃場内の広葉樹などが大きくなり、栽培管理に支障を来しておりますので伐採をする予定です。

節18負担金補助及び交付金、負担金新規就農者支援体制整備事業77万9,000円につきましては、上田市長和町JA信州うえだと連携し、信州うえだファームが行う研修制度を活用して新規就農者を確保・育成するものでございます。

103ページをお願いします。

028獣害予防施設設置事業補助金110万8,000円につきましては、大規模防護柵の設置補助分の100万円を増額しております。046水田営農推進機械施設等補助金では、農業トラクター導入に伴う助成を予定しております。交付金001中山間地域等直接支払事業交付金1,288万8,000円では、21集落分を計上しております。004多面的機能支払交付金989万9,000円につきましては、農地維持441万円、資源向上520万円が主なものでございます。005農業次世代人材投資資金交付金300万円につきましては、次世代を担う農業者となることを目指します50歳未満の方に対しまして営農準備の支援をするもので、2名分を見込んでおります。

目5農地費、節12委託料36万3,000円の調査設計委託料と、次のページをお願いします。節14工事請負費275万円につきましては、当郷地区中村水路の改修を計上しております。

目8国土調査費、節1報酬291万9,000円につきましては、会計年度任用職員2名分、節

2 給料、職員 1 名分を計上しております。

107ページをお願いします。

節12委託料、002一筆地測量委託料130万9,000円では、中村地区2区・3区境界設置業務委託料としております。節13使用料及び賃借料、002調査維持管理システム借上料37万7,000円につきましては、J I S管理機能ライセンスの追加分として計上しております。

109ページをお願いします。

節12委託料、001委託料、005地域林政アドバイザー業務委託料ですが、森林経営計の指導、間伐等の施業現場の調査を委託しております。002国補助事業委託料、松林健全化推進事業伐倒駆除1,440万円につきましては、421万2,000円の減、450立方メートル分を計画し、003保全松林健全化整備事業委託料2,925万円につきましては、265万円の減、900立方メートル分を予定しております。009森林づくり推進支援金事業93万5,000円につきましては、県補助により松くい虫防除事業を行います。

111ページをお願いします。

005森林環境譲与税事業委託料700万円につきましては、松くい被害拡大防止として233立方メートルの伐倒駆除を予定しております。

節14工事請負費198万円につきましては、飯綱山林道舗装工事等を予定しております。

節17備品購入費75万5,000円につきましては、デジタル無線機10台の購入を予定しております。有害鳥獣駆除などの連絡無線として使用する予定でございます。

003有害鳥獣駆除機材40万円につきましては、くくりわな30基、捕獲おり5基を予定しております。

節18負担金補助及び交付金、負担金004上田地域林務行政連絡会負担金93万4,000円につきましては、森林管理、広域連携に向けた検討を進めております。

補助金002森林造成事業補助金564万4,000円につきましては、搬出間伐31ヘクタール390万9,000円が主なものでございます。014樹種転換事業補助金132万円につきましては2ヘクタール分を計画しております。

121ページをお願いします。

款7土木費、目1土木総務費、節2給料等、職員2名分を計上しております。

飛びまして、125ページをお願いします。

目2公共下水道費、節2給料等につきましては、下水道事業職員1名分、会計任用職員0.5人分を計上しております。

節18負担金補助及び交付金 2億1,079万3,000円につきましては、1,008万1,000円の増、公共下水道事業会計補助金となります。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、節1報酬20万円につきましては、臨時的に除雪作業を実施していただくものです。

節10需用費、修繕料1,600万円では、村道道路修繕舗装道路排水修繕を計上しております。

節12委託料、調査設計委託料110万円では、村単道路改良工事の調査設計を見込んでおります。

節13使用料及び賃借料132万円につきまして、各地区で御協力をお願いしております、材料支給事業の重機借上料等を見込んでおります。

節14工事請負費1,830万円につきまして、村道道路改良工事等を計上しております。

次のページをお願いします。

節15原材料402万7,000円、材料支給事業に伴います砕石生コン等が主なものでございます。

目2道路新設改良費、節2給料等につきましては、職員1名分でございます。

節12委託料110万円につきましては、道路改良工事等の調査設計等を予定しております。

節14工事請負費3,190万円につきましては、中村地区道路新設工事330万円、村道国道北2号線道路改良駐車場整備工事として2,860万円を計上しております。

節16公有財産購入費130万円につきましては、中村地区新設道路の用地費が10万円、村道国道北3号線道路用地分120万円を計上しております。

節18負担金補助及び交付金、県単道路改良負担金300万円につきましては、村道当郷北3号線の改良工事の調査設計業務を国道143号の歩道整備に伴い県で実施しておりますので、その負担分となります。

目4河川改良費、節12委託料66万円、次のページをお願いします。

節14工事請負費660万円につきましては、琴山川整備工事30メートルを計画しております。168ページをお願いします。

款10災害復旧費につきましては、頭出しを計上させていただきました。

以上、建設農林課関係の予算でございますが、御審議をいただき、お認めいただきますようお願いいたしますして説明を終わらせていただきます。

○議長（宮下壽章君） 次、中沢商工観光移住課長をお願いします。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） それでは、商工観光移住課について

御説明申し上げます。

110ページ、111ページを御覧ください。

款6 商工費、項1 商工費、目1 商工総務費でございます。

商工総務費総額で前年比で431万3,000円の減でございます。これは、前年同様3人の職員の人件費等を見込んでおりますが、年齢構成が変わったことによる減額でございます。

続きまして、112ページを御覧ください。

目2 商工業振興費でございます。

これ、前年比におきまして544万2,000円減となっております。

主には、18負担金補助及び交付金を御覧ください。

負担金補助及び交付金の中で前年比540万9,000円減となっております。

これは主に、消費券につきまして、こちらの国の3次の臨時交付金の補正のほうに移し替えますので、そこを今年度当初予算から落としているもの及び、前年は60周年記念で事業計上をしているものを減にしているものでございます。

続きまして、目3 観光費でございます。

こちらにつきまして、7 報償費のところの前年比で観光サポーターズクラブの経費を前年58万8,000円を見込んでございましたけれども、それを総額国の臨時交付金の3次に割り振るというつもりでございます。

そのほか、8の旅費につきまして、003特別旅費の001宣伝旅費につきまして、21万7,000円を計上しておりますが、これ、前年比30万8,000円の減をしております。これは、コロナにおきまして、多分、宣伝に向けた出張等が難しいだろうということを見込んで減にしているところでございます。

続いて、11の役務費につきまして、特に003広告料でございます。広告料につきましては、前年比約20万減をしているところでございます。

それから、12の委託料でございますけれども、こちらのほうで、前年11万をイベント委託料ということでタチアカネ大使の委託を計上しておりましたけれども、こちらは事業の見直しの中で、タチアカネプロジェクトのほうに計上をしているもので、商工観光移住課から落とさせていただきました。

続きまして、116ページを御覧ください。

引き続き、観光費でございますけれども、002補助金の中で、イベント補助金20万減をしております。こちらにつきましては、タチアカネ花見祭りを開催は致しますけれども、事業

見直しの中で、タチアカネプロジェクトのほうに振り替えたものでございます。

続きまして、目4昆虫資料館費でございます。

前年度比140万2,000円減となっております。こちらにつきましては、まず、節10の需用費におきまして、004修繕料につきまして、前年度比75万減としております。こちらは、玄関方面の改修を見込んだものが、その改修が終了したということでありまして。また、改修につきましても、極力職員の手でやるということで節減を図ったところでございます。

続きまして、118ページを御覧ください。

こちら、商工費の前年、備品購入31万4,000円を見込んでおりましたけれども、こちら、パソコン購入を試みましたが、既存のもので対応したということで、今年度は購入することもなく、予算から3年度は落とさせていただきました。

続きまして、目5移住定住促進費でございます。

前年比43万3,000円でございます。こちらについては主には職員の中の節4共済費の中で負担金というものが変更となったものによるものでございます。こちら、保険の振替が生じたものでございます。

続きまして、120ページを御覧ください。

目6道の駅関連施設運営費でございますけれども、前年比371万3,000円を減といたしました。こちらのほうについては、昨年度のレジの支払いの無人化に伴うレジスター改修経費というものが前年計上されたもので、それが落ちたものとなります。

また、今年度、令和3年度におきましては、14工事請負費の中で梅ハウスの移設経費を52万新たに含めました。これは、加工用の梅の作業ハウスを移設することに要する経費でございます。

飛びまして、128ページをお願いいたします。

項3住宅費、目1住宅管理費でございますけれども、前年に比べまして335万2,000円増となっております。こちらにつきましては、節10需用費の006修繕料、こちらが前年比155万増となっております。これは、木立団地の屋根塗装などの新たな経費を見込んでいるものでございます。及び節12委託料をお願いいたします。

委託料の中で、住宅維持管理委託料を165万増となっております。こちらは村営住宅長寿命化計画の策定委託の経費を計上いたしました。

商工観光移住課につきましては以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 次に、沓掛教育長をお願いします。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係の歳出予算について御説明を申し上げます。

84ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目5児童福祉施設費は児童センター関係の予算でございますが、82万7,000円の増であります。

節7報償費では、今年度はコロナ禍でできなかった水曜クラブでしたが、予算では例年どおり13種類の講座の謝金を計上してございます。

節11役務費、006保険料は、児童センターで午前中に2回行う母子相談事業カンガルー教室の保険料であります。これは、子供への関わり方に悩んでいる母親に対する相談事業でございます。

飛びまして、132ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、6万2,000円の減でございます。節1報酬の教育委員につきましては4名でございます。

次に、134ページですが、目2事務局費でございます。109万2,000円の増になっております。節7報償費、002講師謝礼は、臨床心理士の奥田健次氏の講師謝礼でございます。年6回程度スーパーバイザーとしてお願いしております。また、003障がい児教育早期支援事業講師謝礼として3万円を計上してあります。専門性の高い指導者に講演を依頼したり、保育園や小学校に指導に行っていたりするための費用でございます。

136ページ、目3教育指導非常にてございますが、171万5,000円の減でございます。

節12の委託料は、ALTを保育園、小学校、中学校、児童センターに配置するものであります。今年度から英語科の指導が新たな教科として始まっていますが、ALTと担任との連携が大変重要になっております。

次139ページ、節20扶助費では、準要保護就学援助費は、小学校23名分、中学校は22名分を見込んでございます。特別支援学級分では、小学校で14名分、中学校8名分を見込んでございます。

次のページをお願いします。

節27繰出金ですが、今年度も奨学資金として一応1,000円を計上してはありますが、今のところ現状で運用ができるのではないかと考えております。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、241万8,000円を減額いたしました。

節2の給料ですが、新1学年と新3学年は共に37名でございます。実情や学校からの願いを踏まえて、村費職員を新1年生と新3年生に配置し、それぞれ2学級で行いたいと考えております。また、4・5・6年の理科を指導していただく講師も昨年同様配置いたします。

143ページをお願いします。

節14工事請負費では、校舎西側の雨漏り改修工事と本校舎と給食室棟をつなぐ廊下の屋根の拡張設置工事であります。

145ページでありますけれども、節18負担金補助及び交付金では、004統合型校務支援システム利用負担金を計上してあります。これは、昨年度から県が全ての小中学校に導入を計画したシステムで、児童生徒の成績処理や健康管理、教員の勤務時間の管理など、様々に対応できるシステムが導入されました。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、740万3,000円を減額いたしました。

節2給料に載せてある常勤の教員は当初予算では人事異動が固まっていなかったために、前年度と同様1名の人数を計上してございますが、実際には、来年度村費で1名の教員を新たに雇用する予定でございます。

節10需用費、004の印刷製本費では、定期テストの印刷代を計上してあります。

147ページ、節13使用料及び賃借料では、001使用料の中の006使用料には、オンライン教材「すらら」の使用料が計上されています。児童たち一人一人にIDが配布されますので、1人1台のタブレットを使用しての個別の学習が可能になっております。来年度はGIGAスクール構想に基づいてICT機器の有効な利用について一層推進していく必要があると考えております。

149ページの節18負担金補助及び交付金では、小学校と同じく、004統合型校務支援システム利用負担金を計上してあります。

項4社会教育費、目1社会教育総務費については例年どおりでございます。

続いて、目2公民館費は282万円の増でございます。

151ページでありますけれども、増額の主な内容は、節18負担金補助及び交付金の増で、来年度は夫神区の公民館の公民館改築の補助金として244万6,000円を計上してございます。

152ページの目3文化会館費は、140万3,000円の減となっております。

減額の理由は、昨年行った工事費が減になっているため、特に申し上げることはありません。



154ページの目4文化財保護費は297万2,000円の増となっております。

増額の主な理由は、節12委託料の増で、埋蔵文化財試掘調査委託料として新たに300万円を計上してあります。これは、来年度中に青木村の埋蔵文化財があると思われる地籍を明確に地図に落とし込む作業を埋蔵文化財センターに委託するものであります。

現在は、推定される地域を丸印で地図に書き込んだものがありますけれども、平成26年の県教育委員会通知によって範囲を示すようにという指示を受けての作業になります。

目5青少年健全育成費は11万9,000円の減となっております。

節1報酬、001部活動指導員として、剣道部を指導する3名の先生方の報酬を見込んでおります。

次に、156ページであります。目6美術館費は128万8,000円の減となっております。これは、次のページの節14工事請負費として昨年計上した階段修理費が減額になっているためであります。来年度は工事費としては火災通報装置の取替工事を予定しております。

目7の図書館費は150万1,000円の減となっております。

減額の主な理由は、節1報酬の減で、1名を五島慶太未来創造館に振り替えたことによりです。

162ページ、目8歴史文化資料館費と目9民俗資料館費ですが、共に30万3,000円、それから13万5,000円を増額してございます。これは共に、印刷製本費の増で、新たにパンフレットを印刷する計画でございます。

続いて、目10五島慶太未来創造館ですが、38万5,000円の減額となっております。

節1報酬として、会計年度任用職員のパートタイム2名と、節2給料として1名のフルタイムの会計年度任用職員を計上してございます。

165ページであります。節7報償費として、企画展等の指導者の謝礼を計上してあります。

節10需用費は、子供向けの冊子やパンフレットの印刷代が内容になっています。

節12の委託料ですが、004作品作成委託料では、パネルの製作委託料を予定しております。昨年は、コロナ禍の影響があった中ですが、4月に開所以来、1月末までおよそ4,000人の来館者がありました。今後、アフターコロナとなった場合には、一層の来館者があるものと考えております。

続きまして、項5保健体育費ですが、ここでは特に申し上げることはございません。

以上、一般会計の教育委員会関係の歳出予算の説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

---

◎議案第18号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第20、議案第18号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、説明者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 議案第18号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

183ページをお願いいたします。

令和3年度青木村国民健康保険特別会計予算は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,662万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

190ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 国民健康保険税ですが、総額で前年度と比較して447万3,000円の減でございます。

3年かけて進めてきた税率の見直しは進行しております。今年度は税率の変更がその原因ではなく、新型コロナウイルスの影響を考慮し減額させていただいたものでございます。

192ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項1 県負担金及び補助金、節1 保険給付費交付金の普通交付金は1,094万5,000円の増、医療費に係る県からの交付金でございます。節2 特別交付金、保険者努力支援分は13万円の増でございます。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は200万円の増。節5 財政安定化支援事業繰入金は50万円の増でございます。項2 基金繰入金は国保税の不足分と言えるものでございますが、500万円の減でございます。

款7 繰越金も300万円の減とさせていただきました。

194ページをお願いいたします。

款8 諸収入、項2 目5 節1 雑入、健康診査料収入は前年と同額で、節目健診で無料の対象者を差し引いた222名分でございます。

196ページをお願いいたします。

### 3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節12 委託料国民健康保険連合会委託料は、被保険者証レイアウトプログラム改修費用を新規で計上しております。電算委託料は23万6,000円の減でございます。

款2 保険給付費、項1 療養給付費は項全体で752万5,000円の増。

198ページ、項2 高額療養費は項全体で338万3,000円の増となっております。

200ページをお願いいたします。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は2件分。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費では10件分を見込んでおります。

項7 結核精神諸費、目1 結核精神給付品は前年並みでございます。

項8 傷病諸費、目1 傷病手当金は頭出しでございます。

国保加入者が新型コロナウイルスにより傷病したときのためのものがございます。

款3 国民健康保険事業費納付金は、全体で209万5,000円の減でございます。国保の財政運営主体である県に納める負担金でございます。

202ページをお願いいたします。

款5 保険事業費、項1 保険事業費、目1 保健衛生普及費、節18 負担金補助及び交付金、人間ドック健診補助金は日帰り80名、1泊10名、脳ドック1名分を見込んでおります。

項2 特定健康診査等事業費では、節12 委託料、特定健診委託料が370人分、特定健康指導6名分を見込んでおります。

204ページ、款5 諸支出金、項1 目1 退職被保険者等保険料還付金は対象者の減により頭出しとしたものがございます。

款6 予備費は100万円の減とさせていただきました。

次のページの給与費明細書は、一般会計に準じておりますので省略させていただきます。

以上、国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第21、議案第19号 令和3年度青木村別荘事業特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明をお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第19号について御説明申し上げます。

207ページをお願いいたします。

令和3年度青木村別荘事業特別会計予算。

令和3年度青木村別荘事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,636万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び該当区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額1,636万6,000円は昨年マイナス33万3,000円、2%の減となります。

208から213ページまでの説明は省略をさせていただきます、214ページをお願いいたします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款1 財産収入、項1 財産売払収入、目1 不動産売払収入は、前年同額でございます。

款2 項1 目1 繰越金75万6,000円は、25万6,000円の増で前年度繰越金でございます。

款3 項1 目1 別荘管理収入は5万円の減。現年度分管理費の内容は、土地のみの区画が単価2万5,200円で118件、建築済みの区画が単価5万400円で200件を見込みました。別に下草刈り分も併せて見込んでおります。

款5繰入金、項1目1基金繰入金は50万円を工事費に充当して使用するものでございます。  
216、217ページ。

3、歳出について御説明申し上げます。

款1事業費、項1目1別荘事業費は3万3,000円の減。

節1報酬から節4共済費までは、フルタイムとパートタイムの会計年度任用職員それぞれ1名に伴う人件費となっております。報酬には草刈り等作業員の賃金が含まれております。

節10需用費については、前年10万3,000円の減、001消耗品から005光熱水費までは管理事務所の経費、それから006修繕料は道路修繕を含めた別荘管理に関わるトラクター、草刈り機等に係る経費が計上されております。

節11役務費は前年同額。

次のページに参りまして、節12委託料は、夜間のパトロールに伴う委託料を月3回分計上してございます。

節13使用料及び賃借料は19万8,000円の減。

軽トラックのリース料の減によるものでございます。

節14工事請負費は25万3,000円の減で、道路の舗装ですとか水路の改修を予定してございます。

節15原材料費は、テニスコートの砂のほか、有害鳥獣の侵入防止柵の資材200メートル分を見込みました。

節17備品購入費は3万3,000円の減でございます。施設管理機器としまして、草刈り機・チェーンソーの購入を予定してございます。

節18負担金補助及び交付金は前年同額で、沓掛、また入奈良本地区への区費及び協力金でございます。

節26公課費は、自動車重量税と別荘事業に伴う消費税の納付金でございます。

220ページの給与費明細書になりますが、内容については一般会計に準じて作成しておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上、議案第19号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第22、議案第20号 令和3年度青木村介護保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 議案第20号 令和3年度青木村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

221ページをお願いいたします。

令和3年度青木村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,466万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

228ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 保険料は款全体で234万円の減となっております。

項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、節1 現年度分特別徴収保険料及び節現年度分普通徴収保険料につきましては、月額6,000円を基準額とし、所得に応じ10段階の保険料率で算定したものでございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金は、給付費のうち施設分15%、4,216万2,750円、居宅分20%、4,417万600円でございます。

項5 介護保険者努力支援交付金は新規でございます。

款4 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、給付費の27%相当分でございます。

230ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金は、給付費のうち施設分17.5%、4,918万9,875円、居宅分12.5%、2,760万6,625円でございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は、繰入れ基準により保険給付費の12.5%を繰り入れるものでございます。

項5 低所得者保険料軽減繰入金は、228万6,000円の増となっております。

234ページをお願いいたします。

### 3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、節12委託料、電算処理委託料のシステム改修委託料は、介護報酬改定に伴うシステム改修等があり、262万円の増となっております。

項2 介護認定審査会費、目1 認定調査会等共同設置等負担金は、上田地域広域連合に委託するもので、例年300人程度をお願いいたしております。

目2 認定調査費等は、生活保護費被保険者に係るもので、広域のほうではできないことから、村で行うものでございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費は、要介護1から5の在宅サービス費で、デイサービス、ホームヘルプ、ショートステイ等に係るものでございます。

236ページ。

目3 地域密着型介護サービス給付費は、認知症型グループホームのグループホームあおき9床分でございます。

目5 施設介護サービス給付費は、老人福祉施設（特養）、それから老人保健施設、療養型医療施設分でございます。

238ページ。

項2 介護予防サービス等諸費、目1 介護予防サービス給付費は、要支援1・2の在宅サービス費で、デイケア、福祉用具の貸付け、それからショートステイ等に係るものでございます。

242ページ。

項4 高額介護サービス等費、目1 高額介護サービス費は、介護保険利用者の負担上限額を肥えた場合に所得に応じて給付されるサービスでございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者介護サービス費は、要介護認定者のショートステイを含む施設の食事代、部屋代の減額分でございます。

246ページ。

款5 地域支援事業は551万8,000円の増となっております。

項1 目1 介護予防生活支援サービス事業費は、訪問通所介護相当及び通所訪問サービスA型に係るものでございます。

項2 目1 一般介護予防事業費、節7 報償費は、介護予防事業のための講座・講演会等の講師謝礼でございます。

248ページ。

節12委託料は、筋力アップ、脳と体のストレッチ等の運動指導でございます。

項3包括的支援事業・任意事業費、目2権利擁護事業費は、成年後見に係る経費、目4任意事業、節7報償費は介護者の集い等講師謝礼でございます。

節12委託料は、介護予防地域支え合い事業として、外出支援サービス事業473万円、緊急通報体制等整備事業30件、71万2,800円、訪問理美容サービス事業10回、2万円でございます。

節18負担金補助及び交付金は、紙おむつ補助金30件分、節19扶助費は、寝たきり認知症老人介護慰労金で、18名分を見込んでおります。

250ページ。

目5認知症総合支援事業は、認知症相談6回、認知症サポーターフォローアップ講座1回を予定しております。

以上、介護保険特別会計予算について説明いたしました。よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第23、議案第21号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 議案第21号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。

253ページをお願いいたします。

令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,680万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。



260ページをお願いいたします。

## 2 歳入

款1 後期高齢者医療保険料につきましては、165万6,000円の増となっております。

加入者が年金中心の収入構造となっていることから、新型コロナウイルスの影響は主になかったのではないかと考えられます。

3 繰入金、項1 一般会計繰入金ですが、保険者の支援分と保険料減免分に対して一般会計より繰入をするものでございます。

262ページをお願いいたします。

## 3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と繰入金を合算して後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げました。よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） ただいま、議案21号の説明が終わったところでございますが、予定では、議案全ての説明が終了した後、社会福祉協議会の予算について小宮山課長から報告をいただくこととなっておりますが、先日の全協でも説明がありましたけれども、本日の午後、鹿教湯病院において新型コロナワクチンの集団接種のリハーサルが行われております。

小宮山課長は本会議終了後にそのリハーサルに参加する予定でございますので、まだ議案の説明が何件かあるわけですが、皆さんのお認めがいただければ、小宮山課長が担当する社会福祉協議会の予算説明を先にしていただいて、説明終了後退席するようにしたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

---

### ◎令和2年度青木村社会福祉協議会補正予算と令和3年度青木村社会福祉協議会会計予算の説明

○議長（宮下壽章君） それでは、予定を変更いたしまして、社会福祉協議会の説明の後、議案第22以降の説明をしていただきますが、それでは、小宮山住民福祉課長から令和2年度青木村社会福祉協議会補正予算と令和3年度当初予算について報告をお願いいたします。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、お願いいたします。

令和2年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第2号）。

令和2年度青木村社会福祉協議会補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ106万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,946万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月5日提出、青木村社会福祉協議会会長、清水よし江。

7ページをお願いいたします。

## 2 歳入

款3事業委託金、項1目1、91万4,000円を追加し、1,825万4,000円とするもので、節1村委託金の老人センター委託料でございますが、水道漏水工事の費用を補填するものでございます。

款6諸収入、項1目1雑入15万円を追加し、40万円とするもので、節2助成金で長野県共同募金会より支援活動応援助成金でございます。

9ページをお願いいたします。

## 3 歳出

款2事業費、項1目1連合費15万円を追加し48万円とするもので、節19扶助費はフードバンク食料支援事業で歳入の支援活動応援助成金を基に困窮世帯の支援に充てるための食料を調達するものでございます。3回目のフードバンク事業で、このうち助成金を受けての実施は12月に続き2回目となります。

項5目1老人センター費91万4,000円を追加して946万9,000円とするもので、節10需用費、修繕料でございますが、先日発生した水道漏水の箇所探索と配管修繕工事に要した費用に当たるものでございます。

以上、青木村社会福祉協議会補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

続いて、令和3年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度青木村社会福祉協議会予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,911万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項間の流用。

令和3年度3月5日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、清水よし江。

7ページをお願いいたします。

## 2 歳入

款1 補助金、項1 村補助金につきましては、32万4,000円の減でございます。

款2 配分金ですが、赤い羽根共同募金より80%が配分されるものでございます。

款3 事業委託金、項1 村委託金、老人センター分は20万8,000円、くつろぎの湯は217万5,000円の増となっております。

款4 使用料及び手数料では、くつろぎの湯使用料が180万円の減、新型コロナウイルスによる入り控えを考慮したものとなっております。

項2 手数料の自販機手数料も新型コロナウイルスの影響を見込んでの減額とさせていただきます。

款6 諸収入、項1 目1 雑入、節2 助成金は、当初段階では新設となります。長野県共同募金会からの助成金をフードバンク事業に充てるものでございます。

9ページをお願いいたします。

## 3 歳出

款1 項1 事務費、節1 報酬は、会長1名、理事4名、評議員12名分とパートタイム任用職員若干名でございます。

11ページをお願いいたします。

款2 事業費、項1 目1 援護費、節19 扶助費は、両親・片親のいない家庭への慰問30世帯分でございます。フードバンク食料支援事業は、長野県共同募金会から助成金を充てるものでございます。

項2 目1 村追悼式は、前年と同額。

項3 目1 助成金は、高齢者クラブほか4団体。

項4目1心配事相談事業費、節1報酬は心配事相談員3名。

節12委託料は、法律相談として司法書士4回分でございます。

項5目1老人センター費、節1報酬は、パートタイム任用職員2名分。給料職員手当と共済費はフルタイム任用職員2名分でございます。

1ページ飛ばしまして、15ページをお願いいたします。

項8目1くつろぎの湯運営費報酬は、パートタイム任用職員2名分、給与職員手当と共済費はフルタイム任用職員1名分を計上しております。

節10需用費、修繕費は前年より37万7,000円の増で、実績に基づくものでございます。

17ページをお願いいたします。

項9地域支え合い事業、節18負担金補助及び交付金、地域支え合い事業補助金は、既存9地域に見込み分1地域を合せ10名分、10地域分を計上しております。

項10結婚推進事業費、節1報酬は、結婚相談員4名分でございます。

19ページ。

項1防災事業費、節10需用費、消耗品費は、災害時に設置するボランティアセンターでの使用を前提とした携帯電話2台分の購入費が含まれております。

節11役務費、通信運搬費はこの携帯電話の使用料でございます。

以上、社会福祉協議会会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（宮下壽章君） ありがとうございます。

では、小宮山課長は御退席ください。

〔住民福祉課長 小宮山俊樹君 退場〕

---

#### ◎議案第22号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第24、議案第22号 令和3年度青木村簡易水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、よろしく申し上げます。

1ページをお願いします。

議案第22号 令和3年度青木村簡易水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和3年度青木村簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数2,076戸

(2) 年間総給水量53万1,188立方メートル

(3) 1日平均給水量1,455立方メートル

(4) 主要な建設改良事業、イ、排水施設費951万7,000円。これにつきましては、村松、西洞、当郷第1ポンプ室の送水ポンプの取替えを予定しております。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

第1款第1項営業収益8,988万8,000円、第2項営業外収益9,588万5,000円。

支出。

第1款第1項営業費用1億5,953万4,000円、第2項営業外費用2,068万9,000円、第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,844万6,000円は、損益勘定留保資金3,758万1,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額86万5,000円で補填するものとする。

次のページをお願いします。

収入。

第1款第1項企業債950万円、第2項負担金及び分担金1,000円、第3項補助金3,843万円。

支出。

第1款第1項建設改良費951万7,000円、第2項企業債償還金7,686万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的。

簡易水道事業債限度額950万円。

起債の方法。

証書借入れまたは証券発行。利率年3%以内。

償還の方法。

公的資金についてはその融通条件により、民間等資金の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政その他の都合により、据置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項目の款の流用。

次のページをお願いします。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

(1) 人件費等負担金616万2,000円。

(他会計からの補助金)

第9条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還等に充てるため、他会計からの補助金を受ける額は6,390万3,000円である。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

13ページをお願いいたします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の主なものを申し上げます。

款1項1 営業収益、目1 水道使用量8,932万円、180万9,000円の増を計上しております。実績等を考慮し増額をいたしました。

項2 営業外収益、目1 他会計補助金2,547万3,000円、1,793万8,000円の減となります。一般会計からの補助金の減によるものです。

目2 長期前受金戻入7,041万1,000円につきましては、将来にわたって利用する資産を取

得したときに、その財源に国庫補助金等が充当される場合には、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割計上されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

支出について主なものを申し上げます。

款1項1目1原水及び浄水費、節17委託料、原水水質検査委託料239万5,000円、また草刈り委託料で224万1,000円が主なものでございます。

節20修繕費220万円、配水池等の施設の修繕、当郷配水池管理道修繕を見込んでおります。

目2配水及び給水費、節17委託料、浄水水質検査委託料320万4,000円、配水池等清掃業務委託料110万円では、中村、弘法第1、当郷第2配水池等の清掃等を計上しております。

節20修繕費858万円につきましては、水道本管止水栓等修繕を見込んでおります。

次のページをお願いします。

目4総係費、節17委託料、公営企業アドバイザー業務委託料55万円につきましては、企業会計移行に伴いまして、初年度決算処理業務など、専門的な事務処理指導を委託し運用を図るものです。

節31負担金、人件費等負担金では、職員1名、会計年度任用職員0.5人分の人件費を見込んでおります。

目5減価償却費1億1,400万7,000円では、構築物8,822万4,000円が1,662万9,000円の減が主なものでございます。

項2営業外費用2,068万9,000円につきましては、目1支払利息及び企業債取扱諸費1,488万円、起債利息分が主なものでございます。

16ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

款1資本的収入、項1企業債、目1建設改良企業債950万円につきましては、送水ポンプ取替えに充当するものです。

項3補助金、目1他会計補助金3,843万円、333万円の増につきましては、元金償還等充当他会計補助金を計上しております。

支出。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設費、節33工事請負費951万7,000円につきましては、西洞、当郷第1ポンプ室送水ポンプの交換に要する経費が主なものとなっております。

項2企業債償還金7,686万円、666万円の増につきましては、水道事業債元金償還金を計上しております。

以上、御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

---

### ◎議案第23号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第25、議案第23号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、議案第23号をお願いします。

1ページをお願いします。

令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算。

（総則）

第1条 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）処理区域内人口4,100人。

（2）年間処理水量33万5,800立方メートル。

（3）一日平均処理水量920立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、イ、下水道管布設替工事2,000円、ロ、処理場建設改良工事915万9,000円。これにつきましては、浄化センター内の自動防塵機改修などを見込んでおります。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

第1款第1項営業収益6,948万円、第2項営業外収益1億5,731万円。

支出。

第1款第1項営業費用1億9,134万3,000円、第2項営業外費用3,234万7,000円、第4項



予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,055万円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額84万円、損益勘定留保資金971万円で補填するものとする。

次のページをお願いします。

収入。

第1款第1項下水道費分担金344万1,000円、第2項他会計補助金1億8,563万9,000円。

支出。

第1款資本的支出第1項建設改良費916万1,000円、第2項固定資産購入費7万4,000円、第3項企業債償還金1億9,039万5,000円。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は5,000万円と定める。

(予定支出の各項目の経費の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 同一款内における各項の款の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 人件費等負担金1,068万8,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業経費、建設改良費及び企業債元金償還金等に充てるため、他会計からの補助金を受ける額は、2億1,079万3,000円である。

令和3年3月5日、青木村長、北村政夫。

11ページをお願いします。

予算内訳書の収益的収入及び支出について、収入の主なものを申し上げます。

款1項1営業収益、目1下水道使用料6,944万8,000円につきましては、202万3,000円の増を計上しております。実績等を考慮し、増額といたしました。

項2 営業外収益、目1 他会計補助金2,515万4,000円、706万4,000円の減につきましては、償還金利子分の減によるものです。目2 長期前受金戻入1億3,215万6,000円、1,647万7,000円の減につきましては、節4 国庫補助金4,541万4,000円におきまして667万1,000円の減、節5 他会計補助金、企業債元金償還充当他会計補助金6,990万6,000円の738万8,000円の減が主なものです。将来にわたって利用する資産を取得したときに、その財源に国庫補助金等が充当される場合に、その国庫補助金等は収入として一括計上せず、資産の耐用年数に当たって分割計上されることによるものです。

次のページをお願いします。

支出について主なものを申し上げます。

款1 項1 目1 管渠費、節17 委託料、下水道本管清掃・点検業務委託料120万3,000円は、延長1キロを予定しております。目2 処理場費2,834万円、281万7,000円の減、節17 委託料、処理場維持管理委託料1,012万円が主なものです。

節20 修繕費47万3,000円につきましては、浄化センター電気設備、機械設備修繕を見込んでおります。

13ページをお願いします。

目3 総係費、節17 委託料、その他委託料、企業会計支援アドバイザー委託55万円につきましては、企業会計移行に伴います水道会計と同じく、専門的事務処理指導を委託し、運用を図るものです。

水循環・資源循環のみち2022構想作成委託198万円を計上しております。

これは、生活排水施設の持続的な運用による良好な水と資源の循環を目指すもので、5年ごとに見直しを図るものです。

節31 負担金、人件費1,088万8,000円につきましては、職員1名、任用職員0.5人分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

目4 減価償却費1億4,260万5,000円、1,758万円の減につきましては、機械及び装置減価償却費142万5,000円、1,757万9,000円の減が主なものでございます。

項2 営業外費用3,234万7,000円、460万7,000円の減につきましては、目1 支払利息及び企業債取扱諸費起債利息分が主なものです。

15ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

款1 資本的収入、項2 下水道費分、目1 下水道費分担金344万円は8戸分を計上しております。

項3 補助金、節1 他会計補助金1億8,563万9,000円につきましては、元金償還充当他会計補助金を計上しております。

次のページをお願いします。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、節33 工事請負費915万9,000円につきましては、浄化センターの自動防塵機改修486万9,000円、薬品ポンプオーバーホール132万円、汚泥ポンプオーバーホール227万円を計上しております。

項3 企業債償還金、目1 企業債償還金1億9,039万5,000円は、152万2,000円の増につきまして、下水道事業債元金償還金を計上しております。

以上、御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

---

#### ◎発議第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第26、発議第1号 青木村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

松澤正登議員。

○3番（松澤正登君） それでは、発議第1号 青木村議会会議規則の一部を改正する規則案でございます。

上記の議案を青木村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年3月5日提出。提出者、青木村議会議員、松澤正登。

賛成者、青木村議会議員、居鶴貞美。

提出の理由でございますが、今般、全国町村議会議長会において、「標準」町村議会会議規則の一部を改正することが決定されました。今回の改正は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、議会への欠席自由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から産前・産後の欠席期間を規定するものです。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて請願者に一律に求

めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものです。

全国町村議会議長会の改正を受け、本議会も同様の改正をするべく、青木村議会会議規則の一部を改正する規則案を、今、別紙、裏にございますが、提出をいたします。

よって、議員の皆様には、本趣旨を御理解いただきまして、御賛同いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上です。

---

### ◎陳情第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第27、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題といたします。

片田議会事務局長より説明をお願いします。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第1号につきまして、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

2021年2月18日、長野県青木村議会議長、宮下壽章様ということで、上小地区労働組合連合議長、森嶋光さん、そして、長野県労働組合連合会、議長、細尾俊彦さんよりいただいております。

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

陳情の趣旨。

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ深刻な危機に直面しています。

コロナ禍でライフラインを守る労働者の多くが、最低賃金近傍の低賃金で働いています。

急激な経済停滞により失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・契約・アルバイトなど非正規雇用やフリーランスで働く労働者です。また、最低賃金が低い地域ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻で、コロナ禍で真っ先に生活破綻に陥っています。

2008年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制などにより企業利益の拡大がすすみました。その結果、労働者の賃金は伸びず、国民の貧困化が大きく広がりました。

コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金2020年の改定では長野県は「時給849円」にとどまり、東京都は最も高く1,013円、埼玉県は928円、愛知県927円となりました。東京都との差額は「時給164円」と長野県とは大きな格差が生まれています。このことは、長野県から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招く原因といわれています。従って、福祉政策の面からも「最低賃金を全国一律」に是正し、地方で広がる貧困をなくすことは、コロナ禍だからこそ、地域経済を守るための経済対策です。

また、長野県労連が行った「最低生計費試算調査」では、長野市在住の男性一人暮らしに必要な生計費は、月額25万4,812円でした。「月の労働時間150時間」で時給換算すると「1,699円」となります。同様の調査を行った東京都（北区）は、「1,664円」でした。東京の高い居住費と長野では自家用車所有が欠かせないことで相殺され、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められませんでした。

従って、最低賃金は全国一律で「1,500円」に改善することが求められます。

一方、最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。中小企業の経営者からは、「賃金引き上げに伴う社会保険負担の大きさに対する不安の声」が上がっています。（※健康保険料25%、年金保険料50%、介護保険料25%など）しかし、同時に「社会保険料の減免・軽減措置が可能なら、賃金の引き上げは可能」との声も多数寄せられています。

さらに、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように構成取引ルールが実施される指導も必要です。

こうした対応で、労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小企業・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、

地方自治法第99条にもとづく国に対して別紙の意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

以上。

ということで、陳情第1号について御説明いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

この後、全員協議会を議会控室において行いますので、議員の皆様は御移動お願いいたします。

散会 午後 2時22分

令和 3 年 3 月 1 0 日（水曜日）

（第 2 号）

令和3年第1回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年3月10日(水曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(9名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
10番	山本悟君		

欠席議員(なし)

欠員(1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	多田治由君
商工観光移住 課長兼 商工観光移住 係長	中沢道彦君	教育次長兼 公民館長	宮下剛男君
保育園長	若林喜信君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮澤章子君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	稲垣和美君	建設農林課 課長補佐兼 国土調査係長	小林義昌君



課長兼  
企画係  
企補佐  
務長財  
総課企  
画画

小林利行君

課兼室  
画佐進  
企補推  
務長業  
総課事  
業係

塩澤和宏君

課長兼  
祉佐長  
福補係  
民長社  
住課福

上原博信君

課長兼  
祉佐長  
福補係  
民長衛  
住課保

早乙女 敦君

課長  
企画係  
企務係  
務庶係

宮澤俊博君

課長  
祉係  
福民係  
住民係

奈良本 いずみ君

課長  
企画係  
企務係  
務総係

小林宏記君

---

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦勞さまでございます。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。

本日の一般質問はもとよりですが、12日は社会文教委員会、及び15日には総務建設委員会の委員会審議が行われますので、御都合がございましたら、傍聴いただけたら幸いです。

本日は、令和3年第1回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。5人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

---

◎一般質問

○議長（宮下壽章君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも、簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は、40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

---

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（宮下壽章君） 3番、松澤正登議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） それでは、私のほうから、議席ナンバー3番、松澤正登でございます。

私は一括質問をいたしますので、村長、また教育長はじめ関係課長の答弁を求めます。

私は、青木村の今後についてと題しまして、何点か質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の対応についてでございます。ある著名な人が、21世紀を生命の世紀と、そして健康の世紀と言われました。まさに、人類全体がコロナ禍という、いまだかつていない試練に直面しております。

昨年、中国を中心に世界で3,000人しか確認できなかったコロナ感染者は、1年後1億人をも超えた想像以上の感染力、長引く後遺症、無症状者、今では変異種の流行であります。日本を含む各国で新たな脅威が広がる中、ワクチン接種の遅れが目立ち、収束の見込みはより不透明になってきています。現在は、ワクチン争奪戦が過熱しており、後れを取っていると言われる日本は、東京五輪も暗雲が漂っている状況です。

ワクチン接種は国の対応もあり、先行きを心配しているところですが、最近では県内で3医療機関で接種が始まりました。1月27日には、厚生労働省と川崎市と共同で訓練が実際されました。それによると、受付から接種済み証の交付まで13分から26分で済んでいるとありました。問診の際の相談が長引いたことで、目詰まりが起こった場面もあったとか。しかし、大きな混乱はなく、1時間内で30人へ接種が可能という結果が出たそうであります。

そこで私は質問をいたします。

まず第1に、青木村65歳以上は約1,600人と言われておりますけれども、過日、村健診事業の案内でアンケート調査を実施いたしました。その狙いとするところは何だったでしょうか、お伺いをいたします。

2番目に、村に1月28日コロナワクチン接種事業プロジェクトチームが設置されました。接種の時期はいつ頃からか。また、接種場所は体育館と発表されておりますけれども、接種は1回に何人ぐらいを想定しているのか。また、期間はいつ頃までかかるのかをお伺いをいたします。

3番目に、対象者全員の接種が前提だと思いますけれども、接種を希望していない人、またしなかった人への対応の考えはあるのか、お聞きをいたします。

さて次に、2番目として、マイナンバーカードの普及についてでございます。

政府は社会のデジタル化を強力に推進する中、マイナンバーカードの普及に力を入れております。2016年1月から交付が始まったが、全国の普及率は令和3年1月末で約25%と言われております。内閣府の世論調査によると、マイナンバーカードの取得をしない理由として、「必要性を感じない」57.6%。「身分証明証になるものはほかにある」42.2%。「個人情報漏えいが心配」26.9%の状況だそうであります。2024年の末には、運転免許証との一本化を目指す考えで進んでおります。村ではここに来て、急にマイナンバーカード及びマイナポイントの普及に力を入れております。

そこで、質問をしたいと思えます。

まず初めに、現況の普及状況と今後の目標、2番目に、3月末までには健康保険証としても利用できるようなと言われておりますけれども、カードの現行の保険証との使い分けはどうなるのかをお伺いをいたします。

さて次に、3番目といたしまして、青木村消防団の今後についてであります。

消防団も近年新たな姿が求められている時代になっております。最近の新聞報道によると、総務省消防庁も、団員の待遇改善の検討に入ったとありました。青木村の消防団員の現況は、基本団員に対して約20年前の2分の1に減少しており、そして約10年前では、これは平成23年に当たるわけですが、比較すると約3分の2に減少している状況であります。

団は現況を鑑み機構改革委員会で真剣に検討を重ねており、今年からは一旦退団した団員に呼びかけをして、再入団の呼びかけをしております。消防団員は、青木村の防災の担い手として、また青木村の未来を託す大事な担い手として、大変重要な一人一人であります。消防団員、消防団そのものの存続にも関わる重要な案件と考えております。

そこで、質問をしたいと思えます。

まず第1に、村は消防団の現状を見てどう感じているのか、お伺いをいたします。

2番目に、消防団発展のための施策や、出動手当や報酬等待遇改善を見直す考えはあるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、4番目といたしまして、ごみ減量の取組についてお伺いをしたいと思います。

上田広域連合では資源循環型施設建設に当たり、20年余を経過しようとしております。ようやく基本方針や整備方針が固まり、昨年11月から環境影響調査が始まったが、完成時期は不透明であります。村でも、改めてごみの減量を呼びかけています。毎月発行の広報あおきにも、燃やせるごみの排出量と前年度対比の数値が載っています。対比を見ていると、月々

数値はまちまちですが、全体的には昨年より増えてはいないかとも思います。昨年暮れ、各地で衛生委員を通じて、ごみ減量と正確なごみの出し方等を指導がありました。広報で3回にわたって、貴重な資源ごみの正しい分別方法を掲載されています。また、生涯カレンダーにも載っています。

そこで、質問をしたいと思います。

まず第1に、村はごみの排出量等を見てどう分析しているのか、どんな成果が出ているのか、お伺いをいたします。

2番目に、平成19年に青木村ごみ分別ポスターと一般家庭ごみの分別収集の手引きを当時の各戸に配布をしております。今では生涯カレンダーにも載っていますが、広報等だと一時は見るが、しまってしまうと改めて見ることが少ないと感じます。ごみの減量の呼びかけや正しいごみの出し方の徹底を呼びかけるためには、分別ポスターの作成配付や村の便利帳への掲載なども考えられますけれども、何か施策がありましたら教えていただきたいと思えます。

さて次に、5番目といたしまして、青木村の財政状況と令和3年度予算についてお伺いをしたいと思います。

青木村は、村づくりの最も基本となる第5次長期計画の後期基本計画の下、元気で豊かな村づくり、「青木村がもっと輝き日本一住みたい村へ」をスローガンに掲げ、進んでいるわけであります。道の駅あおき、五島慶太未来創造館、企業誘致と、村中心部を見ると大きなスローガンが前進している感がいたしますが、市街地から少し外に目を向けると過疎化が大きく進んでいることに気づきます。村民は「これはもう、村、限界集落だわい」なんて、寂しい言葉が聞かれる地域もあります。

世界が恐怖に見舞われている新型コロナウイルス感染症対策も急務になっていますが、村人の命を守り地域経済に活力を生み出すことも重要だと考えます。

そこで、まず第1に質問をいたします。

現在の青木村の財政状況をお聞きしたいと思います。

2番目に、令和3年度の一般会計歳入歳出予算の大きなポイントをお伺いをいたします。

3番目に、過疎が進む地域への支援策の考えはあるのか、お聞きをいたします。

4番目に、新青木トンネルの工事の進捗状況はどうか、お伺いをしたいと思います。

さて次に、6番目といたしまして、小学校の教育についてお伺いをいたします。

過日、小学校を訪れる機会がありました。コロナ禍への対応、タブレット端末やパソコン

の対応などが話題になりましたが、コロナ禍対応には教室内の換気に少し苦勞していますなんていう話も出ました。しかし、おかげさまで青木の子供たちは恵まれています、助かっていますとの答えでありました。

そこで、一つお伺いをしたいと思います。

新年度から小学校の指導要綱が変わり、プログラミング教育、教科担任制などが打ち出されていますけれども、新年度から大きく変わることや取組について教えていただきたいと思っています。

以上、私の質問を終わりますが、答弁をよろしく願います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしく願います。

私から3点、答弁を申し上げたいと思います。

まず1点目、大きい3の間1、消防団の現状についてでございます。

消防団の皆さんには、火災の発生あるいは地震、豪雨など自然災害に出動していただいておりますが、最近では、災害の防御、住民避難の支援、避難者の救出救助、そういうこともしていただいております。地域の住民の皆さんからは、大変、お礼と高い期待をいただいているところでございます。

御質問にもありました消防団員の減少については、全国的な問題ではありますが、私どもの村でも大変で例外ではありません。このまま行きますと近い将来、危機的な状況になる可能性があるわけでありまして、それは、もともとは若い層の人口が減っていることに起因しているわけでございます。消防団でも最近12分団から4分団、2分団へと、時代や内容に合わせた体制としてきているところでございます。分団数を減らすことで、各地区に活動するのではなくて、災害が起こった場合、現場ごとに必要な団員を配置すると。効率的な活動を行えるよう、そういう対応をしているところでございます。

また、これも御質問にありました現在進めております41歳以上の再入団を促す制度につきましては、担い手不足の解消の一つの方法でございます。また、消防団とは別に消防力を強化すべく、共助の中核となる地区防災組織を編成することも視野に入れまして、地区防災力向上計画を策定したところでございます。また、平日の昼間の火災に対して、あるいは災害に対して、村内の企業に協力していただく機能別消防団も確保し実働をしていただいております。

私からは、消防団は大変苦勞なことばかりでありますけれども、何か楽しい消防団活動ができるような、例えば婚活事業とか、既にやったこともありますけれども、そういうような団の活動も一つどうでしょうか。それが団員の確保、あるいは活動にもつながってくるということで、提案しているところでございます。

いずれにいたしましても、日頃の団員の活動には感謝するとともに、村民の皆さんの安全安心のためにも、団を今後とも応援をしてみたいと思っております。

次に、大きい5の青木村の財政状況の中の、現在の青木村の財政状況について答弁を申し上げます。

比較の関係でちょっとデータは古いんですが、平成26年と30年の比較でございます。

自治体の財政の弾力化を見る経常収支比率でありますけれども、おおむね80%台を上下しております。一般的には、町村にあっては70から80%が適正とされておりますので、その中には入っているところでございます。

次に積立金残高比率、これも自治体財政の健全性を見る一つの尺度でございますが、30年度は16億円余、26年度は11億円、約12億円でございます。そういうことで、86%ございました、30年度はですね。一般には20から50が適正水準とされておりますので、その中に十分入っております。ちなみに、令和元年度末では19億4,000万の基金残高でございました。

それから、地方債の残高比率、これは健全性を見る一つの尺度でございますが、30年度が18億円余、26年度が19億円余でございますので、6.9%の減ということで、30年度の数字は95%と、一般的には200%を超えると財政運営が厳しくなると、こう言われている中でありますので、今の令和2年もほぼ同じ状況でございましたけれども、健全性を保っているというふうに思っております。

それから、実質公債費比率、実際の収入に対する負債返済の割合でございますが、18%以上ですと、借金をするのが制限されますけれども、30年度8.5ということで、十分この中に入っているところでございます。

なお、毎年、決算で議会へ報告が義務づけられております実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、これは数字が出てまいりません。将来負担比率は算定がないということでございまして、実質赤字比率は15に対して横棒、連結実質赤字比率も、国の基準の数値でございまして、20.0に対して、横棒、それから実質公債費比率、先ほど25.0に対して6.5でございました。将来負担比率は350までは基準内でありまして、これも横棒でござい

ます。

そういう中ではありますが、財政力指数は0.22から0.23、毎年の状況でございます。長野県内の市町村の歳入に占める市町村税の平均の割合は27.9%であります、青木村では11.9%と、半分以下の状況でございます。

総じて言えば、実力は高くはないが、乏しいが、健全財政を堅持しているということでございます。しかしパイが小さいということでもありますので、大型の自然災害あるいは事故などあれば、一挙に厳しい状況になることは否めません。今後、国の財政支援を上手に使う、県の財政支援を上手に使ってくる。それから、民間活力を活用する、企業誘致などいたしまして、将来にわたり税収の確保を図っていく必要があるというふうに思っております。

繰り返しになりますが、財政運営の観点からは、毎年度黒字決算ができて、健全化の判断比率も良好な数字であります、今後も大きな災害の発生、あるいは今回のコロナが長引けば、基金を取り崩すような状況になってくるのではないかとということが想定されております。引き続きまして、危機感を持って財政運営に努めてまいりたいと考えております。

それから、3点目でございますが、5の青木村の財政状況の中の間4、新青木トンネルの工事の進捗状況について答弁をさせていただきます。

信州の東西軸の新トンネルといたしまして国道143号、青木峠のバイパスの早期実現につきましては、私はこの8年間、持てる力を振り絞ってきたというふうに思っております。進捗状況につきましては、令和元年度、県は国の応援をいただきまして事業着手をいたしました。今年度は、工事の着手に向けまして、実施設計に入っているというふうに聞いております。

今後、必要な用地買収の後、いよいよ着工の運びとなるわけでございます。大変タイミングよく昨年12月に国土強靱化の取組を強化するための防災・減災、国土強靱化のための5か年計画が閣議決定されました。このバイパスも、国土強靱化のための予算を活用させていただいておりますことから、今後、村といたしましては、国・県が行います用地買収、あるいはトンネル掘削土の捨場、それから工事用の作業場の確保など、地元として一日も早い完成のためにも最大の協力をしてまいりたいと考えております。

トンネルの長さは青木村側から2,650メートル、そして100メートルの橋梁がございましてその後、松本側へ1,150メートルと今の試算ではなっております。工事の手順といたしましては、まず準備工、トンネルの掘削工、壁・天井の覆工、覆う工事ですね、それから舗装工、電気通信・換気工、残土処理工、配水溝取付道路工などが順番でございます。



村民の多くの皆さんからは、一日も早い開通を、工事の着工と開通をというふうに言われております。交通量が多くなることも懸念されますが、幸いにいたしまして並行いたします三才山トンネルが無料化になりました。今後、環境対策、工事中も今ある道路も住宅地の国道も、環境対策に十分、工事中も完成後も十分配慮していただくよう国に働きかけるとともに、このトンネルバイパスの推進に協力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 小学校の教育についてお答えいたします。

令和2年度から教科書が新しくなり、学び合いを大切にした学習が展開されております。新たに教科化となった英語科の授業では、ALTとの連携によって、どの学級でもネイティブの発音に慣れることができる学習が進められております。

プログラミング教育では、小学校ではジャストスマイルドリルに組み込まれているのでそれで対応したり、インターネットを使った指導も行っております。さらに、6年生の理科では、プログラミング教育のキットを購入してありまして、理科の専科の先生が実施をいたしました。

令和3年度に大きく変わる取組は、GIGAスクール構想によって1人1台のタブレットが設置されたことから、ICTの利用を促進していくこととなります。中学校でも、1人1台のタブレットを設置したことで、青木村として新たにICT支援員を1名お願いして、小学校と中学校に兼務の形で勤務していただき、機器の整備や研修会の実施、資料の作成等を行っていただくことになっております。ドリル学習や検索ツール、また発表のツールとして利用を研究していきたいと考えております。

教科担任制についてであります。それはこれからの方向ということで、来年度に行うということではないんですけれども、県の教育委員会に問い合わせましたところ、国が考えている方向というのは、一気に中学校のような教科担任制に進むのではなくて、音楽や家庭科や理科の教科担任制のように、今、青木村でも行っているような体制を考えているとのことでありました。急激に、中学校のような教科担任制が進むようなことではないと考えておりますが、これからもどのような指示が出るかは、アンテナを高くして見てまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

〔総務企画課長兼事業推進室長 片田幸男君 登壇〕

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、私のほうから3番目の消防団の今後についての中の2番目の御質問でしたか、消防団発展のための施策、出動手当や報酬等の待遇改善を見直す考えはというような御質問だったかと思えます。

団の幹部の皆さんとは本当に折に触れて面談する機会をいただいて、ともに悩み、課題や問題点等は共有しているということでございます。団員手当というか出動手当も、令和元年度からそれまで500円だったものを1,000円ということで倍増に、1回当たりの手当でございますけれども、倍増というような形にさせていただいたところでございます。

また、団員報酬また出動手当のほかにも、消防団員の家族向けに、地域消費券1世帯当たり5,000円分を配布するというような配慮もさせていただいているところでございます。ほかにも、団から要望があった装備ですとか設備、維持管理、燃料費等も含めて、でき得る限り村で負担できるところは負担させていただいているところでございます。

また、先ほど村長のお話にもありましたけれども、新制度で41歳以上のまた再入団の制度が検討されておりますが、こちらも手当のほうは現役の団員と同額で対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。今後とも、団との綿密な連携を図る中で、必要な対応についてはしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、5番目に財政状況と令和3年度の予算という中で、村長のほうから、現在の財政の状況はということで答弁がございましたけれども、次の2番目に御質問がございました令和3年度の一般会計の歳入歳出予算のポイントということで、御質問をいただいております。

御承知のとおり、令和3年度につきましては、村長選が予定されておりますことから、基本的には骨格予算というような形を取っているわけでございますけれども、しかしながら、継続して取り組んでいる事業でございますとか、あるいは修繕を急ぐとか待ったなしの対応を急ぐものについては、計上させていただいているところでございます。

特に新型コロナの対応につきましては、臨時交付金等を使って対応するというような形の中で補正をお願いする部分も出ておりますけれども、当初の段階では、今後何がどんな対応が必要になるかというようなことを想定して柔軟な対応ができるように、例年より予備費を膨らませて計上しているところでございます。

また、3年度の大きなポイントの一つとして、長期振興計画、また併せて地方創生の総合

戦略を策定する経費を盛ってございます。これは10年後、20年後の青木村のあるべき姿を議論する、今年は重要な年になるというふうに理解をしてございます。

また、過疎が進む地域への支援策というような御質問でございましたけれども、毎年各地区から要望事項を提出していただいている中で、議員の御提案の御質問のようなお声も頂戴しているところでございます。毎年村長自ら足を運んで、地域の実情ですとか現場も確認させていただく中で、こちらについては人口の多い少ないにかかわらず、必要な事項についてはきめ細かい対応というようなことを心がけて実施しているところでございます。現状は本当にむしろ、山手の地域のほうが、地域のまとまりですとか、結束が強いようなふうに感じられるわけですが、これ本当に皆さんが必死で、頑張っておられる姿なのかなというふうに感じているところでございます。

今後予想される課題としては御質問にもありましたとおり、地域の様々な担い手が減少してくると、例えば役員の成り手がいないだとか、草刈りや水路の管理ができなくなるというようなことが懸念をされているわけでございます。村では今年度から、集落支援員という方をそういう制度を設置いたしまして、空き家対策ですとか移住定住の対策等を中心に行っているわけですが、その辺を含めてこれは今まで以上に、取り組んでいるところでございます。空き家ですとか、移住定住含めて、今後もその地域の課題をお聞きする中で、引き続ききめ細かいサポートをしていかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小宮山俊樹君 登壇〕

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 私からは、新型コロナウイルスワクチンの接種、それからマイナンバーカードについて、ごみの減量化の取組について御回答申し上げます。

まず、アンケートの狙いでございますが、次年度の健診事業の案内に合わせ、村内65歳以上の方を対象に、アンケート用紙の配布、回収をし、新型コロナウイルスワクチンの予防接種希望について調査いたしました。

狙いとしたしましては、接種会場における所要人員の確保が目的でございます。お願いする鹿教湯病院では医療従事者向けの接種が始まっておりますが、その実績から接種者1人当たりの所要時間とアンケートの結果から、接種者の人数を推計いたします。1週間を目安に希望者全員に1回目の接種を受けていただくつもりでございますが、それに必要な1日当た

りの接種回数、また求められる接種回数をこなすためのスタッフの配置について検討いたします。

アンケートの結果でございますが、対象1,650人で、このうち回収されたのが1,430人、このうち「すぐやりたい」、「いずれやる」、合わせて1,209人でございます。全対象者中の84.5%の方が御協力いただけるという結果でございます。

次に、接種の時期、接種数、期間でございます。接種の開始時期につきましては、ワクチンの入荷次第ではっきりと申し上げられません。どうか御容赦ください。4月26日の週に1箱が届く予定でございます。975回分ということでございますが、ゆうべの報道にいくと、7回取れる針があれば1,365回分ということになると思います。

すぐゴールデンウィークに入ってしまいますし、鹿教湯病院より、ゴールデンウィークの期間は避けたほうが良いという提案もいただいているところでございます。日時の案内等は遅くとも実施日の10日前には届けなければいけませんし、郵送の準備等を含めると、半月ぐらい前に高齢者の2回分相当の入荷の確約が得られるか、県にも強く要望していきたいと思っております。

1回の接種人数でございますが、65歳以上高齢者1,650人のうち、8割が受けるとすると1,320人になります。レポート等の施設入所者は施設内での巡回接種が行われる見込みでございますので、実際には1,320人よりは若干減ってくるものと思っております。

期間についてでございますが、順調にいけば、高齢者の場合で1回目の接種を1週間かけて行います。その後、期間を空けて2回目の接種となりますので、集団接種自体は、始められれば1か月強ぐらいの期間でできるものと考えております。その後、都合で接種できなかった方や会場に移送ができない方の対応を行うということになります。

次に、接種をされなかった方への対応でございますが、国民の6から7割の方が抗体を有する集団免疫の状態になると感染拡大が収まるとされておりますので、なるべくたくさんの方に接種していただきたいと思っております。ただ、このワクチン接種は必ず受けなければいけないというものはされておられません。副反応等の不安から接種を拒否する方がいたとして、その判断は尊重されるべきと思っております。村としては、受けないことによる差別等が起こらないよう、人権啓発も進める必要があると思っております。

なお、都合で接種できなかった方や、考えが変わってやはり受けたいと考える方も一定数は出てくると思います。そういった方に集団か個別かといった方式は別にして、改めてその機会を用意しなければならないと考えております。

続きましてマイナンバーカードの状況、目標でございます。

マイナンバーカードの交付率は、2月28日時点で4,351人中647人で率にいたしますと14.8%でございます。県の平均が27.1%、近隣では上田市が20.7%、東御市が25.7%、長和町が15.9%ですので、あまり芳しい数値とはなっておりません。国は令和5年度までに100%達成を目標としていることから、村としても次の対策を立てて取組を始めたところでございます。

交付申請を役場のタブレットからもできるようにし、証明写真も窓口で済むようにいたしました。また、毎週水曜日は19時30分まで窓口を延長、月1回日曜日の午前中も受付を実施しております。そのほか、村の産業祭等のイベント時にも出張申請ができないか、今検討しているところでございます。

保険証との関係でございますが、3月下旬からマイナンバーカードも保険証として利用できるようになりますが、その前に必ず初回登録というものが必要になります。役場のほうに来ていただければ、端末から登録ができます。

利用できる病院、薬局には専用のカードリーダーが設置され、受診時にカードの読み込み、顔写真による本人確認を並行して行うことで、保険資格がオンラインで確認されます。医療機関側の体勢もまだ整ってはおりません。国では令和5年3月末を目途に、全機関に専用カードリーダーの導入を進めているところでございます。現行の保険証につきましては、引き続き利用することができます。当面の間はどちらも利用できる形での運用となると思われま

す。

最後に、ごみの排出量の分析、成果の関係でございますが、燃やせるごみはここ何年か減少傾向であります。今年度は月平均で前年比442キログラム、率で1.07%ほど増加になってしまいました。要因といたしましては、コロナの影響が大きいと思います。外出する機会が減り、テイクアウト等自宅で食事をする機会が増え、その関係で包装紙、容器、食べ残し等が例年より増加したものと思われま

す。

また、プラスチック、金属等の燃やさないごみも月平均で1,500キロも増えてしまいました。粗大ごみは例年より多い回収となりましたが、家にいる時間が増えたことから、掃除、整理等の機会が増え、その際に粗大ごみ以外の燃やさないごみも付随して出てきたものと考えられます。

ごみ減量の成果でございますが、資源物のうち、ビン、缶、ペットボトルについては、月平均で155キログラムの増。逆に、リサイクルできずに埋立て処分される廃プラ等は、508

キロの減になっております。村民の皆さんが分別に協力していただいた成果だと思います。今後とも、今まで以上にごみの分別の意識向上に努め、取り組んでまいりたいと思います。

分別ポスター、手引き、便利帳についてでございますが、昨年の10月からシリーズで連載してきたごみ分別収集の記事でございますが、4月号、5月号で完結の予定でございます。これらの記事をまとめまして、6月をめぐりにごみ分別ポスターを製作し全戸に配布する予定でございます。3月1日に区長さん、それから衛生委員さんにお集まりいただき、会議の席を持ちました。上小地域で足並みをそろえる形で、分別方法の一部変更をお願いし、また要望等も受け付けました。これらも反映した形のものにしたいと考えております。一般家庭ごみの分別収集の手引きについてですが、そのポスターの後、編集のほうに入っていきたいと考えております。地域の役員さん等への配布を考えているところでございます。

暮らしの便利帳につきましては、ごみ分別収集以外にもいろいろと見直さなくてはならない部分がございます。すぐには準備にできるというわけにはいきませんので、現時点では検討中とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） るるありがとうございます。

以上で終わりますけれども、ここで大きな任期が切れるわけでございます。新年度もぜひひとつ、北村村長が継続できますよう支援をしておりますので、また、頑張ってくださいたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（宮下壽章君） 3番、松澤正登議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 坂 井 弘 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、2番、坂井弘議員の登壇をお願いします。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議席番号2番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問させていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症の感染抑止に向けて質問をいたします。

3か月前の12月6日から16日までの10日間、青木村民11名が、新型コロナウイルス感染症のPCR検査で陽性となりました。うち小学生6名、中学生1名、集団感染、クラスター発生に相当する状況でした。10日から小学4年生、14日から23日までは小・中学校、保育園、児童センターが全面休校、休園となりました。

収束に向けて、村並びに教育委員会、小・中学校、保育園、児童センターの皆さんが一体となって御奮闘いただきましたことに、敬意を表します。

県内の学校においては、青木小学校での感染拡大以前にも、感染者が確認された事例はありましたが、集団的感染が発生したのは、青木小学校が初めてであり、以後これまでにそうした事例は聞いておりません。

なぜ、青木小学校で集団的感染が発生してしまったのか。また、対応の仕方はどうだったのか、しっかりと総括し、教訓を導き出しておくことが、今後同様の発生を防ぐ鍵となると思います。

教育委員会として取りまとめた総括、教訓をお話してください。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 12月の新型コロナウイルス感染に関しては、村の多くの皆様や保護者の方々、子供たちに大変な御心配をおかけしたと考えております。

村として、また教育委員会として、必要な情報はいち早く発信し、できるだけ不安を除き、安心をしていただくための配慮は行ってきたと考えております。

最も配慮しなければならないと思っていたことは、差別や誹謗中傷が起きて、悲しむ人が出てくるような事態は避けたいということでありました。実際には、青木村の人たちは本当に優しく、差別を受けるような事態にはならなかったと考えております。

教育委員会として今回、学校に指示したことは、学校が単に指示を受けて動くだけではなくて、衛生面の対策と、誹謗中傷、差別が起きないための対応を、一人一人の先生が改めて確認していただき、全職員で意識改革の機会を取っていただき、行動に移していただきたいということでありました。学校としても真摯に受け止めていただき、対応していただいたところでもあります。

今回のことを通して学んだことは、本人や家族に具合の悪い人がいたら、勇気を持って休むということでありました。

これは、1月15日、県からも同様の趣旨の通知がありましたので、現在、共通な理解にな

っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今回の事例に関しましては、関係各機関がおおむね適切な対応を取っていただいたと思っております。

しかし、不可解な点がなかったわけではありません。

その一つは、感染者のプライバシー保護の観点です。

当初、休校措置を取ったのは小学校4年生のみでしたが、また、休校が解除されたのは24日でしたが、休校明けにまだ登校できないお子さんもいたように聞いています。

こうした一連の措置が、感染者を特定することにはつながらなかったのでしょうか。

4年生のみ休校になった期間、4年生以外のお子さんであっても、親御さんの判断で自主休校させたお子さんがいたことも聞いております。

感染拡大防止の観点からしても、最初から全校休校にすべきだったのではないのでしょうか。

教育委員会の見解を伺います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 令和2年8月6日の文部省からの通知に、学校全体に広がっている可能性が高いような場合でなければ、臨時休校は基本的に不要であり、できる限り児童・生徒の学びの機会を保障することが重要という指示がまずありました。

さらに今回は、保健所からの全体の休校は必要ないという指示を受けて、判断したところであります。

また、その後になるんですが、令和3年1月6日付の文部科学省、スポーツ庁、文化庁からの連名の通知では、児童・生徒や教職員の中に感染者が発生した場合に、感染者が1人発生したことのみをもって、学校全体の臨時休校を行うことは控えてくださいと明確な指示が来ております。ということで、今回は、保健所の指示に従って行ったという考え方でありませぬ。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 集団的感染が発生以降、小・中学校では、新たな感染防止策が取られたことと思いますが、どのような対策が取られたのか御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 各校ともに先生方が熟議を行いまして、改めて対策を検討していただきました。



これまでも行ってきたところでありますが、手洗いの徹底、消毒の呼びかけ、マスクのつけ方、給食時の対応等を、改めて確認して対応していただいているところでもあります。

さらに保健室では、発熱した子供のいるゾーンと他のゾーンを分けること、家庭での検温の徹底したお願い、先生だけが注意を喚起するというのではなくて、保健委員会による生徒への呼びかけを実施するなど、確認されたことは多岐にわたっております。

一つだけのことを新たに行うということではなくて、あらゆる場面を想定して、基本的な対応を丁寧に行うということが重要であると、保健所からも指示を受けております。

児童センターでも、30分置きに手洗いを行って、シールで確認しているというような、丁寧な対応を行っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 以前より、私は、学校内での感染拡大を防ぐための提案を幾つか行ってきたところです。

一つは学級の分散。過密学級を2学級に分ける。できないのなら、分散型の授業形態を多くする。

また、もう一つは、水道の蛇口を自動水洗化することです。蛇口や流しから感染が広がったと思われる事例が報道されました。また、歯磨き、うがいは、会話よりも多くの飛沫を飛ばすという研究結果も報告されております。給食後の歯磨きの際、飛沫が飛ばない工夫、指導はしているのでしょうか。対策が行われていないとすれば、子供たちは、飛沫が多量に付着した水道のカランに、手をかけていることになります。県内では既に、自動水洗化に踏み切った地域、学校もあります。

昨年の6月議会でただした折、教育長は、小中学校の水道の蛇口を全部自動水洗にするには300万円程度要とおっしゃいました。300万円のできるのならば、すぐにやるべきではないかと私は考えますが、この2点の提案について、現在のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、学級の分散についてであります。青木村は村費の先生方や、支援員の先生方を、他の市町村から見ても、大変に丁寧に配置しておると考えております。それによって学年を2学級にしたり、必要だと考えた場合は、教科によって少人数にした授業を行っております。これは、今後も同様に考えていくつもりでありまして、現在、5、6年が少人数になっていますが、来年は4年生もしていきたいなという考え方でありまして、

水道の自動栓については、コロナ対策について、様々な対応を考えていく中の一つだと認

識しておりまして、要望は承知しておりますので、今後も継続して必要かどうかは検討させていただきたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ぜひ、よろしく御検討いただくよう、強く要望しておきたいと思えます。

サーモカメラは、どのように活用されているでしょう。役場庁舎入り口にも置かれるようになりましたが、意外と使い勝手がよくありません。顔の大きさを合わせないと、測定してくれません。検温できないまま、スルーする状況も生まれているように思えます。

小中学校ではどうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校では、事務室の前に置いてございます。家庭で熱を測ってこなかった子や、先生方、それから来訪者について検温を行っています。

中学校では、当初は、そのサーモではなくて、生徒玄関で非接触型の体温計で、全員の検温を行っておりました。その後、正面玄関ですとか職員室など、レベルに応じて置場所を考えて対応しているところであります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 集団的感染が起きた際、大規模にPCR検査が行われましたが、検査対象とされたのは、どの範囲だったのか教えてください。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 保健所が学校に調査に来られまして、本当に事細かく調査をして、それで考えていったものであります。

例えば、感染者の授業中の動き、部屋の座席の位置、休み時間や部活動の様子、委員会活動の様子、会議の内容やその時間、何時間会議をしていたか、出席簿の確認、発熱等の健康観察、それから児童センターでの活動の様子など、本当に細かく資料を基に話を聞いていかれました。

その資料を基に、保健所として考えて、保健所から誰がPCR検査を受けるか、学校に指示があり実施したという経緯であります。

全て保健所の判断による、そういうところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 感染者との濃厚接触が疑われる方のPCRの検査を実施することは当

然のことだというふうに思いますが、そうでない方の検査は、どのように行われたのか。親御さんの中には、職種を申し出て検査をしてもらった方がいたという情報も聞き及んでいますが、一方で、検査を受けられずに、万が一のことを考えて、職場へも行けずに悶々と過ごしていらっしゃった方も多くいらっしゃるよう聞いています。

12月のような状況が生まれた場合、希望する方誰でも、PCR検査が受けられる体制をつくっておくべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 誰でもPCR検査が受けられる体制ということでございますが、私どもも昨年の暮れですが、村単独でPCR検査制度について幾らか考えて、それで保健所のほうに相談したことがございます。

保健所の回答でございますが、保健所を介さない検査であると、偽陽性、偽陰性だったとすることが心配される。言い換えますと、こういう言い方もちょっと失礼かもしれませんが、陰性とされた無症状感染者が、お墨つきを得て市中に出歩き、結果、感染を蔓延させてしまう、こういう事態を大変危惧されておりました。

必要な追跡検査は、保健所はちゃんと行っているようで、行動履歴等から、自宅待機や健康観察ができるからこそ抑えられるということでもございました。

その過程で、必要な検査は行われているようで、検査キャパが有限である以上、より効率的に検査は行うべきというふうに回答をいただきました。保健所の見解を尊重し、村としては断念をした経緯でございます。

希望する方誰でもということとは、大変そのとおりでとは思いますが、保健所としては、希望する方ということではなく、必要とされる方は誰でもという意味で、検査体制は整っているというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今後の感染抑止、並びに生活保障対策についてお伺いをいたします。

国の第3次補正予算で、青木村に下りる地方創生臨時交付金は9,300万円であるとお聞きをいたしました。この交付金を活用した感染抑止生活保障対策を、どのように進めるのか。具体的には、この3月議会以降に提案されると伺っておりますが、現時点で、どのような施策を考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御質問ですけれども、今の事業、現在は10を

超える事業、総額で約9,500万円程度になるかというような事業費で実施すべく、検討をしているところでございます。

継続または内容を一部変更して実施していこうかなということで、今考えている事業としましては、公共的空間の安全・安心確保事業ということで、引き続き、感染対策に必要な消耗品ですとか備品、また換気の機能の設備等の向上みたいなことも考えているところでございます。

また、プレミアム商品券の発行事業、それから移住・定住の促進事業、それから家計急変学生等支援ということで、学生さんへの支援、それから保小中の給食費等の軽減を図る事業、それから福祉医療受給者、乳幼児からお年寄りまでになるかと思いますが、福祉医療を受給されている方についての支援事業、それからひとり親家庭の支援というようなことを2次に引き続いて、また3次でも取り組んでいければというふうに検討しているところでございます。

また、新たに今検討している事業としては、新型コロナで影響を受けている商工会員以外にも、中小事業者がたくさんいらっしゃるということで、そういった中小事業者に対する経営指導や、経営継続に向けた支援ができないかなということで検討していること。それから、観光とか宿泊業、それから小売業、こちらを何とか活性化できるようなことができないかというようなことを今検討しています。

それから、道の駅の消費喚起というようなことで、売上げが低迷しておりますけれども、長和町の道の駅と組んで、お互いがともに相互に消費喚起ができるようなことができないかということも検討しているところでございます。

また、就職応援、支援というようなことで、コロナの影響といたしますか、そんなことで昨年2年度中に離職をされたような方、求職活動されているような方に、何か支援ができないかなというようなことで、現在検討しているところでございます。

今、検討している内容の具体的な内容につきましては、現在精査を重ねているところでございますが、最終日に全員協議会をお願いしてございますので、その中でまたお示しをして、御意見をいただければというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまの御説明の中でもございましたが、保小中の給食費の軽減という件で述べたいと思います。

本年度、この点については無償化されました。極めて価値のある、評価の高い施策だった

と思います。来年度もぜひこれを継続すべきと考えておりますが、この点について、先ほど軽減というお話でしたが、無償化ということは考えていらっしゃるのか。ぜひ、そのことも念頭に置いていただきたいということを御要望申し上げたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今の片田課長の答弁にも関係しますけれども、私どもは、毎週定例的にコロナ対策会議、全課長以上でやっております。

そういう中で、情報の共有をするんですけども、9日の新聞にも、半数近く月収10万円未満、ひとり親家庭、県調査だそうですでございます。10万円未満の収入しかない。

それから、昨日のある新聞には、ひとり親世帯、暮らし苦しい6割、子供の貧困、コロナで深刻、こういった記事も共有をしております。ただいま御質問にありました件は、第3次地方創生臨時交付金の中で検討をしております。

前回、今年の分のことは、大変好評だったというふうに伺っております。たくさんやらなければならないことはありますけれども、その中の一つとして検討しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまの村長の御答弁に、期待を申し上げたいというふうに思います。

さて、社会的PCR検査に取り組む自治体が増えております。民間企業でも、この検査を導入する企業が現れ始めました。ツルヤでは、全従業員を対象にした検査を始めました。日本航空でも、希望する搭乗者に安価でPCR検査を行うサービスを始めています。安心して物が買える、安心して飛行機に乗れるという状況が満たされ、社会的信頼も高まっています。

先ほど、誰でもPCRということで、住民福祉課長から御答弁がございましたけれども、12月議会では、青木村で、県のPCR検査の希望調査に手を挙げていないというふうな御答弁があったかと思いますが、この点に関するその後の動向はいかがでしょうか。

まずは、村内の医療機関、介護施設、あるいは保育園、小・中学校で勤務される職員、利用者の社会的PCR検査、これを実施すべきではないかと考えます。そうすることで、安心安全な環境が生み出されるのではないのでしょうか。

お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 県のPCR検査希望調査でございますが、県から高齢者を対象にしたPCR検査の予防調査、過去2回ございました。いずれも応募はいたしませんで

した。必要とされるような状況のときでは、たまたまなかったということでございます。

県からの通知によりますと、ピーク時想定検査需要を満たす検査キャパシティが、今、県にはないことから、保健所が行う強制検査を阻害しない範囲での採択ということになっております。

保健所の検査が優先されるべきなのは、本当に必要とされる方を特定した上で、実施しているからでございます。青木村だけが蔓延してしまったような、そういった場合はまた特別ですが、検査能力の余力を用意する、保健所のためという言い方も変ですが、そういった余力のために、市町村で遠慮すべき部分はあるのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今現在、少し発生が抑えられている、要は余力がある状態なわけで、こういうときにこそ、社会的検査を実施していく、そういったことが必要ではないかと私は思うところであります。

村独自で行えないのであれば、社会的PCR検査、これを行うよう県に働きかける、そういったことをお願いしておきたいというふうに思います。

さて、12月議会で、もう一つ提案したことがございました。情報通信端末を利用しての、定時の換気の呼びかけ、それとフレイル予防のための体操の呼びかけです。その際、住民福祉課長の御答弁は、包括の係で検討しているというものでした。しかし、その後、情報通信端末で換気や体操が呼びかけられた気配はありませんでした。

最近になって3月15日、換気呼びかけの放送をしますというふうな放送があったように思いますが、一体この種のことを検討するのに、3か月もかかるものなんでしょうか。上田市の千曲町自治会では、防災無線を利用した体操呼びかけが行われ好評を得ている、そういった報道もありました。

体操の呼びかけはどうなっているのでしょうか。地域総括での検討経過、並びに結果についてお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 情報端末を介しての呼びかけでございますが、定時の換気の呼びかけにつきましては、ちょうど冬場の時期でございました。気温の変化を感じにくい高齢者には注意を要するという判断をいたしました。

3月になって、陽気もよくなってきましたので、これからは実施したいと思っております。

ために、今回告知をさせていただいたものでございます。

フレイル予防の体操の呼びかけにつきましては、そのままになっておりました。誠に申し訳ございませんでした。

今現在、レベル1まで下がりましたので、できなかった各種教室等、年度末いっぱいまでできる限り実施しようと、支援センターのほうでは、今頑張っているところでございます。

情報電話によるワンポイント体操の呼びかけも、4月からは月替わりで、週一程度放送できるような形で、準備を進めているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 寒い時期での換気に配慮したという御答弁でしたが、私は逆かなと思うんですね。もちろん寒さに対するということはあるかと思いますが、寒いときだからこそ窓を開けない、空気が濁る、だからこそ、換気が必要なんじゃないんですか。そう考えるべきだったのではないかなというふうに思うところです。

さて、次にワクチン接種に関わってお伺いをいたします。この点については、松澤議員の御質問と重なる部分があるところもあります。

青木村では、65歳以上の高齢者の接種、総合体育館で集団接種するというので準備を進めていらっしゃると思いますが、今後、ワクチンの供給量が十分に整った場合、1週間で1,300人ですか、そういうふうなお答えが先ほどありましたが、1日何人程度の接種が可能となるのでしょうか。

また、各地でシミュレーションが行われていますが、青木村でその予定はあるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 1日何回接種できるか、そのシミュレーションについてということですが、3月5日に、鹿教湯病院のほうで予防接種のリハーサルが行われました。私どもも参加させていただきました。アナフィラキシー症状等への対応も、その場では確認しておりました。

医療従事者向けの模擬でございましたが、医師2名のラインの場合、最短1人1分でこなせることが分かりました。

患者は医療関係者ですので、高齢者より問診等がスムーズに進んだことは想像されます。人員も十分過ぎるほどの配置の実施でございましたし、また張り切って作業しておりましたので、フルに1日だとスタッフの体がもたないようなハイペースのようにも感じました。

1時間で60回の1週間だと1日当たり420回ということにはなりますが、これだとさすがに現実的ではないような感じを持ちました。ただ、この半分程度は、十分にこなせるというふうにも感じてきたところでございます。

接種会場内の運営は、鹿教湯病院が中心になって行う予定でございますので、今回この鹿教湯病院のリハーサルが、当村におけるシミュレーションに代わるものと考えております。

もちろん、総合体育館で会場設営ができた後、本番までの間に、スタッフ間でのリハーサルは行う予定でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 副反応が起きた場合の処置、これが心配されるわけですがけれども、現場での経過観察中に起きた場合、また帰宅後に不調となった場合、それぞれについてどのような対処がされるのか、お話しください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 副反応が起きたときの措置でございますが、接種後に副反応がまず起きたという場合がございますが、鹿教湯病院で使用している救急対応資機材を持参していただきます。

対応するスタッフも、ふだんから救急対応に慣れている医師や看護師を配置していただく予定でございます。丁寧な問診を行い、必要な方には、経過観察の時間を通常15分から30分に延長するという措置を取るつもりでございます。

帰宅後に反応が出た場合がございますが、お帰りの際に、今後現れる可能性のある症状等を説明した用紙を配布する予定でございます。救急時の連絡先も併せて、そこには記載する予定になっております。

現在県では、ワクチンについて、医学的知見が必要な専門対応するコールセンターを準備中でございます。村でも基礎的な部分であれば、相談に乗れるよう職員研さんに努めているところでございますので、まず電話をしていただけたらというふうに思っております。

仮に、反応が出たときのことでございますが、対応した救急医、またはかかりつけ医から、村、県、国、それから接種医療機関へ、それぞれ診察結果が共有されます。因果を明らかにした上で、予防接種健康被害救済制度により、定期接種と同等の救済が受けられるものがございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） この後、接種を希望しなかった方への接種はどうなるのかという点に



ついて、また、そういった方が、その後状況によって接種を受けたいというふうになった場合どうなるのか、また、接種当日の体調不良と診断されて、接種見合せとなった方はどうなるのかと、そういったことも質問をする予定でいましたが、この件に関しては、改めてそういう場を用意するという御答弁が、先ほど松澤議員の回答であったように思います。

それ以外に付け加えることがあるかどうか。

また、もう1点心配になることがありました。未接種、あるいは接種を希望しなかった方、そうした方が周りから白い目で見られるようなことはあっては絶対ならないと。そういう点では、接種者と未接種者の分断をさせないような対策、これをきちっと取っていく必要があるのではないかということをお願いしようと思っていたわけですが、それについても、先ほど来答弁があったと思いますが、しかし、その点について言えば、具体的にどういった政策をお持ちなのか、その点もお聞かせ願いながら、松澤議員との質問と相まって、付け加えて御説明いただけることがありましたらお願いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 高齢者の方がもし接種を受けられなかった場合、一般の方の集団接種が行うようでありましたら、そこに参加できるような形にする。もしくは、二度目の集団接種を行うという方法も考えられます。

集団接種でない方法といたしましては、鹿教湯病院内に村民を対象にした接種窓口を用意していただく。または、診療所のほうで接種ができるような体制を組んでいただくということは今考えております。

未接種者への差別等ということですが、特にこれといった対策ではございませんが、接種された方への特典等を用意して、普及を図るような自治体が今後出てくるかもしれませんが、差別の助長につながるようなものであれば、私どもの村としては考えないということ。

それから、接種済証の提示をもって入場を認めるような民間施設が出てきたようなときのことですが、どのラインからが人権侵害に当たるのか。また、行政としてどこまで介入できるのかは、国や県、そういったところからも見解を求めて、対処に当たりたいと思っています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） この間、村では、コロナ感染者に対する人権配慮に気を配っていただけてきましたが、今後は、ワクチン未接種者に対する人権配慮も必要になってくるものと思

います。十分な対策を準備しておくよう、よろしく願いいたします。

以上、1点目の質問を終え、2点目の質問に移ります。

健康、福祉政策の方向性に関して質問をいたします。

村長が12月議会で、引き続き次期村長選に立候補することを表明した際、重点政策の一つとして、福祉、介護、医療の充実を掲げられました。この方針に、私は大いに賛同し、期待をしているところです。

そこで、お聞きをいたします。

福祉、介護、医療について、具体的にどのような施策を実行していくお考えか、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 8年間この職に就かせていただきまして、改めて村民の皆さんから、福祉、介護、医療、村民の皆さんの強い要望をいただいているというふうに承知しております。

今、健康でいることは、誰でも望むことでございます。今やっております村の基本計画の中で、4つの重点推進プロジェクトを立てておりますが、その中の一つとして、健康寿命延伸プロジェクトを大きな柱として取り組んでいるところでございます。

具体的には、1として、健康づくりの実践活動の全庁的な普及活動として、体を動かす、健康状態をチェックする、体にいいものを食べる、よりよい生活に改める。

2つ目といたしまして、高齢者の生きがいづくりでございます。これは、生涯学習の場づくり、交流の場づくりの創出に努めているところでございます。

以上のことを実施するためには、現状を調査して、課題を抽出して、3つ目として課題の解決の方法を見いだして、それを決定して、4点目として実践する。これは通常のことですけれども、この8年間させていただきまして、以上申し上げました1と2と3は、おおむねいろいろなことでできているかなと。

今後、いかにこれを実践していくか、これを具体的に行っているか、今やっているだけでは、十分でないのかな。もう少し、何か具体的にやる必要がある。

これは村だけではできませんし、関係者だけではできないわけでありまして、国・県のいろいろな協力がなければなりません。これらの人たちと関係を構築していく、そういったところまで今、来ているかなというふうに思っています。

具体的にもう少し言いますと、やっぱり実践部隊となります住民福祉課の拡充というのは

必要なんじゃないかと。今までも、保健師さんの倍増でありますとか、介護支援専門員、そして、管理栄養士の就任をしていただきました。4月からは、新たに社会福祉士の就業をお願いをする予定となっているところでございます。

また、身近な医療機関であります青木診療所の高度化も図ってまいりました。それから、たんとキッズも、他の市町村に先駆けて運営をしていただいております。

次期村政を担当させていただくならば、医療機関、福祉関係施設等と協力いたしまして、県の先進市町村のデータ、あるいは情報が入りやすい体制づくり等、こういったことをいたしまして、数多くの村民の皆さんの願いであります、こういった3つの視点を重点課題に、果敢に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員、質問途中でございますが、ここで暫時休憩とさせていただきます。

開始は10時30分からといたします。

よろしく申し上げます。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

坂井議員の質問、続けてください。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほどの、休憩前の村長の御答弁の中でも、健康延伸プロジェクトというふうなお話もございました。健康寿命延伸計画が、昨年3月に策定発表されてから1年がたちました。この1年間で、どのような取組がなされ、どのような成果があったのか、御説明いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 健康寿命延伸計画の取組、成果ということでございますが、新型コロナウイルス禍で、会議、それから事業の困難な1年でございます。

そんな中ですが、広報あおきに保健師だよりを毎月掲載し、健康情報の発信に努めました。また、健康寿命延伸計画の概要版も、10月に全戸配布したところでございます。

保健補導員会と、計画目標について可能な限り共有を図り、小児、成人、がん等の検診は考えられる感染対策を全て行い、何とか実施したところでございます。検診結果から、指導を要する方に、保健師の戸別訪問を実施しております。また、在宅保健師の協力を得て、電話での受診勧奨も実施しているところでございます。

コロナの影響下で、できなかったこともございます。小中学校に出向いての健康栄養指導等でございます。

また、新たに管理栄養士を採用いたしましたので、保健所や、退職栄養士の協力を得て、次年度からは本格的な栄養指導に取り組みたいと考えているところでございます。

計画した催事や会議は、何度も変更、中止を余儀なくされ、その対応に終始した1年でございましたが、保健師たちはよく頑張ってくれたと思っております。

令和3年度も、コロナ対策の一番重要部分とも言える予防接種事業が控えております。健康寿命延伸施策との、マルチタスクで進めていかななくてはならない状況でございますので、進捗に向けては、多方面からの協力が必要と考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 健康寿命延伸計画では、ライフステージごとの健康づくりと銘打って、令和5年度の数値目標を定めています。

コロナ禍であったとはいえ、4年間で数値目標を達成する計画ですので、今年1年間では4分の1の向上が期待されていたこととなります。成果は十分でしょうか。

例えば、青年期、壮年期における特定健診受診率は、平成29年の38.7%、これを60%にする計画ですが、確実に向上しているでしょうか。進捗状況をお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 数値目標ということでございますが、まず目標の中で、アンケート等を実施して定めた目標につきましては、次期計画策定時に、再びアンケートを実施するまで、数値のほうが出てきませんので、その点は御了承ください。

計画策定時における現状数値は、全て平成30年度のものであります。

まず、青壮年期対策ということで、特定健診受診率でございますが、目標60%で、現状44.7%。令和元年度は48.1%で、県の平均はこういったところでございます。令和2年度はまだ数値のほうが出ておりません。

特定保健指導実施率は、目標60%で、現状40%が、令和元年度に64.7%になりましたので、2年度を待たずに目標達成ということでございます。

妊娠出産期の対策でございますが、令和2年度の妊娠届提出時の面接実施率は100%、妊娠中の飲酒、喫煙率もゼロ%でともに達成いたしました。

妊娠、出産に満足している人の割合、目標が85%、令和元年度が92.9%、令和2年が90.9%で目標は達成しておりますが、割合は前年より若干減ってしまいました。

あと、乳幼児対策でございますが、県特定健診受診率、1歳6か月と3歳がともに目標は100%でございますが、令和2年度はそれぞれ96.8%、96.6%にとどまってしまいました。青木の場合、1人の方が受けないと、こういう数値に下がってしまうということでございます。

高齢者対策でございますが、フレイルを承知している人の割合ということで、目標につきましては、単に増加というふうになっておりますが、広報での保健師だよりで、周知等に努めたところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 確実に成果を上げている項目がある反面、そうでない項目があるというふうにお伺いをしたところです。

残された3年間、目に見える取組によって、目に見える成果が上がるよう、一層の御努力を期待をしたいと思います。

さて、本年4月より、介護保険第8期を迎えます。今回は、3年に1度の保険料改定期に当たっていましたが、開会初日に提案された介護条例改正案には、保険料改定の提案は盛り込まれていませんでした。介護保険特別会計の来年度予算も、これまで同様の保険料で算定されているかと思えます。

青木村では、保険料を今回は改定しない判断をしたということで理解してよろしいでしょうか。また、そうした判断に至った理由は何か、御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 介護保険料を改定しない決断、その理由ということでございますが、第8期介護保険料につきましては、国より示された、地域包括ケア見える化システム、これを活用いたしまして、第7期の給付実績と、第8期のサービス利用見込等から、本村の介護保険基準額を求めました。

算定された数値から、第7期と同じ月額6,000円のままでも続けていけるという判断になった次第でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） コロナ禍の中、介護保険料の値上げは行わないと判断したことは大いに評価ができます。

前回、3年前の第7期改定の折、私は介護保険料を値上げすべきでないと強く主張いたしました。そして、値上げ案に反対をいたしました。値上げをしない自治体、逆に値下げした自治体もある、そうした自治体の取組に学ぶべきではないかと訴えました。

それから3年、今回、値上げしなくても済むという状況になった原因は何でしょうか。村として努力し、取り組んできたことがおありかと思えます。御紹介ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 決算の状況から申しますと、第7期の期間でございますが、保険給付費は年々増加はしておりますが、伸び率のほうはかなり緩やかになってきております。

介護認定率の増加はなくて、310人前後で横ばいの状態でございますが、その内訳が若干変わってきました。要支援1の軽度の増加はありましたが、逆に、介護3、4の重度の方は減少の傾向になりました。軽度の方の増加から、在宅サービスが増加し、重度の方の減少から、施設サービスのほうが減少した。その結果、給付費の伸びも抑えられてきたものと考えております。重度化予防に取り組んできた成果だと思えます。

健康相談、介護予防事業、認知症対策を3本柱にし、地道に続けてきたからでございます。村民一丸で進めている健康寿命延伸計画の目的にも絡むものと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 予防の政策が、功を奏しているというふうな状況になっているということで、大変心強く思いました。3年後の第9期においても、値上げしなくて済む状況となるよう、今後とも御努力をお願いいたします。

次に、子供、障害者の医療費窓口完全無料化についてお伺いします。

先ほど、村長が述べられた福祉、介護、医療の重点政策の中に、この件については具体的には示されておりました。

子供の医療費窓口無料化、現物支給になったのは、3年前の8月からです。県の施策に増して、青木村では対象年齢を高校生まで拡大し、入院通院ともに窓口無料としました。

しかし、500円の受給者負担が残りました。御承知のとおり、長和町ではこれを撤廃しています。受給者負担をなくすこと、並びに障害者の医療費窓口無料化を求める署名活動が、青木村の福祉医療給付制度の改善を進める会によって取り組まれ、数多くの署名が提出され

ました。

東御市でも、本年4月より、医療費窓口無料化が18歳まで拡大されることになりました。青木村と並ぶ形になります。子育てしやすい村を印象づけるには一歩先んじなければなりません。

受給者負担500円を撤廃する時期ではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、坂井議員からの質問の中にもありましたように、子供の医療費の無料化につきましては、県の基準を大きく超えまして、当村では、入院、外来とも18歳到達後の3月31日までと、県を上回った取組をしているところでございます。

子供、障害者の医療費窓口完全無料化につきましては、2016年12月本議会で、新日本婦人の会上田支部こまゆみ班から、同趣旨の請願を村議会での全員一致で採択をいたしまして、長野県知事宛て意見書を提出いただいているところでございます。

この件は、坂井議員から何回にもわたりまして御質問をいただいております。

したがいまして、答弁も同じようなことにまずはなりますが、受給者によりまして医療機関での窓口の負担がなくなることは、経済的負担の軽減、そして早期治療による子供の健全な成長促進が与えられるため、あれば望ましいことである。多くの皆さんから、希望されていることは承知しておりますが、国民健康保険の国庫負担の減額調整、これはペナルティーというふうに一般的には言われておりますけれども、がされることと、将来にわたりまして、国民健康保険、あるいは福祉医療給付金事業に与える影響を考えますと、青木村の財政状況におきましては、厳しい状況にあるというふうに思っております。

村への負担がどのくらいになるかということ、一定の条件での試算でありますけれども、ペナルティー、国保分でありますけれども、約400万を超えるのかなと。それから、500円を無料化すると、年間約500万円程度、両方で900万円ぐらい程度の財政負担になるのではないかというふうに、試みの計算、試算をしているところでございます。

財政力が0.23の村で、坂井議員からは、ほかにもいろいろ小学校の給食費無料化の向上化等々、御質問をいただいております。

従来と違うことを申し上げれば、前々から私は、金のなる木を育ててというふうに言っております。まずは、企業誘致につきまして、村の活性化を図り、財政を豊かにして、そして、やりたかった事業がたくさんありますけれども、そういう中での検討をしていく、選択をしていくということになるというふうに思っております。

ご案内のとおり、竹内製作所の工場建設が始まりました。そしてまた、143のバイパス事業も具体化し、さらに、災害に強い村という評価も一昨年の19号台風以降いただいております、村にも工業系の企業からいろいろ紹介があるなど、にわかには注目されているという村になっております。

坂井議員から多くの提案をいただいているところでございますが、解決の糸口をこういった面からも、探してまいりたいというふうに思っております。

そして、子供、そして障害者医療費完全無料化は、他県でもやっている例があるわけでありますので、まず県が、一義的に先頭に立ってやって、これを解決していただけないかというふうに強く思っているところでございます。前回の県知事宛てに全議員さんから要望いただきましたように、そういった面からも、ぜひ、再度そういったことがお願いできればというふうに思います。

子供たちには、学校教育、あるいは給食を通しまして、また、インフルエンザ予防注射など全額村で負担するなど、こういった病気に強い子供たちをつくる、そういうことでも、一つできないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 議長の許しをいただきたいんですが、議会基本条例第8条第4項、議論を深めるために、私から坂井議員に質問をさせていただきますようお願いいたします。よろしく許可をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） ただいま、北村村長から申出がございましたが、議会基本条例の中に記されておりますので、この件は許します。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 坂井議員、どうぞよろしく願いいたします。

2つお伺いしたいんですが、まず1点目につきまして、坂井議員、そして共産党の皆さんから、小学校の給食の無料化、そしてコロナの生活保障、この後出てまいります補聴器の補助、それから先ほどありました学校水道の自動水洗、蛇口の自動化等々、財政支援に伴う要望をたくさんいただくわけでありますが、私ども今後、行政する上で、優先順位について何かお考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま村長から御質問いただきましたので、お答え申し上げたいと



思います。

優先順位ということですが、私が常にこの一般質問の場で要望申し上げている内容は、いずれも村民からの要望です。村民の切実な声、願いを取り上げて、村政、行政に伝えるのが議員の仕事であると考えています。したがって、その願いに優劣をつけることはできかねます。

高齢者からすれば、この後申し上げる補聴器購入助成は切実な課題です。一方で、子育て世代からすれば、給食費、子供の医療費が最優先です。いずれも、すぐに実現してほしいものばかりです。

もし、優先順位をつける必要があるとすれば、それは行政が判断することではないでしょうか。あえて申し上げるならば、その際、判断の基準とすべきことは、より切実なもの、緊急度の高いものは何かということであり、同時に、公共の福祉に貢献し得るものであるということになるのではないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回の答弁をお聞きいたしますと、より私どもに強い責任が与えられたというふうに思っております。

いずれにいたしましても、優先順位をオール・オア・ナッシングじゃなくて、100対ゼロではなくて、50対半分からだんだん実施していく、いわゆる2分の1からやっていくとか、そういう方法もあると思いますし、その時期、あるいは時代、それから周辺の市町村とか、そういった総合的なことで、また、私どもに強い責任が与えられたというふうに思っておりますので、そういう視点で、今後していきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） もう1点、お伺いをさせていただきたいと思っております。

財政力0.23の村にとりまして、村税が約3億5,000万から4億円程度の村でございます。今後、コロナ禍の中で、税収もここ数年間は大変厳しい財政運営を強いられていく、執らなければならないというわけであります。

例えば、小学校、中学校、保育園を入れての給食費完全無料化にいたしますと、約3,000万余かかるわけでございます。このような中で、私は財政的に大変厳しいというふうに思っており、悩んでいるところでございますが、この問題をどういうふうに坂井議員はお考えか、もしお考えがありましたら、お聞かせいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 2点目の質問をいただきましたけれども、財源をどうするのかという御質問であるというふうに私理解をいたしました。

この点に関しましても、基本的には、行政が判断すべき事項であるというふうに思っています。予算編成権を持つのは行政であります。議員に編成権はありません。

それでもなお、意見を述べよということであれば、学校給食費に関して言えば、先ほど来申し上げているように、来年度については、国の第3次補正による地方創生臨時交付金を使うことが現実的だというふうに思っております。

コロナ禍が来年度も続くことが予想されており、地方創生臨時交付金がさらに下りることも予想されるところです。当面、これに依拠することが考えられるのではないのでしょうか。

その後、恒久的な財源としましては、一つには、不要不急の事業の見直しであると思います。そしてもう一つは、先ほどの村長の御答弁の中にもおありでしたが、村長自ら、前々からおっしゃっている、金のなる木を植える、育てるという事業。この木もそろそろ実をつけ始める時期ではないのでしょうか。そういったことに、依拠する部分も大きいかと思っております。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ありがとうございます。

確かに、予算編成権といいましょうか、一義的には私どもが予算編成をするわけですが、それについての可否については、議会の皆さんの権限に属するわけでございますので、ともに悩んでいただければというふうに思っております。

それから、加えて申し上げれば、長和と東御のお話出ましたけれども、介護、福祉、医療含めまして、そのほか教育、観光事業を含めて、長和、東御でやっていないことを青木村でやっていることがたくさんあるわけでございまして、1例をもってマル、バツという考えではなくて、総合的に見ていただければ、私どもも大変やりがいがあるといいましょうか、ありがたく思っております。

今後、いずれにいたしましても、大変厳しい財政状況の中でありましてけれども、そういったことを総合的に考えながら、判断をし、実施をしていく。またさらには、活性化に努めてまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 議論を深める上で、貴重な時間だったというふうに思います。ありが

とうございました。

先ほどの反問に移る以前の村長の御答弁の中で、子供のインフルエンザの予防接種、これから全額補助していくというふうにおっしゃったのでしょうか。その辺、御確認させてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 小児のインフルエンザでございますが、こちらは現状、全額補助ではございません。定額を村のほうで補助いたしますので、超えた分については、御家族様の負担という形で進めております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 了解しました。

全額補助ではない3,000円補助ですので、村長が全額補助をこれから考えているんだというふうにおっしゃったのかなと思って、期待を申し上げたところでございました。

それでは元に戻ります。

もう1点、福祉関係で、高齢者の補聴器購入助成についてお伺いします。

この件に関しましては、4年前にも質問いたしましたけれども、補聴器購入助成について、子供については実現させていただきましたが、高齢者については残されたままになっていました。

近年、認知症と難聴の関連性について指摘されるようになってきましたが、この点についての受け止めをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 認知症と難聴の関連でございますが、まず、難聴になりますと、他人の話が聞き取りにくくなり、会話のキャッチボールが成立しにくくなります。そのため、人とのコミュニケーションが苦手になり、付き合いの幅が狭くなり、人の中に出ていくことがおっくうになったりして、外出の機会も減っていく場合がございます。

知的な能力も、十分に使わずにいると少しずつ衰えてしまいますし、会話や、メディアから受ける情報量が減ることで、認知機能の低下も起こることが推測されます。

難聴により、コミュニケーションが少なくなったり、社会との関わりが減ったりすることで、認知機能に影響が出てくる可能性はあるかなというふうには思っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま御説明のとおり、認知症にかなりな影響を及ぼす、そういう点では、これを防止する上でも補聴器の装着が有効な手段になるということが明らかになってきていると思います。

国会でも、補聴器購入助成をすべきという議論がされるようになってまいりました。高齢者に優しい村づくりを進めるために、村として助成制度を発足させる、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の補聴器の助成につきましては、身体障害者の手帳保持者につきましては、助成をさせていただいております。

それから、難聴児童につきましても、身障者の手帳の交付対象にならない軽度、あるいは中程度の児童にも、一定の条件の下に、購入の補助をさせていただいております。

若干、県内でも、助成をしている市町村があるように見受けられます。こういった皆さんにも、優しい対応する村づくりというのもありますので、必要性は十分分かりますが、これも財政と併せて、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 年齢が増すと、老眼になるとともに、耳の聞こえが悪くなることは当然のことですが、眼鏡はかけても、補聴器をつけることには抵抗を持つ方が多いように思います。

なぜでしょうか。補聴器の社会的市民権が低いからではないでしょうか。村が補聴器の助成を行うということは、こうした状況を改善し、補聴器の市民権を高めることにもつながります。

村長の福祉、介護、医療政策の中に、こうした点も位置づけていただければと思っております。

すみません。先ほど反問権で混乱し、1点お聞きすることを落としておりました。前後して申し訳ございませんが、1点付け加えさせていただきます。

障害者の医療費窓口無料化についてです。これが実現できない理由はなぜでしょうか。償還払い方式と現物給付方式、財政的には、どちらも変わらないのではないかと思います。

障害者の医療費についても、現物給付方式にすべきと考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 児童に対する県の補助というのは、2分の1でしたっけ、一定程度ございますが、障害者に対しては、現状、償還払い方式、プラス、窓口の500円も撤廃したとなると、相当なペナルティーがかかるというふうに聞いております。

そこら辺が大変厳しいという状況でございまして、実施している市町村もあるとは聞いておりますが、そういったところの情報は少し集めてみたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 加えての答弁をさせていただきますけれども、皆さんはリハビリに行くとか、通院するとか、大変な状況もあるわけですし、就業先の賃金が低くて、経済的にも大変だという例もたくさんあるようでございます。

家族の負担も大変だという中でありますが、先ほどの答弁と同じになりますけれども、国民健康保険の減額調整措置、いわゆるペナルティーもあるわけでございます。

これも、社会保障の一環として、医療費助成制度を国が創設してほしいということでございます。これは村の制度ではなくて、県、できれば国の骨幹に関わることでありますので、国がこういったことをしていただきたい。まずは、先ほどのペナルティーについても、撤廃するというをお願いしてまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 目指すところは同じかというふうに思っております。

国に対しても、その圧力にたじろぐことなく、強い働きを行いながら、村として何ができるか、考えていただければと思います。

以上、2点目の質問を終え、3点目に移ります。

青木村農業の展望について、質問をいたします。

まずお聞きしたいのは、青木村の農業経営の実情です。

コロナ対策のための村独自の施策の一つに、販売農家応援事業がございました。秋口までこの制度は、村民に十分周知されていなかったかと思えます。私は、農業されている家を訪ね、この制度の紹介をして歩きました。

ところが、少なくないお宅で、うちは自分のうちで食う分だけ作っているだから、販売農家には該当しないと言われました。農業の大先輩だと思っていた方々が、実は、自給分だけで販売まではしていない状況に陥ってしまっている、そういった現状を見せつけられた思いがし、大変ショックを受けました。

村が、応援事業の給付先として予定していた販売農家戸数は100戸でした。販売農家と自給のみ生産している農家の割合はどのくらいなのでしょう。また、その状況を、村としてはどのように捉えているのか、教えてください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） ただいま販売農家の関係でございます。

今、コロナの話がもうあったわけですが、全体的な考えで申し上げますと、農林業センサスによりますと、青木村の販売農家と自給農家でございますが、販売農家は31%、自給農家は69%となっております。

青木村は、もともと販売農家に占める兼業農家率が高く、兼業農家も青木村農業を支えてきたと言えます。この兼業農家の皆さんが高齢化し、自給農家に移行したものもあると推測されます。

青木村農業の持続的な発展に向け、販売農家、認定農業者など、戦略を持って経営を展開する中核的経営体に育成し、農地中間管理事業の活用などにより、農地の利用集積を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、青木村農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を今後も目指してまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 現在、岡石工業用地の造成が進められております。

さきの12月議会における松澤議員の一般質問において、青木村の主食米の耕作面積は77.3ヘクタールであると建設農林課長から御答弁がございました。

このうちの、4.7ヘクタール、6%以上の水田面積が、岡石工業用地の造成によって失われたこととなります。その代替として、山間部の耕作地において、タチアカネソバの耕作面積を増やすなどしてきたと伺っておりますが、今後とも、工業用地を拡大する方向で村政を運営しようとするのであれば、ますます主食米の生産面積が縮小されることになるかと思いますが、この点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） ただいま主食米の生産の関係ということでございます。

村としましては、やはり村、農業、各種産業が全体あるわけでございます。

企業誘致につきまして、ちょっとお話をさせていただきますと、やはり青木村の産業の拡大、地域経済の底上げ、村の雇用や税収の増、また、関係人口増による成長発展を目指す戦略として、企業誘致を進めております。

農地の対応では、担い手農家が安定的に農業経営を継続できるように、希望する担い手農家の方には農地の集約等も進めております。

今お話がありましたように、農地減少という関係で、タチアカネソバの普及を進める中で、遊休農地の活用を進めてまいりました。

外食需要等の自粛に伴い、主食米の消費量は大幅に減少してきておりますが、村の産業全体を見回しながら、見据えながら、今後も事業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村長は、工場誘致のメリットの一つとして、工場を誘致することで、地元での雇用が生まれ、村民が身近な場所で就職できるようになり、工場勤めの傍ら、農業経営ができるようになると常々おっしゃっておられました。

しかし、主食米を生産する水田の消失が進めば、米作りをする場所そのものがなくなっていくのではないのでしょうか。米作りはもうからないからと、米作りから手を引き、担い手に任せる水田所有者が増えています。

一方で、せめて自分の家で食べる米くらいは、自分の家で作りたいという願いを持って、米作りに励んでいらっしゃる方もおります。

水田は自然のダムであることは、誰もが認めるところです。日本の貧困な農業政策の中で、それでも歯を食いしばって水田を守り抜く村があってもいいのではないのでしょうか。

さて、やはりさきの12月議会における松澤議員の一般質問に、田畑耕地面積は431ヘクタールと答弁されていらっしゃいました。遊休荒廃地の面積はどれくらいになるのでしょうか。また、この活用について、これまでの取組並びに今後の展望についてお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） また農林業センサスのデータからですが、青木村の耕作放棄地の面積でございます。118ヘクタールでございます。

田畑の内訳では、畑地の耕作放棄地率が水田の約3倍、青木村の畑地は山間部に多く分布し、かつての桑園地帯、養蚕業の衰退に伴い、原野化が進行していると思われま。

先ほどもありましたが、やはり遊休荒廃地、また遊休農地につきましては、タチアカネソバの栽培の普及を村としては進めているところでございますが、また一部では、羊の放牧などで遊休化を解消している地域もございます。

今後の展望につきましては、耕作放棄地の主な発生原因として、高齢化、労働力不足、また野生鳥獣による耕作物被害などございますが、水田転作への対応として、ソバ、タチアカ

ネの団地化と、受託組織や担い手への面的集積による生産性の向上と効率化への取組、また山間地畑作地帯では、民活により遊休農地の解消を進めてまいります。

また、高齢農業者や女性グループ、有機栽培農業者等に御協力をいただき、道の駅あおき農産物直売場への農産物等の出荷を通じて、耕作放棄地の解消と、道の駅あおきの特徴づけ、高齢農業者にも、御自身の体力、気力に合った生産活動を通じて、健康寿命にもまた結びつけばというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 遊休荒廃地を広げないためには、やはり就農者の確保が不可欠ではないでしょうか。新規就農者の育成、就農状況について伺います。

2年前の3月議会で、私は新規就農者の育成についてたどしました。次世代人材投資事業、新規就農里親制度、新規就農者支援体制整備事業などの取組について御答弁がありました。

これらの取組によって、この2年間で新規就農者はどのくらい増えたのでしょうか。また、その就農状況についても御説明ください。あわせて、この2年間で離農された方の数も分かれば教えてください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 次世代人材投資事業につきましては、以前より進めているところでございます。この2年間で、新たにその事業を使って、追加されたという方はございません。

ただ、この事業は、以前より5年間のスパンで事業をしておりますので、以前より新規就農者ということで、青木村で事業の継続している方は、元年で4人、2年度が3人となっております。また、いろんな事業を使わずして、やはり親元就農として、後継者としては新規就農者の1名がおります。

就農里親制度につきましては、青木村におきましては、県の支援体制の受入れ態勢ということで、村内の里親登録者は4名でございます。ただ、それは受入れ態勢が4名でございます。その中での就農者は、まだ今のところちょっと確認できておりません。

また、あと新規就農者支援体制整備事業につきましては、市町村、JAとの協力体制の中で実施しておりますが、現在、この2年では、新規に参入された方はおりません。ただ、2年前に1名の方が青木村で就農したいという目標を持ち、1年間研修した方がいらっしゃいましたが、家庭の事情で中止となっております。

今後とも、積極的に応援をする中で、事業の継続を進めてまいりたいと思っております。



○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 離農者の数は分かりますか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 今のところ、離農者はない状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、御説明いただいたような制度を活用するため、村として独自に支援、あっせんを行っている、そういったことがございましたら教えてください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 様々な制度がございますが、就農相談等の機会を捉えまして、その都度、該当者には情報提供し、また本人了解の下に相談カードを作成しまして、普及センター等々、情報の共有化及び支援体制を連携してございます。

また、村独自のほうでも、やはり果樹の苗木の補助、ビニールパイプハウスの設置補助、加工品の開発、また農業機械のレンタル等を実施しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 就農あっせん、支援のための手引、パンフレット、DVD等、新たに備えたり、活用したりしたものがあれば御紹介ください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 村独自では用意してございませんので、県が以前より作成をしております様々なパンフレットがございまして、役場の窓口に置いたり、また相談者が来た折には、そのような紹介をして取り上げております。

また農業機械、村の農業支援センターが扱ってございますが、その辺の話とか、個々に対応させていただいております。

やはり、今コロナ禍でございますので、ウェブサイトとして、長野県のデジタル農活信州を活用していただくようなことも相談し、また、就農相談会で密となる場合には、実施できない状況ですので、電話での相談、または、村の商工観光移住課とタイアップした田舎暮らしとセットでの対応を行っております。

今後も、各関係機関、JAとも連携し、情報をつかみながら、さらにPRをしてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま、デジタル農活の活用というふうなことをおっしゃっていた

いただきましたが、同様のものが冊子として「新規就農手引き」として出ており、これを活用するように2年前に申し上げたところ、すぐに準備するというお答えだったかと思います。

そういったものの活用状況はいかがでしょう。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 議員さんが、前回の議会でお話あったときに、こちらもあるということは分かったんですが、早速印刷をしまして、すぐ窓口にも数冊置いたりとかやっておりました。

ただ、なかなか厚みがあるものですから、数冊程度しか置いてなかったんですが、その後いろいろなパンフレットが来たりするときには、窓口に置いたりとか、そういう対応させていただいております。

やはり最近の状況ですと、個別に、直接というよりはやはりメールとか、電話の対応が主体になってきておまして、その中でもいろんな紹介をさせていただいております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 米作りや、小麦、タチアカネソバ作り、これを大型機械を持つ受託組合や、担い手の皆さんが手広く引き受け、耕作してくださっています。

この皆さんの後継ぎの育成は図られているのでしょうか。御子息が跡を継がれ、親子一緒に事業を営んでいる方もいらっしゃる。その一方で、跡を引き継ぐ方がなく、「あと10年もすれば俺も動けなくなるわい。後はどうしたらいいか。機械や施設を譲り受けてやってくれるような人がいればいいがなあ」とおっしゃる方もいます。

受託組合の方々の高齢化も進んでいるように思います。世代交代をどのように図っていくのか、展望をお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 基幹産業の担い手である農業経営者の高齢化の状況でございますが、やはり農林業センサスによれば、基幹的農業従事者の平均年齢は71.2歳で、全国の66歳を5歳上回っている状況でございます。

青木村の高齢農業者の中には、人生100年時代を迎え、70歳前後の農家にあっては、就労意欲も強く、若年層に負けない経営成果を上げている方も多い状況と認識しております。

お話のあるとおり、やはり今後の将来を見据えた中で、受託組合、担い手の皆さんとのそういうような話の中で、集約された営農体系を維持しつつ、引き続き青木村農業の先導として、協力しなければいけないわけでございますが、今後も情報交換を行い、将来を見据えて

まいります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） よろしくお取組をお願いいたします。

さて、転作ブロックローテーションについてお伺いをいたします。

青木村では、4年に1度、水田は休耕田にするブロックローテーションを長年にわたって行ってまいりました。先輩たちの英知による、減反政策に対抗するための青木方式であったように思います。現在、休耕田では、小麦やソバが生産されています。

米作りによる生産価格と同じ土地を利用した小麦、ソバによる生産価格、この比較がどの程度なのか教えていただけますでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 米作りと同じ土地を利用した小麦、ソバの比較でございます。10アール当たりでございますが、10アール当たりの所得が一番多いのは、小麦の3万5,000円、ソバが3万2,000円、お米は1万8,000円と算定しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 一般的にですけれども、ソバや小麦の作付適地というのはどのようなところでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 江戸時代後期のソバ栽培は、県内でも川上村が突出していた模様とお聞きしております。また、高冷地のやせ地を焼畑にした後、朝、夕、霧が出る場所などが適地かなどと、耳にしたこともございます。

しかし、長野県内で栽培されているソバ、小麦や、長野県農業試験場で育成された品種は、一部の積雪地、高冷地を除き、大半の地域が適用地帯となっております。立地による適地の要素に比べ、気象や肥培管理など、栽培条件の要素のほうが大きいものと思われま。

品種特性に適合する肥培管理、排水対策、播種方法など、いろんな品種特性を生かした対応が重要な要素と考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、排水というなこともお話ありましたけれども、すなわち、湿地帯でないところということは、もう常識化された場所であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） ソバ、米に対しては、排水対策がしっかりしたものが適切ではないかというふうにこちらでは考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうした適地と不適地、味や収量には違いがあるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 食味という観点でいきますと、ソバでは標高の高い畑地帯のそばがおいしいとの声も聞かれますが、やはり加工特性や食味に対する個人差があるために、評価は大変しにくい状況でございます。また、奥行き深い分野というふうに認識しております。ソバや麦をどのような商品で消費者に届けるのか、マーケットインの観点で捉えることが重要であると考えます。

一方、収穫量は、栽培時の気象の影響と、気温技術の励行により、一定の成果が期待できるものと認識しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ソバの買取りの際ですが、転作地で収穫したソバを敬遠する業者がいらっしゃるというようなことお聞きしたことがございますけれども、そんなことはあるのでしょうか。

もしあるとすれば、そういった理由はお分かりでしょうか。

転作地でのソバについては、引取りしにくいというか、そういうふうな話はないんですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 転作地でソバを作った場合に、それが売買、取引がされるかどうかということですかね。

青木村におきましては、大変優秀な作物として、タチアカネソバですね、取引は十分させていただいております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほど来、せめて自分の家で食べる米くらいは自分の家で作りたいという、米作り農家の声を紹介いたしましたけれども、転作ローテーションによって、4年に1度は、自分の田んぼで米を作ることができない。そのため、自分で作った米を食べたいと思えば、休耕になる前年の米をもみで取っておいて、食いつなぐということになります。もみ保存とはいえ、当然、経年劣化で食味が落ちます。

対応策として、我が家の田んぼがありながら、休耕になる年は、そうでないブロックの田

んぼを借り受けて、米作りをしているという農家もあります。青木村以外の水田を借りているという方もいらっしゃいます。

自分の家で食べる米くらいは、自分の家で作りたいという素朴な願いを、そろそろ聞き入れるときではないでしょうか。お考えを聞かせてください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） やはり、自分のうちの米を自分で作ってという話もお聞きすることがございます。

ただ、青木村水田転作のブロックローテーションにつきましては、議員さんおっしゃるように村内4ブロックで、4年周期で、昭和62年にスタートして以来34年経過しております。

その間、農家、実行組合の皆様、担い手農家、機械作業受託組合、村議会、JA等の献身的な御理解、御努力により定着してまいりましたことに大変感謝申し上げるところでございます。

やはり、ブロックローテーションにつきましては、国からの生産数量面積を確実に実施するために、村民の皆さんの御協力をいただきながら進めなければならない状況でございます。

青木村にとっては、歴史のある施策でございますけれど、村全域にわたる水系の調整、また、恐らくあと集約化された営農形態、そこら辺がいろいろ考えますと、見直しは現状ではちょっと現在難しい状況でございます。

ただ、そういうようなことをクリアしながら、どのように持っていけるか、やはり今後のことも考えますと、研究課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま課長から御答弁があったとおり、国の調整、その点で転作ローテーションやめたら、そこに触れてしまうという部分があるということは承知をしております。

この点に関して、先ほど来、適地でのソバ、麦というふうな話をさせてもらってききましたけれども、そろそろそういった適地での適合品種の生産に切り替えていく。そういうことは考えられないでしょうか。

標高、あるいは地質、そういったことを考えたとき、生産に適した品種を生産する方式、そこにかじを切ることも一つの方法ではないかというふうに思っています。

以前、同様の質問があった際、村長から、宮田方式はなかなか難しい問題があるというふうな御答弁があったように記憶をしております。難しい問題を、もう少し掘り下げて御説明

いただければと思いますが、どうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 宮田方式の前に、今、坂井議員からお話ありましたように、るる前も  
ありましたように、自分で食べるものは自分で作りたいという中で、例えば川上村とか南牧  
村とか婦恋村で行っているような、単一のものを作るというのは、そういう課題もあるとい  
うふうに思います。

それから、御質問のもう一つの宮田村の関係でありますけれども、1村1農場という考え  
方で宮田村では行っております。私も大変興味があったんで、勉強をさせていただいており  
ます。

水田の耕作は、現状では、多くの地権者は、自ら耕作をしていないわけでありまして、  
例えば、岡石の工業団地の際に、28名の地権者おられましたけれども、自分でやっておられ  
る方は3名のみでございました。

こういったことを前提に、青木村での課題を考えてみますと、まず自分の土地、耕作土、  
それについて、非常に強い愛着があると。こういったことが、土地の流動化の阻害になって  
いるのかなというふうに思います。幾つかあるんですけれども、農地所有者と、いわゆる所  
有と利用の分離、こういった合意形成が課題だというふうに思っております。

それから、これはプール計算で後をするんですよね。土地を全部、株式のように出して。  
したがって、土地の所有面積、あるいは働いた日数、こういったプール計算の方式の考  
え方が、全員に合意してもらって、定着するかという課題もございます。

それから、高齢化が進む中で、誰が働くのか、耕作するのかという考え方もありますし、  
それから機械の共同利用、それから生産の考え方は理解してもらえるか、このルールづくり  
をどうするのかということ。

それから、次の課題として、作業が一定品種にすると、時間が限られますよね。非常に集  
中しますよね。タチアカネソバもそうなんですけれども。ということが課題であります。

逆に、今、宮田村は、自分の土地に対して愛着がないといいたいまいしょうか、働くことを含め  
て、もう既にそういうことが課題だと。今、議員がおっしゃったようなことに対する、逆の  
課題も出ているということでもあります。

最も大きいのは、自分のための農業を主にしている、自分の食べ物は自分でしたいと、坂  
井議員の御質問にも何回か発言がありましたようなことが、以上、私が宮田村方式を青木村  
で定着するには、実施するにはという課題であります。

それからもう一つ、少し勉強している中で、上田地域でこういったことを研究課題にしたということがあるそうでございまして、その皆さんから話を聞くと、共同利用という考え方、土地の所有に対する考え方で、何か南信と東信は気質が違うわいという話を聞いて、なるほどといましょうか、そういうふうになっているのかなと、こんなふう思ったところでございます。

以上が課題です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

農業委員会で、この問題について論議したということはございますでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 農業委員会のほうでは、具体的な御提案は伺っておりません。

ただ、今後機会を捉えまして、明日の青木村の農業の在り方を、農業委員の皆様のお知恵をお借りして検討してまいります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村の農業の現況は、様々な取組をいただいているにもかかわらず、発展状況にあるというふうには、やや言い難いかなというふうに思っております。

自然豊かな村、農業を主幹産業とする村である青木村の発展のために、思い切った新たな一歩を踏み出す必要があるのかなと思っておりますが、今後の青木村の農業経営についての展望をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 展望についてでございますが、農業、農家については、今回につきましては、今、御質問の中でも述べられたとおりだというふうに私は思っております。

青木村の農業は、基幹産業だということで、この8年間取り組ませていただきました。

元気で豊かな青木村、日本一住みたい村、これを実現するために、一つは、企業的な経営感覚、それから、戦略的な取組、それからもう一つは、農業経営者のこれをする確保、育成。こういったことが新しい提案だと思います。

それからもう一つ、農業の持つ効果として、高齢者の農業をやっている方々には、農業を通しての出番と居場所がある、そして健康で長生きする。そういうためにも、農業の展望を図っていきたいというふうに思います。

道の駅あおき農産物直売場を生かして、高齢者にも取り組める少量多品種で、なおかつ新鮮な農産物の生産活動を盛り上げていきたい。

もう一つは、タチアカネ等々の6次産業化への取組についても、増大を図って、今後とも指導、あるいは支援してまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 峠を越えて、秋に筑北村に足を踏み入れると、途端にはぜかけ米の風景が広がります。筑北米がブランドになっていることも周知のとおりです。

恥ずかしながら、私は定年退職後、受託組合にお願いすることをやめて、家族農業ではぜかけ米を生産するようになりました。手前みそですが、はぜかけにした米はひと味違う気がしています。

この4年間、宮入議員からは、有機農法による農産物の生産、ブランド化が何度も呼びかけられてきたところですが、そうした提案も含め、家族農業によるはぜかけ米も、青木村のブランドの一つにし、青木村ならではの農業を考えていくことが、新たな展望を切り開くことにつながるのではないのでしょうか。

この点についてのお考えを、お聞かせいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅の売場に、はぜかけ米と書いて、売っているお米があります。

どういう人が買っていくのか、どういうことを期待して買っていくのか、そこまではスタディーしてございませんけれども、それがある程度売れているという状況は承知しておりますので、はぜかけ米に限らず、手間暇かけて、そして安全な農作物を作っていくということも、一つ、青木村の農業、あるいは健康増進等々に、村の活性化につながるというふうに思っています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしたことに、村が力を入れて、展望を切り開いていく。そんなことも、ぜひお考えいただければと思います。

ありがとうございました。

以上、3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員の一般質問は終了しました。



◇ 山 本 悟 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、10番、山本悟議員の登壇を願います。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 皆さん、こんにちは。議席番号10番、山本悟です。

さきに通告いたしました3点について、理事者並びに職員にお伺いします。

お聞きのとおり、言葉は相変わらずですが、私なりに質問をさせていただきたいと思いません。

計3問お聞きしますが、1問目は一括質疑方式で、2、3問目は一問一答方式にてお願いしたいと思います。

では、早速1問目の国道143青木峠バイパスの進捗状況について、お伺いをいたします。

この問題については、先ほど同僚の松澤議員から質問がございましたので、できるだけ重複を避けてと思いますが、重要な点については、また重ねてお聞きするかと思います、よろしくお願ひしたいと思います。

この143の問題は、20年ほど前、私が初めて、この一般質問という形で、前村長宮原毅様に伺った経緯があります。また、同僚議員からも、一般質問では質疑等聞かれたかと思いますが、当村にとっては、ハード面、特に最重要課題のことだと思いますので、あえて質問させていただきます。

かつては、県下縦断駅伝の通った峠であり、中京、阪神への菅平あるいは孺恋方面からの野菜の運搬道として、車が小さかったこともあり利用されました。

また、定期バスも行き交っていたと記憶しております。

私ども村民は、長い間143の期成同盟会の運動をしてまいりましたが、諦めムードが漂っていたかなと思います。

合併前の小県郡の議員大会でも、青木村の総意として、早期完成を願いつつ発表した記憶がございます。また合併前は、当地区の各村、あるいは旧志賀村さんとも共通の課題としておりました。

村民の総意として合併することなく、北村村長を迎えまして、最重要課題であることに変わりなく、143期成同盟会の組織や目的、在り方、看板、垂れ幕、村民会議の創設等々、あるいは村民の集結も相まって、直接は県の管理かと思いますが、県への働きかけ、国土交通

省等へも要望されたと思います。

結果として、先が見えてきたことは言うまでもありません。

事業認定着手、地質調査とか、あるいはルート決定等々、現実のものとなってまいりました。

今、村民に聞かれるのは、「いつできるの」とかそういったこと。あと、「私の目ん玉の黒いうちに何とか通れるようにしとくれよ」というふうな言葉がございます。

そこで、村長にお伺いをいたします。

進捗状況というか、いつ通れるようになるんですかと聞かれるんですが、その辺のお答えをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 8年前に、私が村長にさせていただきまして初めての議会、多分6月議会だったと記憶しておりますが、山本議員から、トンネルの事業化について、北村は政治生命かけるのかという御質問をいただいたのを鮮明に覚えております。

それからもう一つ、情報発信するために、意気込みをやるために、今も御質問の中になりましたように、看板とか垂れ幕を立てたらどうだという御提案もいただき、早速、今、ふるさと公園の国道沿い、それから庁舎の壁に、青木峠トンネルの早期建設をというスローガンを設置させていただきました。

その後、当議会では、議員連盟を他の市、村に先駆けてつくっていただきまして、大変な応援をいただきまして、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

私も上田地域はもちろんでありますが、松本とか、安曇野地域の企業回り、あるいは団体回り等々してまいりまして、本当にこの8年間の間に、村議会の応援をいただいた結果、昨年度事業着手ということになりました。

これは、大変公務員的にいえば大きいことでありまして、国のちゃんとお墨つきもいただいて、県がトンネル工事をするときには、財政的な支援を十分しますということを国にも認めていただいたということで、大変大きい事業着手という意味には、言葉の重みがあるわけがございまして。

既に、ルートも決定いたしました。

そして、よく今でもといいましょうか、無料かい、有料かいと、こういう御質問をされる方もいらっしゃるんですが、当然無料でございまして、そういったPRももう少ししなければ

ならないというふうに思っております。

進捗状況につきましては、先ほど松澤議員にもお話ししましたように、国土強靱化の交付金を道路の分でありますけれども、これもいただいた、位置づけられたということは大変大きなことであると思っております。

全体4.3キロぐらいのトンネルになりますけれども、青木側の約3キロ弱につきましては、上田建設事務所が事業を実施すると、松本建設事務所との役割分担の中で、実施設計を始めつつあるというふうに伺っております。しばらく前から、地形測量、あるいはボーリング等の実施設計をするための調査も終わっております。

今後は村でも、地元の村といたしまして、用地交渉、残土置場の決定等々たくさんあるわけでございます。こういった地元の協力といいましょうか、やる気が事業促進につながるというふうに思います。

なるべく早くという村民の皆さんの御要望は、私も痛いほど伺っておりますので、そういう面で、村行政としても、この問題について鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

これができる経済効果というのは、私どもが思う以上に、民間のあるいは経済界の皆さんはたくさんお持ちでありまして、あるいは観光の皆さんもあります。私どもが思っている以上に、いろいろな効果がある、期待するという声が上がってきております。

青木村にも、期待をして、トンネルが事業化されたという、こういったスケジュールの中で、災害にも安全だということも相まって、青木村にも、企業、工場の進出がもう一部着した企業もありますし、問合せも大変多くなっているということもこの効果でありますし、期待もされているというふうに思っております。

いずれにいたしましても、信州の東西軸になります、この青木峠のバイパスの早期実現につきまして、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 具体的に何年先というふうなお答えはいただけなかったんですが、村民の皆さんは、いろんなことで期待をしていると思います。

通勤、通学から経済効果、観光、いろんな面で期待は大きいかと思いますが、村長、具体的にあと何年ぐらい先には何とか。今、コロナ禍の時代ですから、難しいと思いますが、村長の中ではどう思っているんだろうか、お聞きしたい。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 事業主体であります県に聞きましても、何年で完了ということはまだ言えない状況であるというふうに思っております。

まずは、目指すは用地買収。そして実工事の着手。これを当面目指したいというふうに思っております。

コロナ禍の中でありますけれども、先ほども申し上げましたように、国のほうの予算化も国土強靱化の中で5か年、昨年閣議決定されたこの強い予算の枠の中で行うということが決定しておりますので、それに期待したいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） では、この質問は終わりにして、2問目、3問目に入りたいと思います。

これから、2問、3問は一問一答方式にて、よろしく願いをいたします。

2問目の水空両用ドローンの利活用について伺います。

表題のドローンについては、最初、何だ、あれは大人のおもちゃかと、私自身は思っておりましたが、世界中を見回して見まして、その発展は目覚ましく、世界を駆け巡っております。

ドローンの機能的には、災害の予防とか、人の行きにくい地域、あるいは時間、あるいは照明があるとか、酸素があるかどうか等々考えられると思います。

それから、ちょっとダブるかもしれませんが、空を飛ぶタクシーも、ドローンとちょっと違うかもしれませんがあります。

また、農業用の農薬の散布、あるいは有害鳥獣の調査とか、将来的には駆除までいくのではないか。極端な話をすると、兵器として利用されるんじゃないかという危惧もあります。

それでは村長に、なるべく具体的にお伺いをいたします。

村内の河川、ため池等について、前にも伺ったことがございますが、作られた年代、それから面積、それから堆積量がもし分かったらお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 空中ドローンにつきましては、農林業でありますとか鳥獣対策、あるいは、これからは物資の運搬、災害時の調査等々に活躍しておりますし、既に、村でも1機購入をいたしまして、いろいろなところで既に活用させていただいております。

御質問の水中ドローンにつきましては、今ありましたようにダムとかため池とか河川等々、村にもたくさんあるわけでありまして。しかも、経過年数もかなり古いものもありますので、

そういった利用につきましては、潜在的な活用方法もあるかというふうに思っております。

加えて、生物の調査とか、水中の捜査、救助作業などにも活躍する、あるいは場合によっては、油田とか、そういうようなことにも使えるかと思っております。

アメリカ海軍では既に随分先行して、開発が進んでいるようでありまして、信州大学含めて徳島大学でも、こういったことを実験的に既に活用がされていると承知しております。

村でも、滝川ダム、それから臼川ダム、これが当郷の新池もそうですけれども、あるわけでありまして。そのメンテナンス等のために、水中ドローンの汎用性を持った開発を今後注視してまいりたいと思っております。

それから、堆積するものにつきましては、滝川ダムにつきまして何年か前にこれをいたしました。この水中ドローンではありません。電波を使ったり、GPSを使ったりしてやっておりますけれども、まだ相当数、あと20年ぐらいは今のままだと大丈夫だという結果が出ておりますが、今後、一定の年限のもとで、既にGPSで点は押さえてありますので、今後、定期的にこういった、水中ドローンが使えるばなおいいでしょうけれども、調査も必要になってくるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 不幸にして、山火事等があった場合には、その調査とか、あるいは後始末、あるいは監視等に使えると思うんですが、この辺はどうでしょうか。

今まで、 でもありますけれども、お聞きします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村で購入してありますのは、数十万円、1機、そんなに大きなものではなくて長時間、あるいは遠くへ行けるものではありませんけれども、今まで起こったような村での災害については、活用できるというふうに思っております。

山火事も、先日の足利みたいな大きなものについては使えるかどうかですけれども、今までのようなものでしたら、今持っているドローンで使える、ある程度調査ができるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ドローンをお持ちということなんですが、それを実際に使うのは、地区委員の皆さんか、消防団員の皆さんだと思いますが、その辺はどうでしょうか。利用頻度、あるいは利用者等についてお聞きします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 何年か前だったでしょうか、防災訓練の際に、これは私どもが購入する前でしたけれども、こういったものを持っている業界の方に来ていただきまして、原池で調査をしたものを、文化会館の本部で見るといような実験をいたしました。これも非常によく分かったりして、それを経て購入をしたわけであります。

それから、イベントのときも、村で購入したものを使わせていただいております。それから、講習会をいたしまして、複数の職員がこのドローンを使えるような、そんな講習会をしておりまして、複数の職員がいろいろの有事の際、あるいはイベントの際に使えるような体制も整えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ドローンの法律の整備もありますけれども、運転の何か資格が要るのかどうか、あるいは、事故も当然考えられるわけですが、その辺利用するのは職員ということなんですが、免許の関係、あるいは職員に対する免許取得のための時間的な猶予とか、そういうことを考えていますか。お聞きします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） たまたま今朝の新聞だったんですか、ドローンに免許証という見出し、まだ見出ししか見ていませんけれども、そんな新聞記事がありました。

今後、いろいろ事故も、大きな事故ではありませんけれども、落下してけがをしたとか、もう既に国内では起こっておりますので、そういった規制もされてくるだろうというふうに思っております。

確かに、そのイベントのときに、大人数の頭上から落下するというようなことも、国内では既に起きておりますので、そういったことは、すぐ免許証ということには国内ではならないかもしれませんが、慎重に慎重を期して、活用してまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 限られた職員で、仕事量が多くて大変かと思えますけれども、時代の要請でもございますので、ドローンの利用をして、村内の農業用ため池の調査とかいろいろ利用してほしいと思います。

それでは、3問目に入ります。

住んでよかったと思える青木村を目指して。

宝島社「田舎暮らしの本」。皆さん、御覧になったと思いますが、2016年第4回日本住んでみたい田舎ベストランキング、村部門、第1位に輝きました。

このことは皆さん御案内のとおりでございますし、私があえて言う必要もないわけです。

その中で、宝島社もそうですが、青木村と直接関係あるかどうかは別問題といたしまして、大都会、さしずめ東京を指しているんだと思いますが、テレワーク等の普及により、東京

から見ると、転入よりも転出者のほうが多い。私どもにとっては、歓迎というか、何か今までなかった現象が起きていますけれども、そんなことも参考にしたいと思います。

何としても、今、住んでいる皆さん、あるいはこれから住もうと思っている人が、交通の便だとか、雇用の確保、仕事先があるかどうかということ。あるいは、子育て、教育、医療、福祉、老後、歴史文化等、いろいろ考えてその選択をするんだと思うんですが、その中でお聞きします。

青木村の人口とか戸数とかは、ホームページを見たとおりになんですが、一番近い数字で転入と転出者はどうなっているのでしょうか。一番直近の情報をお聞きします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 細かい数字は若干時間をいただきたいと思いますが、毎年、転入転出、いわゆる社会増減につきましては、ほとんどの年でプラスに乗じております。

数年前には2桁だったと記憶しておりますが、年によって、若干増減はありますけれども、多くの年では、社会増減はプラスでございます。多いときには2桁のプラスがあったと思います。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 私ごとで恐縮ではございますが、平成9年から今日まで24年間、96回の一般質問の機会がございました。

その内、先輩議員の行動、動作、質問方法等、見学させていただいたのと、自身が議長を仰せつかった2年間、8回、ドクターストップの令和元年12月を除いて、86回、228回の質問をさせていただきました。

当村は、平成の大合併にくみすることなく、また、議会事務局設置条例、同じ庶務規定を23年4月にはつくりました。また、温泉権の取決め、これは田沢、沓掛との関係です。

それから、議会全体での議会だよりの発行、村づくりの懇談会等の開催をし、この席も、新しい議会棟を造るときに、質問者が同僚議員のところを向いて、質問するのはおかしいじゃないか、両側が見える形で質問すべきだという意味で、ここへこの席を置いたように記憶しています。

議会基本条例の制定と施行。目的は、理事者である村長も職員も、それから私ども議員も、

同じ目的、住民福祉の向上と村民生活の安定を願って、立場の違いを乗り越えて、同じ目的に向かって努力したいと思っております。

独任制の村長部局と、合議制の村会では、違いもありますが、今後とも一村民として、理事者、職員、同僚議員、傍聴の皆様と協力し、真摯に対応をしていきたいと思っております。

長い間、真摯に対応をしていただきまして、ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 承りますと、平成9年から24年間、6期の長きにわたり、大変村のために御活躍いただき、ただいま今期で御勇退というお話を承りました。

その前の議会活動も86回、222問という大変驚異的な数字でございますけれども、村のために提案をされたり、質問したり、この間の議会活動に御礼を申し上げたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は1時15分ということでよろしく申し上げます。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時15分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（宮下壽章君） 4番、金井とも子議員の登壇を願います。

金井議員。

〔4番 金井とも子君 登壇〕

○4番（金井とも子君） 4番、金井とも子でございます。



私の質問は全て一括質問ですので、よろしくお願ひいたします。村長さんはじめ、担当の皆様にお伺ひ申し上げます。

最初に、青木村の男女共同参画について伺ひます。

かつて、平成25年9月、26年9月、31年12月の定例会におきまして、同様の質問をさせていただきます。青木村議会ただ1人の女性議員としての私の使命と考えております。今議会が2期目最後となりますので、再確認の意味を込めて質問させていただきます。

さて、2月初め、大変メディアをにぎわせました東京オリンピック・パラリンピック組織委員会の森喜朗前会長の発言は、物議を醸し、辞任にまで至る騒動となりました。2月5日の信毎によりますと、2月3日の森前会長の発言について、女性理事を選ぶというのは文科省がうるさく言うんです。だけど、女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる。ラグビー協会、今までの倍の時間がかかる。女性というのは競争意識が強い。誰か1人が手を挙げて言われると、自分も言わないといけないと思うんでしょうね。女性の数を増やしていく場合は、発言時間もある程度規制をしておかないと、なかなか終わらないので困ると誰かが言っていた、などとおっしゃっております。

翌日には謝罪をされましたが、批判は収まりませんでした。失言の多い方ですが、根本には女性を一くくりにした偏見や差別、時代錯誤の考え方があったのではないかと思います。そのような方がトップにいたという残念な事件でございました。

結果的に、この後任には橋本聖子氏が就任され、また、その後任には、丸川珠代東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、内閣府特命担当大臣、女性活躍担当大臣が就任、小池百合子東京都知事と女性3人でオリンピック・パラリンピックを牽引されることとなりました。

またその後、オリンピック組織委員会に男女平等の取組として、新たな理事にマラソン金メダリストの高橋尚子さんなど12人の女性理事候補を選出し、女性比率は42%になりました。これを機に、いろいろなところで男女共同参画について取り上げられ、逆に、森前会長の発言が男女共同参画を考えるよいきっかけになってしまったのかと感じたところでございます。

さて国では、「すべての女性が輝く令和の社会へ」とした、第5次男女共同参画基本計画を令和2年12月25日に閣議決定しております。

第1部の基本的な方針の「はじめに」において、政府が社会のあらゆる分野において2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度となるよう期待する。

との目標を掲げたのは、今から17年前の2003年のことであった。これは、国連のナイロビ将来戦略勧告、これは平成2年のものですが、で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえて、政府で決めたこととございます。

その後、第2次男女共同参画基本計画に、2020年30%目標が盛り込まれ、官民においてその実現に向けた取組が進められてきた。しかしながら、第4次男女共同参画基本計画にもあるように、この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった。また、各種制度、慣行等も、男女共同参画の視点を十分に踏まえたものになっているとは言い難かった。

2020年30%目標については、その水準の到達に向けて官民の積極的な取組は行われてきたものの、現時点においては、女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など、進捗が遅れている分野もあり、全体として30%の水準に到達しそうとは言えない状況にある。

その一方で、平成27年に成立した女性活躍推進法等に基づく積極的改善措置、ポジティブアクションの実行や働き方改革等の推進を通じて、女性就業者や上場企業の女性役員数が増加し、民間企業の各役職段階に占める女性の割合が着実に上昇しているなど、4次計画の下で30%に向けた道筋をつけてきており、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されてきている。

我が国における取組の進展がいまだ十分でない要因としては、1つ目に、政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること等。2つ目に、経済分野において女性の採用から管理職、役員へのパイプラインの構築が途上であること。そして3つ目に、社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスが存在していること等が考えられると総括できる。

また、国内外で、セクシュアルハラスメントや性暴力など女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。こうした課題への対応も含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組を、より一層加速させることが必要である。

加えて、令和2年から、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加、深刻化の懸念や、女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなった。支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないよう、今ほど男女共同参画の視点が求められている時代もない。

国際社会に目を向けると、諸外国の推進のスピードは速く、例えば令和元年に世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数では、我が国は153か国中121位となっている。また、令和2年10月現在ですが、衆議院の女性議員比率は9.9%で、世界190か国中167位と国際的に見て非常に遅れたものとなっている。

男女共同参画はそれ自体が最重要課題であるが、グローバル化が進む中、ジェンダー平等への取組は世界的な人材獲得や投資をめぐる競争の成否を通じて、日本経済の成長力にも関わると示しております。

3月8日は国連が定めた国際女性デーです。ちょうどその日に、参議院予算委員会が行われておりまして、立憲民主党の宮沢由佳委員が質問に立たれておりました。

都道府県の男女共同参画センター平均予算について、平成14年度は1億6,728万5,000円でしたが、令和2年度では7,870万2,000円と半額になっていること。また、第5次男女共同参画基本計画には、男女共同参画センターの機能強化充実が盛り込まれているにもかかわらず、都道府県の男女共同参画センターの数と、先ほども申しあげました平均予算額が減少していると指摘しました。

これについて、丸川男女共同参画担当大臣は、非常に憂慮すべき状況にあると答弁をされておりました。さらに宮沢議員は、男女共同参画会議第5次基本計画ワーキングチームの議事録では、地方自治体において、男女共同参画センターの廃止、縮小、複合化が進んでいる。男女共同参画センターの目的、必要性、男女共同参画の意味が市民に伝わっていない等、しっかりと市民に教育してこなかった国に責任があると訴えている。掛け声倒れの女性活躍ではなく、地域から男女共同参画センターを活用しながら、共生社会を構築していく必要がある、後退しないようお願いしたいと訴えられました。

かつて私も、男女共同参画センターでは活発に講演会など催物が開催されておりましたので、何回も参加させていただきましたが、近年はあまりなく、何か、どうなっているんだろうなというような感想を持っておりました。

さて、第5次男女共同参画計画では、国政選挙の女性候補者割合を2025年までに35%とするとの政府目標に、この女性デーを前に、共同通信が全女性国会議員に行ったアンケートで回答を得た61人のうち66%が、達成困難と考えていることが分かったと3月8日付の信毎に掲載されました。

女性候補は2017年の参議院選では18%、衆院選では18%。2019年の参院選では28%と程遠い状況となっております。女性の政治参画の障壁として立候補や議員活動と家庭生活との

両立が困難なことや、人材育成の機会の不足、また、候補者や政治家に対するハラスメントの存在等があるとの調査結果もある。今は、国民一人一人の幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点である。

こうした危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、男女にとどまらず、年齢も国籍も、性的指向、性自認、性同一性に関する事等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられるインクルーシブな社会の実現にもつながるものである。

第5次男女共同参画基本計画は以上のような観点を踏まえ、新しい令和の時代を切り開き、また、ポストコロナの新しい日常の基盤となることを目指して策定されるものであると明記しております。

さて、長野県におきましても、第5次長野県男女共同参画計画を策定中であり、素案に対する意見を令和3年2月10日から3月11日までの期間、あしたまでですが、募集しているところでございます。

令和2年4月1日現在の長野県の審議会等党別女性委員の状況ですが、令和2年4月1日現在、委員が委嘱されていない審議会等、委員の90%以上が職務指定者で構成される審議会等は除いて73委員会ありまして、956名中、女性が405名で42.4%となっております。目標の50%に近づきつつありますが、前回の質問時より1.1%下回っており、上止まりとなっている現状です。目標値に達しない理由として、職種、経験、専門性も求められる委員会では、任命される条件に合致する女性が少ないなどが挙げられております。

続いて、我が村におきましては、令和2年2月に、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第4次青木村男女共同参画計画が策定されました。基本目標は「認め合うお互いの絆、あなたも私も希望あふれる未来のために」としています。老若男女、話をする事で相談を受け入れ、尊重し、相互に理解し絆を深めます。村民誰もが性別によって制約されることなく、個性と能力を十分に発揮できる村づくりに取り組むための基本目標とし、男女共同参画社会の実現のため、家庭、職場、地域における男女共同参画の必要性を、村民一人一人が認識し、行動していくことが重要です。

村民、事業者、地域と行政が協働して課題の解決と施策の推進のため、この目標を掲げますとした大変に崇高な目標を掲げています。この計画策定に当たっては、15名の委員のうち7名が女性と約半数の参加があり、評価されるところでございます。

また、今回は村民意識調査を実施され、より実態に基づいた計画となっていると思ってお

ります。

以上を踏まえまして、次について質問させていただきます。

1つ目に、第4次青木村男女共同参画計画を令和2年3月に策定されましたが、村民への周知はどのようになされましたでしょうか。

2番として、過去5年間の村役場職員の年度当初の採用について、男性女性職員の採用の状況はどのようになっていますか。5年間の年度ごと、女性と男性の採用人数と、その比率についてお教えいただきたいと思います。

3番として、村役場職員において、女性の主導的地位への採用目標は平成30年12月議会では3分の1の目標とされておりましたが、現在の状況はいかがでしょう。村長として、現在の状況について、どのように感じておられますか。女性管理職を増加させるために、何かお考えはありますか。

4番として、村職員の出産、育児について、ここ数年の女性、男性の産前産後休暇、育児休暇の取得状況は、どのようになっておりますでしょうか。

5番目に、当村での条例で定めた農業委員、各審議会委員、民生児童委員、保健補導員、子育て委員会委員、結婚相談員等村の全ての任命に対して、女性の登用の割合をそれぞれごとに御回答ください。

6番目として、当村での各審議会委員の任命には女性の割合が低いと考えられますが、各審議会条例で定められているのは充て職で、大抵、女性の会、女性団体連絡会の各代表者2名が定められておりますが、知識経験を有する者、その他村長が特に必要と認めた者との規定もあり、女性を20%程度に達するよう任命できないでしょうか。

7つ目に、前回も伺いましたが、男女共同参画社会推進のために教育的配慮、取組はされておりますでしょうか、具体的な内容をお伺いいたします。

8つ目に、第4次男女共同参画計画が策定され、取組内容について記載がありますが、具体的施策について、さらに具体的に計画していることがありますか。次についてはいかがでしょうか。情報提供の充実や意識啓発の推進は、具体的にどのようなことを計画していらっしゃいますか。次に、講座や講演会など具体的な内容等は、計画されていらっしゃいますでしょうか。次に、女性が働きやすい環境を整えるために、村として具体的にどのようなことを考えられていらっしゃいますでしょうか。最後に、災害時対応として、女性に対して具体的にどのような配慮により、どのように計画され、準備されていらっしゃいますでしょうか。

9番目に、DV、職場等でのハラスメントなどの相談はありましたでしょうか。具体的に

お教えてください。相談窓口はありますでしょうか。相談された場合の対処は、どのようにされていらっしゃるでしょうか。

10番目に、村長は3期目への立候補を表明しておられますが、男女共同参画について3期目に向けては、どのような施策を講じようとお考えでしょうか、お教えいただきたいと思えます。

以上について御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 金井議員におかれましては男女共同参画につきまして、この8年間、議会活動を通して大変熱心に取り組まれてこられました。私は、男女共同参画は男性、女性に対しということで社会的対等の構成員とすること、また、男女を問わず個人の能力等によりまして役割を決め、男性、女性という性別を理由として、役割を固定化してならないというふうを考えております。

御質問、何点か私から答弁させていただきます。

まず2点目、過去5年間の役場職員の採用状況、年度ごとの男女比につきまして、平成28年4月1日4名、うち女性3名75%。29年4月1日3名、うち女性3名100%。平成30年4月1日2名、うち女性1名50%。平成31年4月1日3名、うち女性2名66%。令和2年4月1日1名、うち女性1、100%ということで、5年間のトータルといたしましては13名の採用のうち10名、率は76.9%になります。

3点目の御質問であります。令和2年4月時点で、管理職いわゆる管理職手当を受給している対象者は8名おりますが、うち女性は1名となっております。残念ながらその割合は12.5%でございます。女性職員も仕事の面は大変頑張っていただいております。特に、詳細な業務につきましては、非常にたけているな、適役であるなというふうに思っております。

管理職になるには、幅広い経験でありますとか、その積み上げとして必要でありまして、その結果一定の年齢以上になってしまうわけでありまして。管理職は、職場においては、職員を指揮し組織の上に当たることが求められております。今後、役場の30歳代、40歳代の女性が上を目指して、通常業務あるいは研修を通してスキルアップされることを大いに期待しているところでございます。

次に、5の条例で定めた委員会等の女性の登用割合について答弁いたします。

まず、御質問の中にありました農業委員会については16名中3名の18.8%。民生児童委員が17名中11名で64.7%。保健補導員は42名で100%。次に、子供子育て委員が17名中9名で52.9%でございました。また結婚相談員は、これは社会福祉協議会の任命になるわけですが、4名中2名で50%となっております。

全ての委員はどうなっているかという御質問でございますので、それについてお答え申し上げます。教育委員が50%、選挙管理委員が25%、監査委員がゼロ%、社会教育委員が33.3%、固定資産税評価委員が33.3%、文化財専門審議員が14.3%、長期振興計画審議員11.1%、国保運営協議会委員50%、簡易水道審議会、公共下水道審議会ともに30%、老人福祉計画審議会委員兼ねて、介護保険事業計画審議会委員兼ねて、地域包括支援センター運営協議会委員、それから地域密着型サービス運営協議会委員が同じメンバーでございまして40%でございます。障害者福祉計画策定委員40%、スポーツ推進委員10%、青少年補導委員ゼロ%、地域公共交通機関4.2%、環境審議会委員10%、消防委員9.1%、景観審議会委員22.2%、健康長寿延伸プロジェクト委員33.3%、男女共同参画策定委員45.5%でございます。

35の委員会等調べました結果、全体では28.1%でございました。ただし、100%もありますが、中には例外としてゼロ%もありまして、ここが課題だなというふうに思っております。

次に、6点目の御質問であります、各種の審議会等の運営に当たりましては、女性の視点も大切な要因でございます。現在約28%となっておりますこの割合を、今まで以上、適役の女性委員の選任に意を用いてまいりたいというふうに思っております。

それから最後の10点目について、3期目に向けてであります、男女共同参画の社会の実現を目指しまして、幾つかのことを考えてございます。

まず1点目は、男女の人権の尊重。次に、社会における制度や慣行への配慮。次に、役場の各種計画の策定等の方針決定における共同参画。次に、家庭生活と他の活動との両立。次に、男女の互いの性への理解と健康への配慮の実現を目指したいというふうに思っております。さらに視点を換えれば、言い方を換えれば、一つとして、男女共同参画社会実現への意識づくり。それから、あらゆる人が参画できる基盤づくり。そして、互いに支え合う環境づくり。そして、互いに尊重し合い安心して暮らせる環境づくりなどへの配慮をいたしまして、金井議員の御質問の趣旨に沿うよう、村づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（沓掛英明君） 7番の男女共同参画社会推進のための教育的配慮についてお答えします。昨年の議会でも回答したところでありますが、印象でいうと、今は男だからとか女だからということではなくて、そういう意識ではなくて、その人となりを大事にしているというふうに感じております。

学校では今、名簿が男女別ではなくて、あいうえお順になっております。さらに今年は、小学校の校長先生は女性が登用されましたので、これで青木小・中学校の管理職の50%は女性ということになります。

先生方の割合も調べてみましたら、中学も小学校も男性、女性ほぼ半々という率になっておりました。小・中学校の児童会長や生徒会長、部活動の部長や運動会の応援団長も女子が活躍している年がございます。

今年度の中学校2年生では、その人権教育の中で、性的少数者、LGBTQについての講演会を行っております。LGBTは昨年もお話したんですが、今は、それにQが入って、Qというのは今回調べてみたら、新たな概念でLGBTに入らない性的少数者も加えているということでありました。私も勉強させていただきました。

昨年もお話ししましたが、学校では男女の性差ということではなくて、そういうことだけではなくて、人としての在り方に関わる問題、人権意識を高める学習を行っているところだと認識しております。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小宮山俊樹君 登壇〕

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） では、私のほうから何点か御回答申し上げます。

男女共同参画計画の周知でございますが、この計画は1次から数えまして、もう15年以上過ぎたわけでございますが、村民の皆さんに理解が浸透したかというところもございます。また、策定委員さんからも周知を図るよう、意見をいただいているところもございます。

これを受けまして、ホームページに全文をアップしたほか、新たな試みとして広報あおきにて10月から年3回のペースで記事を掲載しております。計画の全てを載せるには、まだ2年ほどかかるかと思いますが、この間に徐々に村民の皆さんに読み進めていただき、少しでも理解を示す方が増えればというふうに考えているところでございます。

具体的施策でございますが、情報提供、意識啓発につきましては、先ほど御説明いたしま



した広報誌への掲載をはじめ、折に触れ、情報の提供と意識啓発は進めていきたいと考えております。具体的な計画は今後検討してお示ししたいと思っております。

講座、講演会につきましてですが、女性団体連絡会等が開催する講座、講演会等につきましては、積極的に協力をしていきたいと考えておりますが、女性に対してだけでなく、男性の意識改革もまた大事かと思えます。女性の参加に偏りがちな講座、講演会に、いかに男性を引き入れるか、また男性を対象にした同様の企画開催等は、今後詰めていかなければならないものと考えております。開催に当たっては、人権擁護委員さんと課題の共有をし、村の公民館とも協力連携をし、進めていきたいと考えております。

女性が働きやすい環境整備でございますが、村でお願いする委員会、審議会等について、男女バランスを配慮した構成にすることは当然のことでございます。そのほかにも、家庭や職場、地域社会での理解も大変重要になってくるかと思っております。いかにしてということは今、具体的なプランはございませんが、常に何かの形でメッセージのほうは発信し続けていかなければならないものと感じております。

人権擁護委員さんによる、人権相談も受けていただければ、相談者の情報は伏せた上で、相手方に改善を求めることもできます。村として一人一人が尊重される共生社会の実現こそが、女性も働きやすい環境整備につながるものと考えております。

DV、ハラスメント等の相談でございますが、ハラスメントについては特に承知しておりませんが、DVについては最近1例ございました。現在は解決しております。当村だけでなく、保健福祉事務所、暴力が伴うときは警察、子供がいるようなときは児童相談所など状況に応じて、しかるべき機関と連携を図って解決につなげております。具体的な内容とおっしゃられましたけれども、申し訳ございませんが、個人の特定につながる部分がどうしても出てきますので、その点については御容赦ください。

相談窓口は、住民福祉課の福祉係になります。そのほかにも、内閣府のほうにも、DV相談ナビという相談ダイヤルが設置されております。県でも長野県女性相談センター、長野県性暴力被害者センターなど、ケースに応じて様々な相談を受けていただけます。

計画を策定するために行ったアンケートの結果もございしますが、その結果からは今回の事例が全てでなく、潜在的なものはあるだろうということは承知しております。このような場合、村内の担当者だと、逆に相談しにくいという面もあるかもしれませんので、こういった相談機関の存在はこれからも周知してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

〔総務企画課長兼事業推進室長 片田幸男君 登壇〕

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 私のほうからは、御質問の4番目にございました村職員の出産育児について、ここ数年の女性男性の産前産後休暇、育児休暇の取得の状況はいかがかという御質問でございます。

過去3年遡って、平成30年度からになりますが調べてみましたところ、産休、育休の取得対象者は女性が4名、男性が3名おりました。女性はいずれも産休、育休を全て取得しておりますが、男性の休暇取得者はございませんでした。

それから、8番目の御質問の中で、計画に位置づけられたものの中の災害時の対応として、何か計画されて準備されている部分があるかというような御質問だったかと思えます。

最近では、台風19号が全国的な大きな被害をもたらしまして、激甚災害というような扱いになりました。計画の中でも触れられておりましたけれども、災害時には、平常時の社会の課題が顕著に現れるというようなことで、授乳室の整備ですとかプライバシーの保護等の問題など、男女共同参画の視点が不十分であったために、避難所の運営等で課題が指摘されているというようなことも聞いております。

これらを踏まえまして、今年度、コロナ対策とも絡めまして、いろんなものをそろえさせていただいた中で、パーティションも数種類、整備をさせていただいたりですとか、子供さんをお持ちの方もいらっしゃいます、粉ミルクですとか離乳食、タオルや、あるいは生理用品等も含めて、避難される女性を意識した物品も整備をさせていただいているところでございます。

また先ほど来、村長以下、答弁申し上げておりますけれども、やっぱり様々な視点を反映した、防災の面でも、そういう視点を反映した防災対策を実施されるためには、やっぱり女性にも参画してもらおうというようなことで、今年度から消防委員さんも今まで女性の方いらっしゃらなかったんですが、お1人お願いして加わっていただいたり、また、引き続き女性消防団員であるとか、あるいは防災会議等の防災分野への女性の参画というようなことを促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） 大変細かく御回答いただきまして、ありがとうございました。

2月7日の信毎に、各自治体が防災計画策定のため設置する地方防災会議では、国が

2020年の目標としていた女性委員の比率30%を達成したのは、全国で2%弱にとどまるのが共同通信のアンケートで分かったと掲載されておりました。

さらに、男性中心のポストから委員を選ぶ仕組みが壁となったとのことで、あしたで10年となる東日本大震災では、着替えや授乳の場所がないなど、女性への配慮に欠けた避難所もあった。災害対策に女性の視点を反映する体制が求められているが、道は遠いとのことです。

県内でも、回答のあった75市町村でも30%に達した自治体はなく、最も高かった塩尻市で21%、県と千曲市が20%と続き、ゼロと回答した自治体も24市町村に上ったとのことです。

女性委員の比率が低いことについては、委嘱する団体の長が男性のためとしたとのことで、各自治体とも女性を増やすために努力はされているようですが、男性が長をされている分野の団体の長へも、女性の進出は不可避であるというふうに私は感じました。

青木村でも、自助、公助、共助の大変すばらしい青木村地域防災向上行動計画が策定されました。36名の委員中、女性委員は5名と約14%ではありましたが、女性をできるだけ多く任命していただいたことに感謝を申し上げます。

先ほどの回答にもございましたように、答弁にもございましたように、村の委員さんの率が大変高くなっておりまして28.1%ですか、今までのものに比べて大変高くなっているように感じまして、努力をいただいているなというふうに思いました。

女性女性と言っていてはいけないんですけども、男性の方にもぜひ頑張ってください、両方で、この村をいいほうに引っ張ってっていきいたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

青木村の第4次男女共同参画基本計画、村のホームページにアップしていただくというふうに申し上げたかったですけれども、もうアップしていただいているということなので、本当にありがとうございます。女性の有志の方で、皆さんで勉強会をやりたいというふうに言っておりましたので、ホームページのほうから印刷して見ることができますので、本当にありがとうございました。

以上でこの質問は終わりにし、次の質問をお願いしたいと思います。

2番の資源ごみ等の集積所の設置についてでございます。

上田広域連合議会でも、毎回、審議されておりますが、資源循環型施設の建設について、2月22日開催の定例会において、土屋広域連合長の挨拶の中で、資源循環型施設建設に向けての環境影響評価について、現在、県と協議しながら最初の手続きである配慮書について、今

年度末をめどに作成を進めているとありました。

その後の一般質問に対する答弁でも、環境影響評価は配慮書、方法書、準備書、評価書の4つの手続に分かれており、それぞれの手続ごとに公告、縦覧を行うほか、県条例で定める方法書、準備書の手続の段階での住民説明会に加えて、上田広域では配慮書の手続においても地域住民の皆様の御意見をお聞きしながら進めていくとのことで、建設まではまだまだ遠い道のりがあるなというふうに感じております。地元自治会の反対もあり、引き続き各自治体からの排出ごみの削減が求められているところでございます。

これからのことは燃えるごみとはちょっと少し離れますけれども、さて、当村の資源ごみについては、毎月第2土曜日の午前6時半から8時の間に、指定された場所の公民館等に出しております。月に1回ですので、都合が悪く出せないときには自宅の物置等に保管しておくのですが、何回も重なりますと資源ごみがたまってしまい、ごみ屋敷になりかねません。また、月に1度なので時々忘れてしまうことはあります。段ボールなどもくくってしまっても、大変かさばり置場所に困ることがあります。新聞、チラシ、雑誌、雑紙を入れた袋、牛乳パックなど結構な量になります。くくるなどの作業をしたときに、すぐ集積所に持参してしまうと、作業も一連で終了することができて大変利便性があると考えます。上田市神畑のビッグや秋和のカインズホームなどでは、いつ出してもよい集積所を設置しており、大変便利だと感じています。

村においても、いつでも出せる屋根つきの集積所を1か所設置していただくことはできないでしょうか。資源ごみは腐敗することもなく、長期保存も可能ですので、一考をお願いいたします。ただ、月に1度の集配ですと、すぐ満杯になりますので、回数を増やしていただくことが生じるのではないかと考えられます。

また、発泡スチロールのトレイなどについても、村内に排出できるところがなく、村外のスーパーマーケットなどに備えられたところに出しておりますが、村外に行くことが少ない村民は、プラスチックごみとして出しているのではないかと思います。ペットボトルや牛乳パックなども、村外のスーパーに出すこともあり、少額とは思いますが、村の収入にも影響するのではないかと考えられます。

大変お忙しいところ、また、新型コロナウイルスのため、予算も緊縮されている村に対し、さらにサービスを要求することは誠に恐縮に思いますが、このようなりサイクル可能なごみについて、村内に集積所があれば大変な大きな住民サービスになると考えられますが、いかがでしょうか。村のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それではお答え申し上げます。

資源ごみの関係でございますが、最初に今の現状について少しお話しさせていただきたいと思っております。

スーパーなどで、ペットボトル等の回収場所を設置し、出された資源物は定期的に管理し、間違った出し方のものは分別までしてくれます。回収業者にとっては、回収手間を省くことができますし、店にとっては分別手間を差し引いても見合う集客効果が得られれば、互いにウィン・ウィンの関係を築けるわけでございます。

ただ、食品トレイについては、状況は少し深刻のようでございます。現在、市場価格がほとんどないという状況から、色つきや汚れのあるものがちょっとでも混じっていると、全て引き取ってもらえないという形で、残されたトレイはスーパーの負担で産廃処分している状況ということでございます。また、一定量が集まらなると契約すらしてもらえないそうで、上田市から特にこういったことに対する配慮は得られていないというふうにお聞きしました。

上田市では毎週土曜日に、スーパーの駐車場を巡回する形で、ウイークエンド回収が実施されております。瓶、缶、紙類等一通りの資源物を回収してくれ、村民も利用されている方がいるのではないかと思います。上田市の場合、自治会単位でも資源物の回収は行っており、その販売代金は全額自治会に還元される仕組みになっております。ウイークエンド回収が一般化してきたことから、自治会の収入を圧迫するものという意見も出てきているようでございます。青木村に、いつでも出せる屋根つきの集積所があると、確かに大変便利かとは思いますが。

今、お話しした状況を踏まえた上で解決すべき課題も、またあるかと思っております。回収場所を管理してくれる民間の小売り店等があるか、またそのための代価はどうするか。トレイの回収については、受けてくれる回収業者があるのか。ウイークエンド回収のような施策ができるか、そのための予算、人員の確保はどうするか。設置場所は村の中心部になると思いますが、離れたエリアの方はどうするか。また、無人でその施設を設置した場合でございますが、間違ってお出されたごみは誰が分別するのか。通りすがりの村外の方等が、そこに勝手に捨てていってしまうというようなことがあった場合どうするかなどでございます。

近隣からの厚意や、地域支え合い活動等に期待することも限界があることは承知をしておりますが、すぐに結論の出せない問題でございますので、どのような方向に進めていけばよいか、もう少し研究させていただけたらというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） ありがとうございます。

この集積所を設けるには、大分課題があるように感じました。いろいろと御検討いただいて、本当にありがとうございました。本当にすぐの実現は、取りあえずは期待しておりませんが、頭の片隅に置いていただいて、忘れないで、もし検討していただけるようでしたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変真摯にいろいろな面で御回答いただきまして、ありがとうございました。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 4番、金井とも子議員の一般質問を終了しました。

---

#### ◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、1番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議席番号1番、宮入隆通です。

さきに通告しました2点につきまして、よろしく御答弁いただきますようお願いいたします。

まず1点目、新型コロナウイルス対策についてお伺ひします。

各部署にて、新型コロナウイルス対策については対応していただいているところであると思ひますが、現在の状況について伺ひます。

まず、小・中学校の対応について伺ひます。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 学校では、職員のこれまでの感染防止の対策についてや、差別のない学級、学校にするための方策について、おのおのが意見を出し合ひまして、危機感の上に立った意識改革を行ったところであります。安心や安全に配慮した対応を行っております。

これまでもずっと行ってきたことではありますが、マスクを正しくつけることとか、手洗いの徹底とか、消毒の呼びかけ、給食時には前を向いて静かに食べる等の対応を、改めて一つ一つ確認して徹底をしているところであります。現在は落ち着いた日常が戻ってきていると

考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 保育園の状況はいかがでしょう。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 保育園につきましては、昨年12月に休園ということで大変御心配、それから御迷惑等おかけしました。ありがとうございました。

それでは、保育園の状況ですけれども、昨年からのコロナウイルスの流行によりまして、保育園では、換気の対策、それから手洗い、消毒の実施、できる限りのマスクの着用、それから全体集会等の縮小により感染の予防に努めてまいりました。

保育園での具体的な取組ですけれども、まず、毎朝、健康チェックカードによりまして、体調を把握、これは職員、園児、全てですが把握をさせていただきます。チェックの状況によりましては、園児も職員もお休みをいただいているような状況です。

次にマスクですけれども、園児のマスクの着用につきましては、年少以上の学年はマスクを着用して、屋内での活動を行っております。お昼、おやつ、お昼寝、戸外での活動のときは、自分のリュックに入れて管理をするというような運用をさせていただいております。

それから、朝と帰りの挨拶ですが、保育園の子供たち、毎日楽しく朝と帰りの挨拶をしてくれています。先生と手を合わせながら、トントンパチンという挨拶をしていますけれども、これにつきましても、各学年に合わせた挨拶の仕方ということで、それぞれ考えて挨拶をいただいているような状況です。

それから、登園時の手指の消毒につきましては、昇降口で、年少以上のクラスはアルコールを使って消毒をしてから、それから早朝保育を利用する園児、3歳未満のクラスは、ウェットティッシュで手指を拭いてから保育室に入るようにしております。また、園においての活動中も、活動の合間に手洗い、それからアルコールの消毒等を行っております。

それから、登園につきましても各御家庭に御協力をいただいております。家庭で保育ができる場合、また家庭の御判断によっては、保育園をお休みしていただくようにということ、啓発をさせていただいているところです。

それから、お昼とおやつの時間は、テーブルにパーティションを置きまして、飛沫の感染を防いでいます。それと、延長保育のおやつについて、今まで延長保育が長くなるお子さんにつきましては、おやつの提供をしていましたけれども、やはり感染ということ、また、学年を越えての交流がありますものですから、やはりマスクを外してというのは、ちょっと危

険性もあるということで、水分の補給のみということで、お茶のみの提供をしばらくの間はさせていただいているような状況です。

それから、これは毎日行っておりますが、降園後の備品、それからおもちゃ等のアルコールの消毒は徹底して行っております。

それから、シトラスリボン運動につきましては、青木中学校さんの先生からシトラスリボンの作り方を教えていただきまして、保育園の先生方、皆さんでシトラスリボンを作っていただきました。それを各御家庭にも配布させていただいて、保護者会としてもシトラスリボン運動に御協力くださいということで、賛同していただいているような状況です。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 先ほど、園長のほうからマスクに関して御答弁いただきましたけれども、マスクのことにしましては、例えば富山の市立の学校では、飛沫が飛ばない場面や距離が取れている場合はマスクの着用を求めないとか、そういった対応がなされていて、登下校時も距離の取れている場合はマスクの着用を求めているとか、各地域によって、またいろいろ対応しているところが出てきているようなんですけれども、保育園のほうは先ほど御答弁いただいたのであれなんです、小・中学校のほうとしては、例えば登下校のこととか体育の時間とか、音楽、いろいろ部活動もあるかと思うんですけれども、こういったときのマスクの着用に関しては、どのような指導であるとか、進め方をなさっているんでしょうか。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今回の新型コロナ感染につきまして、保健所が指導に調査に入ったときに、マスクをつけていたかどうかというのは、大変大きな調査ポイントでありましたので、やはりマスクは大変重要なことだというふうに考えています。

小・中ともにほとんど同じなんです、登下校のときも、マスクは基本的にはするということになっていますが、1人で歩く場合にはしなくてもよいということになっていきます。授業中は、授業中、体育、音楽、全て基本的にはするということになっていきます。ただし、体育の長距離を走るとか、本当に激しい運動のときは外すということになっていきます。

部活動では、実はここがあれなんですけれども、マスクはこのときは基本的にはしないということになっていきます。金管とか吹奏楽は、マスクしては楽器吹けませんので、つけません。それから部活動の運動、厳しいので、大変激しいのでつけませんということになっていま



すが、例えば練習試合のときには、ベンチにいる生徒がマスクをつけるとかということで、できるだけつけるという方向で、努力してもらっているというところでもあります。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） いろいろ各省庁での指針であるとか、そういったものも出ていますし、ただ基本的には距離を保つとか、そういったことだとは思うんですね。なので、一律にマスク着用という形ではなくて、そういった外せる状況というの、つくってあげる必要あるんじゃないかなと私自身は思っています。外すことを推奨しているわけではありません。なぜかという、マスクをずっと外せなくなっちゃっている子供たちが出てきているということも、最近ではちょっと問題視されてきているので、こういったときは外してもいいんだよということも含めて、教えてあげてほしいなと思っています。

また、国の指導であるとか県内や周辺地域の感染の状況、気温の関係、あとそういった場面に応じたそういった指導をお願いしたいと思っています。

続きまして、全国的に観光や飲食業へのコロナの影響というのは大きいわけなんですけれども、村内の商工観光関連の事業所の状況はどうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） それでは、村内商工観光関係業者の状況についてお答えいたします。

村内商工観光業者につきまして、民間の個々の事業所の状況をお答えすることはできませんけれども、各種支援の対象となった事業者数、それから宿泊施設における入湯税の支払い額、それと道の駅あおきとリフレッシュパークあおきの令和2年度の実績でお答えいたします。

まず、村が承知する限り、1か月間で売上げが50%以下になったことがある事業者や法人が支給対象となる、国の持続化給付金を受給した旅館及び飲食店は、15件ございます。また、令和2年3月から12月の村内宿泊施設からの入湯税の支払い額全体は、前年比で5割程度の状況でございます。

道の駅あおきでは食堂こまゆみが、令和2年4月から3年2月までの売上げが、前年の79.4%です。ちなみに同じ時期、直売所の売上げは、実は前年比で103%で3%増となっておりますけれども、これはマツタケ豊作がいいほうによるものがあり、客数だけで見ますと90.3%ということで、1割減となっております。また、リフレッシュパークあおきでは、

今年度の売上げは前年比6割程度にとどまりました。

今回のコロナ禍で、他の業種の皆さん、厳しい状況に置かれてはおりますけれども、村内で観光業や飲食業の皆さんは、とりわけ厳しい状況に置かれていると理解しております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 非常に厳しい業界なんだと本当に思っています。上田市などでは、テークアウトのイベントであるとか、ほかの自治体なんかでは、弁当を買い上げてあげて役場で販売してあげるとか、商工会で予約を取りまとめて販売するところなど、各地域で工夫してこういった困難を乗り越ろうという動きがあるんですけれども、青木村としては、そういった役場や、道の駅、キッチンカーもあるかと思うんですけれども、そういった村内施設を活用している状況などありましたらお願いします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） コロナ禍で低迷する商工業の対策として、村では商工会と連携して、未加入業者も支援対象にした事業を今年度推進しております。

宿泊業につきましては、村内旅館宿泊対象者に観光サポーターズクラブの加入手続の簡素化。観光業や飲食業については、国や村独自の持続化給付金や融資制度による支援、地域消費券の発行、県の県民支えあいディスカバー観光支援事業や国のG o T oトラベル、G o T oイートの事業参加の手続や支援などを取り組んでおります。

また、宮入議員の御例示の飲食店のテークアウトやデリバリーにつきましては、新しい生活様式が導入するということで、今後需要が高まる部分であるとは理解しております。これについて村内の取組を御紹介いたします。

8月に、信州昆虫資料館の昆虫夜間観察会の開催におきまして、今年度テークアウトを新たに開発した村内飲食店に、出店で販売を依頼したところ、当日50食以上の売上げがございました。また、デリバリーでは、報道でも取り上げられておりますけれども、道の駅あおきの食堂こまゆみでは、1月15日から村内限定の出前を開始しております。これは2月末までの1か月半で、220件822食売り上げております。この2月の食堂の売上げなどは、前年比102%の実績はありましたけれども、うち15.3%が出前の売上げが占めているということで、成果が上げられていると理解をしているところでございます。

また、商工会におきましては、村内飲食店のうちテークアウトやデリバリーの対応ができる店舗を紹介するマップを作成いたしまして、昨日の9日に納品となっております。こちら

は、広報あおきの4月号とともに3月末に全戸配布をいたしますし、明日3月11日には、青木村や川西地区の新聞折り込みにも、チラシ状態のもので配布する予定でございます。

このようにコロナ禍ではございますけれども、テークアウトやデリバリーの強化など新たな需要について、そういうものも含め、様々なほかの方策も講じながら苦境を乗り越えたいと思っております。

あと、御指摘のキッチンカーについてでございますけれども、こちらはどちらかというイベントのときの出店のほうが強みでございますので、今年度は8月の道の駅あおきの七夕まつりや、11月の大法寺のタチアカネの新そばまつり、また、長野市内の災害復旧ボランティアのときの炊き出しなどでは実績ございますけれども、むしろ令和3年度において、コロナと同居する中でイベント開催という中で、より活用を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 道の駅の配達ですか、デリバリーに関してはうまくいっているということなんですけれども、もちろん道の駅の食堂のことがメインではあるとは思いますが、村内のせっかく飲食の方たちもいますから、そういった方たちのお弁当とか、そういったものも一緒に例えば運んであげるとか、それが毎回のメニューじゃないかもしれませんが、ある週はどどこってお店が加わるとか、何かそういった工夫をしながら村内の事業者の人たちの支援という形でしてもらえたら、うれしいなと思います。もちろん道の駅メインで考えていただくのはいいんですけれども、それプラス村のそういった飲食の方たちも一緒にそういった盛り上げられるような形、ぜひお願いしたいと思います。

こういった緊急事態宣言が東京都心部であるとか、大阪とか ところ出されたわけですが、外食の売上げが落ちていまして、報道などでも大きく取り上げられているわけなんですけれども、そこに食材を納めている食品の卸であるとか、またそこに卸している農業者の方というのも、もちろん大きな影響が出ています。

国では、緊急事態宣言の出た地域と取引があつて影響の出た事業者に対して、一時支援金給付することが決まっています。青木村の中でも、農家といたしましても様々ありまして、お米を専業になさっている方もいらっしゃるでしょうし、麦や大豆、ソバ、野菜をメインにやっている方ももちろんいるでしょうし、花をやられている方もいます。農産物の加工品を作って販売する方、そういったいろいろな種類の方の農業者がいるわけなんですけれども、そういった各農業者の状況の把握であるとか、そういった農業者に対しての対応というのは今

どういった状況でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 農業分野についての御質問と承っております。

農業分野では、本年度当初から、新型コロナウイルス感染症の拡大によりイベントの中止、観光、外食の自粛などによる花卉などの農産物の消費減少や、学校の給食、休校に伴う牛乳の需要減少が懸念されたため、影響が最小限となるように、国・県及び農業者からの情報収集に努め、様々な支援策を講じております。

青木村では、国の支援措置を活用するとともに、青木村独自の支援策を創設しまして、農業者を支援してきております。農家の営農継続への支援ということでございます。青木村独自の支援策として、農業者応援給付金事業として、販売実績がある農家1戸当たり13万円の給付事業、また認定農業者の皆さんには経営応援交付金を創設し、推進しております。

国の事業では、議員さんお話があった関連ですが、経営継続給付金あるいはまた持続化給付金の活用を図っております。

また、国の交付金を活用した中で、村ではリンゴの木オーナーの支援として、収穫等の助成を行いました。

労働力確保のための情報提供として、コロナ禍で移動の自粛や入国制限によるアルバイト人材派遣が行われないことから、農作業に支障が出ている農業者が代替人材を確保するための国の支援策、農業労働力確保緊急支援事業補助金の情報を村ホームページで周知しております。

コロナ禍も収束していない中ではございますが、今後も国・県、JA関係機関等と連携し、進めてまいります。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） いろんな制度があるんですけども、農業者の方があまり知らないとかそういったことがないようにだけ、皆さんに周知していただく工夫をぜひお願いしたいと思っています。村長からも、先ほども、農業は村の基幹産業であるという力強い発言ももちろんいただいているんですけども、引き続き村としての支援をしていただきたいと思います。

国内だけでなく、世界的にも深刻な問題となっています新型コロナウイルスの影響なんですけれども、今後の青木村としての方向性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変難しい課題でございます。私は行政を進める者といたしまして、最悪の場合を想定して最善を尽くすというふうに思っておりますが、なかなか思うとおりにいきませんが、そういうふうに努力をしているつもりでございます。

この件もまさしくそのとおりでありまして、その一つはコロナに直接関わるものとして、感染症の、なんて言うんですかね、これを撲滅するというのは年単位の時間かかるのかな。特に、国民全体がマスクを取れるという状況には、年単位あるいはそれを超えるのかなというふうに思っています。

また、全人類が、7割程度というふうに言われておりますが、集団免疫するためのワクチンが接種できるというのは、もう少し後になるのか、今の段階では見通せないわけでありまして。日本人が相当数ワクチンが接種できるということを想定しておりまして、村でもいろいろやっているんですが、これも少し先延ばしになったり、最終の数字がまだまだ見えてこないわけでございます。今後、ワクチンの接種について、診療所とか医師会とか とかそういうことと連携を取りながら、ハード面、ソフト面、コロナ対策を実施してまいりたいというふうに思っています。

もう一つは、そういう今のような状況の中で、村民の皆さんと命と暮らしを守り、経済を活性化していくためについてであります。いつも申し上げますように、私はコロナの痛みを持たれた方、あるいは企業、村民の皆さんは、行政として公平に平等に支援してまいりたいと、こういうふうに思っております。

コロナに関する様々な情報は、村民の皆さんへは早急に提供していきたい。それから、村民の皆さんにも提供を受けていただく、あるいは3密を守るとか、そういうような守っていただきたいというふうに思っております。PTAとか商工会とか民生児童委員とか、関係する皆さんと連携をさらに密にしていまして、100年に1度のこの危機を乗り越えていかなければならないというふうに思っております。

喫緊の課題として、ワクチンをどういうふういつまでに打つのか、どういう形でやるのか。65歳以上は一定の方向が見えてまいりましたし、4月には1箱来るというふうに、これは決定というふうに私は思いたいですけれども、その後、どういうふうになるのか全く見えておりません。期待もしておりますけれども、そういうようなことを、私どもとしては情報は早くし、そういったワクチンの接種ができるような、希望する全村民に早くできるようなことを考えていかなければならないと思っております。

経済活動しかり、教育しかり、挙げれば切りがないんですが、もう一つはやっぱりシトラ

スリボン運動で評価されるといいまじょうか、考えなくてはならないような、この運動に加えて、今日の議会でも何人かの議員さんから御質問ありましたように、ワクチン接種をする、しない、した、しないに関わるこの差別がないような課題も出てまいりました。

コロナに関しては、まだまだ時間がかかる中で、新しい課題が私どもに突きつけられるのかなというふうに思っております。緊張感を持って、この場面を乗り切りたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 公平平等に対応していただくということと、そういった村のほうで、もちろんそういった公平にやろうと思っておりますので、情報がちゃんと行き届かないと、本来受けられるサービスを受けられる人が受けられないとか、そういったことがないように、情報提供のやり方に関しては、また改めて考えていただきたいと思っております。

続きまして、脱炭素社会に向けての件につきまして質問します。

コロナ禍で今、この世の中どのような方向に向かっているのか、何だかよく分からない状況になっていますけれども、例えば、自動車業界などでは電気自動車への転換、もともとそういう動きがあったんだけど、物すごい勢いで転換していく動きになっています。

今年の1月、アメリカの電気自動車大手テスラの株式市場での時価総額は、トヨタ、GM、フォード、ホンダ、フォルクスワーゲンの時価総額の合計を超えたというニュースがありました。スポーツタイプや、ほかのメーカーなどでは大型のトラックまで電動化をしていくという動きがあります。エネルギーも作りながら、今度、蓄電して使う時代になろうとしています。私たちの暮らしも、変化していくことだろうと想像できます。こういった流れの基になったのは、近年の気候変動からゼロカーボン化を目指す動きがあって、そういった一つの中には、世界中で行われている気候非常事態宣言もあったと思います。

本年1月1日付にて、気候非常事態宣言を村議会とともに共同で行った村としての考えをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一昨年10月12日の19号台風、これは村にとりまして、50年に1度の大型の自然災害でございました。このように、世界では様々な異常気象が観測されました。猛暑、干ばつ等によりまして甚大な被害が発生し、もはや気候危機の状態であるというふうに言っている学者もおりますし、私も同感でございます。

こういった中で宮入議員の一般質問を契機といたしまして、ただいま御質問にもありまし

たように、今年の1月1日、村議会とともに気候非常事態宣言を行うことができまして、青木村にとりましても、大きな一歩を踏み出せたというふうに思っております。

この取組がスタートできました今後について、もう少し私の考え方を述べたいというふうに思っておりますが、これは地球の温暖化に対する、こういった状況、気象危機が迫っている、こういった事実を村民の皆さんと情報を共有したいというふうに思います。

それから、資源の有効利用につきまして、使い捨てプラスチックの削減など、そういったことを村で進めなければ、村民の皆さんとして進めなければならないというふうに思います。

それから、生物の多様性の大切さにつきまして、例えば水と緑とか、こういった保全をしっかりやっていく必要があるというふうに思います。

それから、水道水を大切に使いたい、いわゆる水を汚さないということも大切な一つであります。

それから、今、電気自動車の話がありましたけれども、省エネ運転に心がけるとか、当面はガソリンの排出量を抑制するとか、そういったことも今できることではないかというふうに思います。

それから、金井議員の御質問にもありましたように、ごみの分別収集を徹底いたしまして、資源化を図っていく。そして、子供たちにも低学年のうちから、こういったことの危機宣言をした村としての教育も大切ではないかというふうに思っております。

たくさんあるわけですが、一つ一つ実施できるものは、全てパーフェクトではないかもしれませんが、できるものからできる状況でやっていく必要があるというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今おっしゃっていただいたことは、前々から申し上げますSDGsの考えと共通でありまして、そういったことを皆さんが、村民の方皆さんが意識していくということが、まず最初の段階かなと私自身も思っています。

昨年、9月議会でも質問しましたグリーンリカバリーについてですが、世界中で脱炭素社会を目指すべく、産業界はじめ様々な業界で進められており、今後も革新的な技術ができていくものと期待されております。ゼロカーボン化は、今までの暮らしを見直すきっかけにもなり、持続可能な社会をつくる一つの動きとなります。

今後の青木村の脱炭素社会に向けての課題は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） これは青木村だけというわけではなくて、日本オールジャパン、あるいはオール世界の中で、青木村もそういう立ち位置をしっかりと持ちながら、脱炭素社会の実現に向けていく必要があるというふうに思っております、まず一つは取りあえずできることとして省エネルギー化についてであります。効率のよい機器を採用する、あるいは運転の最適制御をすとか、排熱を利用すとか、こういったことが1つ。

2つ目として、再生エネルギーの利活用でございます。生成時にCO<sub>2</sub>を排出しないようなエネルギーの利用を考えていくことでございます。

3つ目といたしまして、カーボンリサイクルによりますCO<sub>2</sub>を吸収して削減する。こういったことを構築する技術について、リサイクル技術というんでしょうか、こういうことも私どもに課せられたことではないかというふうに思っております。

こういった脱炭素社会をつくって、地球のエネルギーの自給の効率の向上を目指す、あるいは雇用の創出をする、そして、私どもに今できることとしては、高い断熱性を持った住宅の普及を図る。

こういうことによりまして、健康増進、ちょっと飛びますけれども、飛躍しますけれども、保険料の削減とか、こういったことも私どもにはできることではないかというふうに思っております。こういった持続可能な発展を支える、ただいま申し上げましたようなことを柱といたしまして、村の課題としていきたいというふうに思います。

温暖化を1.5℃に抑える場合、CO<sub>2</sub>の排出量を2030年までに45%、2050年までにゼロにする必要があるということでございますので、なかなかこういう例は、京都府とか、そういうところでは先例があって、具体的に今動いているようでありますけれども、自治体がいろいろ取組を始めている中で、私どもも青木村に合った参考事例を探しまして、計画の立案、それから合意形成、実施、そんなことを今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村民とともに一体となって対応していかなければ、村の全体的な脱炭素社会というものには向かわないわけですから、村の村民の方とともに、何か進められるようなことをやはり考えながら、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 1番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました5人の議員の質問は、これで全て終了いたします。



---

◎総括質疑

○議長（宮下壽章君） 引き続き会議を進めます。

これより令和3年度一般会計、特別会計及び企業会計の予算について総括質疑を行います。  
質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 以上で総括質疑を終了いたします。

---

◎委員会付託

○議長（宮下壽章君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第17号から議案第23号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 資料を事務局より配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（宮下壽章君） 資料はお手元に届きましたでしょうか。

片田事務局長より内容について説明申し上げます。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、令和3年第1回定例会議案等付託明細について御説明を申し上げます。

委員会に付託する案件につきましては、1枚ものの今お配りしたもので、議長から今お話がありましたとおり議案第17号から第23号までについて、それぞれの委員会へ付託をいたします。

その下、以下本会議と書いてありますが、議案第1号以下は最終日の本会議で御審議をお願いしたいと思います。

初めに、議案第17号 令和3年度青木村一般会計予算につきましては、こちらに横型のとじたものがお手元にあるかと思えます。こちらの1枚目の裏面になります。該当するページ

については左側に記載をしてございます。12ページから33ページまでとなりますのでよろしくをお願いいたします。

歳出につきましては、3枚目といたしますか、最終ページになります。該当するページは34ページから171ページとなっております。

また、その下には、特別会計、企業会計につきまして、表のとおりとなっております。

なお、付託の委員会につきましては、右端の欄にそれぞれ記載をしてございます委員会で御審議をお願いいたします。

最初の1枚目、1枚もののページに戻っていただきます。議案第18号と20号、21号につきましては、社会文教委員会をお願いをいたします。議案第19号と第22号、23号につきましては、総務建設産業委員会をお願いをいたします。

以上、委員会付託明細について御説明をいたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 何か不明な点等ございますでしょうか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

以上で委員会の付託を終了いたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午後 2時46分

令和 3 年 3 月 1 9 日（金曜日）

（第 3 号）

## 令和3年第1回青木村議会定例会会議録

### 議事日程（第3号）

令和3年3月19日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 議案第 1号 青木村一般職の任期付職員の採用に関する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 8号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 13 議案第 11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 12号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 13号 教育長の任命について
- 日程第 16 議案第 14号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第 17 議案第 15号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること

について

- 日程第18 議案第16号 令和2年度青木村一般会計補正予算について  
日程第19 議案第17号 令和3年度青木村一般会計予算について  
日程第20 議案第18号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計予算について  
日程第21 議案第19号 令和3年度青木村別荘事業特別会計予算について  
日程第22 議案第20号 令和3年度青木村介護保険特別会計予算について  
日程第23 議案第21号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第24 議案第22号 令和3年度青木村簡易水道事業会計予算について  
日程第25 議案第23号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について  
日程第26 発議第1号 青木村議会会議規則の一部を改正する規則について  
日程第27 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について
- 追加日程第1 議案第24号 令和3年度青木村一般会計補正予算について

---

出席議員（9名）

- |     |       |    |        |
|-----|-------|----|--------|
| 1番  | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君   |
| 3番  | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番  | 宮下壽章君 | 6番 | 沓掛計三君  |
| 7番  | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君  |
| 10番 | 山本悟君  |    |        |

欠席議員（なし）

欠員（1名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |                   |        |                                 |       |
|-------------------|--------|---------------------------------|-------|
| 村長                | 北村政夫君  | 教育長                             | 沓掛英明君 |
| 総務企画課長<br>兼事業推進室長 | 片田幸男君  | 参事兼<br>建設農林課長                   | 花見陽一君 |
| 住民福祉課長            | 小宮山俊樹君 | 会計管理者兼<br>税務会計課長<br>兼防災危機<br>管理 | 多田治由君 |

商工観光移住 課長 商工観光移住 係長	中 沢 道 彦 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	宮 下 剛 男 君
保 育 園 長	若 林 喜 信 君	住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	宮 澤 章 子 君
建 設 農 林 課 課 長 補 佐 兼 農 業 振 興 係 長	稲 垣 和 美 君	建 設 農 林 課 課 長 補 佐 兼 上 下 水 道 係 長	横 沢 幸 哉 君
総 務 企 画 課 課 長 補 佐 兼 企 画 財 政 係 長	小 林 利 行 君	総 務 企 画 課 課 長 補 佐 兼 事 業 推 進 室 長	塩 澤 和 宏 君
住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 福 祉 係 長	上 原 博 信 君	住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 保 健 衛 生 係 長	早 乙 女 敦 君
建 設 農 林 課 課 長 補 佐 兼 建 設 係 長	小 山 明 之 君	住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 住 民 係 長	奈 良 本 い ず み 君
教 育 委 員 会 教 育 係 長	金 井 大 介 君	総 務 企 画 課 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	小 林 宏 記 君

事務局職員出席者

事務局 長 片 田 幸 男 事務局 員 小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日の日程は、最初に委員長報告をいただき、議案第1号から質疑、討論、採決の順で行います。

---

◎委員長審査報告

○議長（宮下壽章君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑の内容について、委員長より報告をお願いします。

松澤総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（松澤正登君） それでは、報告申し上げます。

会議規則第74条の規定により、委員会審査報告を申し上げます。

議案第17号 令和3年度青木村一般会計予算の認定について、総務建設産業委員会に付託されました案件について報告をいたします。

歳入では、固定資産税、住民税などの減額の要因、特別交付税交付金の算定方法、臨時財政対策債などについて質疑が出されました。

また、歳出では、地域おこし協力隊の状況、デマンドバスの運行状況、各種選挙に関わる経費、農地中間管理機構の状況、松くい虫の被害状況、移住施策の取組や村営住宅の耐用年数などについて多岐にわたり活発な質疑があり、村長をはじめ担当職員から説明がありました。

令和3年度予算については、自主財源の少ない当村において、さらに新型コロナウイルス

感染症の影響を受け、村税が減収する見込みとなり、予算編成について苦慮されていることがわかれることが分かりました。

令和3年度は、村長、村議選が予定されていることから骨格予算であるわけですが、村の抱える課題に対し、継続的な対策を促進するための予算編成となっており、評価できるものがあります。今後も地域や村民の要望に応えるため、限りある財源ではありますが、効果的な事業展開を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案どおり認定をすることに決定をいたしました。

次に、議案第19号 令和3年度青木村別荘事業特別会計予算の認定については、転売の状況や適切な管理について質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第22号 令和3年度青木村簡易水道事業会計予算の認定については、給水の能力や供給水量などについてで質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案どおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第23号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算の認定については、浄化センターの処理能力などについて質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案どおり認定することに決定をいたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（宮下壽章君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告をお願いします。

居鶴社会文教委員長。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） おはようございます。

社会文教委員会に付託されました案件につきまして、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第74条の規定により御報告を申し上げます。

議案第17号 令和3年度青木村一般会計予算についてでございます。社会文教委員会関係部分です。

教育委員会関係では、小・中学校に村費で配置予定のICT支援員や講師、五島慶太未来創造館の現状や今後の予定等について質疑応答がなされました。

住民福祉課関係では、東京パラリンピック聖火フェスティバル関連経費、障害福祉補助助成事業、くつろぎの湯、青木診療所改修工事の内容、保健介護一体化事業など、各種保健事業の内容等について質疑応答がなされました。

村予算額が減額になる中で、民生費と衛生費は前年度より増額になっており、くつろぎの



湯高圧受電設備の更新工事、青木診療所配管更新のための補助金、保健事業・介護予防の一体化事業等、村民の健康と命、暮らしを守る予算となっております。

また、教育委員会関係では、夫神区公民館改築補助金、埋蔵文化財試掘調査費委託料、小学校雨漏り防止、廊下拡張工事、中学校オンライン教材経費、保・小・中自校給食の堅持等、将来を見据えたメリ張りのある予算と認められます。

コロナ禍の難しい予算編成において、鋭意精査され適正であるとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第18号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計予算についてでございます。基金繰入れの減、基金の現状、事業費納付金、医療給付費の増、人間ドック、特定健診受診の見込み等について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり決定することにいたしました。

議案第20号です。令和3年度青木村介護保険特別会計予算についてであります。グループホーム、地域密着型サービスの現状、介護予防、生活支援サービス事業費の増額について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第21号です。令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてであります。後期高齢者医療制度の展望等について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 委員長報告が終了しました。

---

### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 議案第1号 青木村一般職の任期付職員の採用に関する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） それでは、本議案について、説明の中で高度の専門的な知識経験や見識を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事される場合や、専門的な知識経

験を有する職員の育成に相当の期間がかかる場合活用するという御説明がございました。この活用していく方法と、どのような職種を予定しているのか、それと一定期間というのはどのくらいの、個々によって違うということかもしれませんけれども、一定期間というのは、どのような考え方を持って今回この条例を制定してきたのかお聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村の大きな課題、あるいは新しい課題に挑戦するためには、ある程度専門的な知見を持った方に応援なり職員になっていただくことが必要であります。コンサルとか、そういうところをお願いする方法も一つとしてありますけれども、最近では、行政側に民間、もしくは関係団体等から派遣していただく、あるいは退職した人を来ていただいてその職種をするということでもあります。

今、具体的に考えておりますのは、コロナワクチンの関係もありまして、住民福祉、医療介護、そういうところが今青木村の課題だというふうに思っておりますので、そんなことを今考えているところでございます。一定期間というのは、一般的には1年から5年ぐらいが相当するわけでありましてけれども、コロナの落ち着くまで3年ぐらいかかりますでしょうか、これは誰にも分からないんですけれども、今の想定ではそんなことを考えております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 分かりました。こういう小さい行政、大きい行政であれば同じ職種のところにたくさん的人员いれば受け継いでいかれるけれども、どうしてもこういう小さい町村というのは専門職を育てるのが非常に難しい組織かと思えますもので、むやみに雇うんじゃなくて、本当に集中して今後雇っていただければと思いますので、そこら辺のところよろしくをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 答弁いいですか。

○6番（沓掛計三君） いいです。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

よって、議案第1号 青木村一般職の任期付職員の採用に関する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第2号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第2号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第4号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 第4号から第7号まで共通する部分が多くある議案となっておりますが、提案説明にもございましたように、4号から7号に関しましては、9本の改正項目が一致しているというふうなことでありました。

この点についてかいつまんで申し上げるならば、虐待であるとかパワハラ防止、また感染症の予防、蔓延防止、そして業務継続契約の策定、そういったことが主たる内容かと読み取りました。そういう中でですが、全国的にはそうしたことが懸念される状況が起こっているというふうには把握しているわけですが、こうした虐待であるとかパワハラであるとか、そういったことに関しまして、本村の関係するそういった介護事業所等において懸念されるような事例等はないのではないかと思うところですが、その点について御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 本村において、そのような事例は把握しておりません。ないものと信じております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そういう状況ではありますけれども、昨今の状況を鑑みて、国からの指導もあり、こうした条例が策定されるということになっているかと思いますが、いずれもその体制を強化し、指針や計画を作成し、あるいは研修訓練を行うということでもありますけれども、一遍にそのことができるというわけではなく、3年間の経過措置が設けられており、その間は努力義務というふうになっている提案かと思いますが。この3年間で具体的にどのようにその体制整備を進めていくのか、行政として、そうした関係機関に対して指導としてはどういうテンポで行っていくのか、その辺の見通しはございますでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） うちのほうで申しますと、対象となる事業者はそう多くないわけでございます。その事業者のほうに、これからこういう形で条例を制定したからということで、内容等も御説明をした上で、共に一緒に考えながらきちんと計画、そういった準備は進めていきたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 3年間の猶予期間があります。どうしても先へ先へとなりがちの部分もございますが、中身的には早急にやるべき内容であり、とりわけ感染症の予防、蔓延防止策と、そういったことについては喫緊の課題でありますので、3年間にとらわれることなく先へ進めるよう、関係機関に対する行政としての御指導をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 答弁よろしいですか。

○2番（坂井 弘君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第4号 青木村指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第5号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第5号 青木村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第6号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

ここで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第6号 青木村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第7号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第7号 青木村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 次に、議案第8号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定に



ついてを議題とし、質疑を行います。

沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） リフレッシュパークですか、既に長年やってきております。施設についても大分老朽化している部分もあるかと思えますけれども、少し前に聞きますと、森林組合のほうですか、大分苦しい営業というような話もうわさに聞いたこともございますし、今回のコロナウイルスの中で、集客ができない状況の中で、今回、これ当然森林組合のほうから指定管理の申請があったかと思えますけれども、どのような計画があったのか、どのような運営をしていくのか、そういうところが建物の償却等について、これ当然村が関与しなければ駄目な施設ですけれども、今後あそこの施設をどのように運営していくのか、こちら辺のところをお聞きできればと思えますけれども。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議員さん御指摘のとおり、施設も大分古くなってきておまして、手を入れなくてはいけない部分も出てきておるところでございます。そんな中で、当然施設の修繕等に関わる部分については、村が負担すべき部分がございますので、そんな形でやらしていただいたり、営業の中でも努力をして、つかみ取り池を新しく設置をして集客に努めるですとか、あるいは、今年はまた計画の中で、村民が釣り堀池を利用するときには貸しごお代を無料にするですとか、そんなような営業努力といたしますか、工夫もしていただいているところでございます。

苦しい経営の中ではございますけれども、ぜひ森林組合さんのほうからも引き続きやらせていただきたいというようなことで申請がございました。そんなことで、今回、選定委員会にかけさせていただきまして、指定をさせていただきたいということで御提案申し上げた次第でございます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 指定申請については村からお願いしたものですか、それとも森林組合のほうから自主的に来て指定管理を受けたいという気持ちで、前向きな気持ちであったのかどうかそこら辺のところ。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今年度いっぱい5年が経過しますというようなお話をした中で、森林組合さんのほうから自主的にやらせていただきたいということでお話がございました。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第8号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） 高齢者福祉センター、利用状況を教えてください。

○議長（宮下壽章君） 宮澤支援センター長。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 青木村高齢者生活福祉センターは、全部で13室ございまして、定員20名でございます。既存の先にできたほう、それから後にできたほう、後にできたほうは5室ございまして、定員10名なんですけれども、現在はお一人でお住まいというところございまして、定員に満たない状況となっております。7室につきましては2人で生活していただけるような設定になっております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第12号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 大変細かいことを申し上げまして恐縮なんですけれども、施設の名称を明確にさせていただきたいというふうに思うわけです。道の駅あおき及びふるさと公園あおきという形で提案をされてございますが、これが正式なフルネームになるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議員さんの御指摘のとおり、ちょっと表記に、紛らわしいといいますか、あたかもこのような施設が、2つの施設が一体となったような施設が存在するかというようなふうに誤解を受けるような表記になってしまっていたかと思えます。表記として、道の駅あおきと、例えばふるさと公園あおき、2段書きにそれぞれ書くであるとか、例えば施設名と及びの間に一つずつスペースが入っているだけでも、意味合いが変わってきたかなというふうに思っています。

施設の名称については、今、議員さん御指摘のとおり道の駅あおきとふるさと公園あおきという、それぞれの施設を指定管理にするという意味合いでございますので、表記について今後ちょっと注意をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

○2番（坂井 弘君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第12号 道の駅あおき及びふるさと公園あおきの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第13号 教育長の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 教育長の任命につきましては、人事案件でございます。暫時休憩をいただきまして、別室にて説明をさせていただきようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） ここで、暫時休憩といたします。

議員の皆さんは、議員控室のほうへお願いいたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時43分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

事務局より資料の配付をお願いします。

[資料配付]

○議長（宮下壽章君） 北村村長、説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 教育長の任命についてお願いいたします。

下記の者を教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって、議会の同意をお願いいたします。

記。住所、青木村大字村松1914番地の1、氏名、沓掛英明さん、生年月日、昭和29年2月22日。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第13号 教育長の任命については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

資料を配ります。

〔資料配付〕

○議長（宮下壽章君） なお、議案第14号の協議については、先ほど議案第13号の協議を別室で行った際に、併せて終了しておりますので、ただいま事務局より資料を配付しましたが、それについて北村村長、説明をお願いいたします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第14号についてお願いをいたします。

人権擁護委員候補者の推薦の同意についてをお願いいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

記。住所、青木村大字村松2,075番地の3、氏名、宮入典子さん、生年月日、昭和22年8月12日。

令和3年3月5日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第14号 人権擁護委員候補者の推薦の同意については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第15号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、質疑を行います。



山本議員。

○10番（山本 悟君） お聞きします。まず、このふるさと基金というのは大分古いんですけれども、前村長の時代にマイカル社の社債を、事務局長さんというのか、その一存で買いました。副連合長あるいは知らない ちゃって、最終的にはマイカル社の社債が下がって損をしたんですけれども、そのことをお聞きになっていると思うんですが、この場合に権利放棄という放棄という字が書いてありますけれども、放棄じゃなくて負担金とか、なぜそういう文字を設けられなかったのか、放棄という意味は投げ捨てること、あるいは捨て置くこと、自分の権利、利益を喪失させること等々、大辞林には書いてあります。出資金という見返りを期待されますので、負担金みたいな形の名前を取らなかったのか、この辺をお聞きしたいと思います。それからマイカル社のことは聞いていると思いますが、この辺いかがでしょうか。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おかげさまで、私どもの上田地域広域連合につきましては、この基金がありますことから、医療関係あるいは青木村で遊ぼうという、毎年秋に行事をしておりますが、そういうようなことに活用させていただいております。それから、放棄という言葉と、それからマイカル社債については、これは全く関係ないことでございます。マイカルの社債につきましては、全国の自治体等が大変痛手を被っております。私どもの広域連合もそういうことがありましたので、以降、慎重に基金の運営についてはしております。

放棄につきましては、言葉、権利を持っているものを出すというのが、法律上といいたいまいしょうか、制度上といいたいまいしょうか、こういうことを使って、ずっと今までもやってきましたし、中身は辞書にあるのと少し意味合いが違うのかもしれませんが、今ある権利につきまして、こういう放棄することによって、資料にございますような医療センターの充実に努めているということを御理解いただければというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 目的等について、別にどうのこうのということではなくていいと思うんですが、ただ、権利放棄という言葉と、あとはほかに適当な言葉、負担金みたいな意味合いがどうかと思いますが、目的、内容に対しては賛成ですので、一議員から放棄と、どういう意味なのか、意味がよく分からないという疑義だけあったというふうに記憶ほしいと思うんです。以上です。

○議長（宮下壽章君） 答弁よろしいですか。

○10番（山本 悟君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第15号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第16号 令和2年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） お願いします。ページ数は支出の15ページお願いします。

今日も新聞にも載ってございましたけれども、今日から春の選抜が始まります。うれしいことに上田西高校が、今日から、22日か、予定されているというようなことであるわけですが、その中に、諸費で負担金補助及び交付金の中に、上田西高校教育改革推進資金補助金というのが40万円ほど上がっております。こういった基金の補助金については何か基準と

どうか、そういうものがあるのか、また、西高校だけに限ってこういうことがあるのか、その辺ちょっと、補助金の内容等を、また決まりというような規則といいますか、そういうものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 特に決まりがあつてというか何ですかね、明確な決まりがあつてということではなくて、この名目は、上田西高校側の受入れ側のほうの名称というような形に、そこに対して村のほうで補助金を出すというような形でございます。上田西高校のほうで教育改革推進費というような形の受入れを受けているということでございますね。それに対して補助を出すということで。

今回も村出身の選手が、レギュラーで出場する予定になっております。以前にも夏の甲子園大会に出場された際にも、同じような補助をさせていただいていますし、サッカー部がまた全国に出場というような場合にも出させてさせていただいておりますし、そのほかそのような状況の中で、前例に従って補助のほうは出させてさせていただいている状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） この金額的な40万円というのは何か限度があるのか、決まりがあるのか、この辺は何かあるんですか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちらは特に規定はございません。前回、出場時も同額を支出してございましたので、それを上回る理由も下回る理由もないといいますか、その中で同額を補助させていただくことにいたしました。

○3番（松澤正登君） はい、いいです。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いします。3点質問したいと思います。

1点目ですが、今、松澤議員の御指摘もありましたページのすぐ上になります。企画費の中の委託料、地域おこし企業人業務委託料に関わってでございます。説明では、コロナの影響で導入には至らなかったと、そういう御説明であったかと思えます。導入に向けて、本年度どのような努力を行ってきたのか、それからどういうふうな目標を持って、こういう人材だったらというふうな目標を持っていたかと思えますが、その点についてお願いします。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室係長（塩澤和宏君） それでは、お答えします。

こちらの制度につきましては、当初予算では、東急グループの関係の会社から、未来創造館はじめ東急グループの皆様においでいただく橋渡しのな方を派遣を予定しておりました。地域おこし協力隊と違うのは、個人と契約するわけではなくて、派遣元の会社と契約をしまして派遣をいただくということで、主な勤務地が青木村というのが条件になります。コロナの影響で、東急側と交渉したんですが、やはり東京と青木村行き来する中で、感染のリスクが高いということと、東急グループ全体がコロナで本業のほうが少し大変なので、収まるまで見合わせましょうという内容で、今年度については実施できなかったという状況です。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 本年度についてはということでありましたけれども、来年度予算にもこの点については載ってはいませんが、今後についての見通しについて、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室係長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

令和3年度につきましては骨格予算ということで、新規事業でありましたので、当初予算では計上はしてございません。引き続き、東急グループと交渉する中でコロナの状況と村の事業の状況を見る中で、引き続きアプローチはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、今のお答えの繰り返しになりますが、本年度においても状況が許すならば、これを導入する見通しもあるということによろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室係長（塩澤和宏君） 東急グループさんのほうで派遣が内定できましたら補正予算でお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

○2番（坂井 弘君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

○2番（坂井 弘君） 何点かと言ったけれども、どうでしょう。

○議長（宮下壽章君） 今の続きですか。

○2番（坂井 弘君） いや、違います。

○議長（宮下壽章君） そうじゃなくて。じゃ、続けてやってください。

○2番（坂井 弘君） 2点目の質問になります。

17、18ページ、次のページになりますけれども、民生費の中の障害者福祉費の委託料になります。障害者自立生活体験事業委託料、グループホームの入所体験に1名ということで説明いただきました。この体験時の費用ですが、6万3,000円というのは全額村負担ということなのか、体験者の負担というものがあるのかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 上原福祉係長。

○住民福祉課課長補佐兼福祉係長（上原博信君） お答え申し上げます。

所得に応じて自己負担を求めることがありますけれども、今回は非課税者の方でありましたので、全額村負担でございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） どういう場合にこの入所体験ができるのか、該当要件とかがありましたらお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 上原福祉係長。

○住民福祉課課長補佐兼福祉係長（上原博信君） まずは手帳を所有されている障害者の方であるということが条件になりまして、まず、グループホームへ入所したいという御希望のある障害者の方を対象とさせていただいております、いきなり入所ですと、合う合わない、その御本人の希望にえられるかどうかというのがまだ不透明でございますので、まず、体験を実施していただいて、その御本人さん、また施設の方にも、お互い了解をいただいた中で本入所に持っていきたいと、そういう事業でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまの説明は手帳のある方ということでしたけれども、年齢的な部分では制約はないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 上原福祉係長。

○住民福祉課課長補佐兼福祉係長（上原博信君） 基本的には18歳以上の成人の方を対象としております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

○2番（坂井 弘君） はい、分かりました。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） 同じく18ページ、御覧いただきたいと思いますが、一番上からちょっと下ですが、報償費、出産祝い金で45万円計上されておりますけれども、3名追加ということだそうですが、どのような根拠で45万円となっているのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 奈良本住民係長。

○住民福祉課住民係長（奈良本いずみ君） では、お答えします。

報償費の出産祝い金の補正額の45万円ですが、当初予定していた出産祝い金の額に対して、出産する方が多くなりましたので、3名分追加させていただきました。

以上となります。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） 何番目の方かなというのをお聞きしたかったんですけども、すみません。

○議長（宮下壽章君） 奈良本住民係長。

○住民福祉課住民係長（奈良本いずみ君） お答えします。

3名のうち、第1子を産む方が1人、第2子を出産される方が1人、第3子を出産される方が1人、計3名で45万円となります。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） ありがとうございます。3名追加となるのはとても喜ばしいことだと思います。

この令和2年度では、何名の方が御出産と申しますか、御誕生になられたのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 奈良本住民係長。

○住民福祉課住民係長（奈良本いずみ君） お答えします。

令和2年度は、現在のところ20名ということになります。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 戻りまして、15、16ページの情報通信サービス事業費の中の委託料など、情報通信サービス事業全体の費用が下がっているわけなんですけれども、利用料が増

えている中で保守費がどんどん下がっていくのは、これはどういう関係性だと思ったらよろしいのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室係長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

まず、歳入の利用料ですが、予算ですので堅く見ております。調定に対して大体9割の予算です。実績に合わせて今回増額したものです。

次に、減額の理由なんですけど、一番大きい伝送路の補修なんですけれども、こちらについては中部電力であったりNTTですとか、そういったところが新規で電線を張って、保守に係る路線が長くなった場合に保守の委託料が伸びるわけですが、今年度については、見込みより少なかったため減額と、ほかの減額理由も当初見込みよりも事業が少なく済んだという内容の減額となっております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） この減額の理由の中には、コロナウイルスの関係でそういった保守が、例えば頻度が落ちたとか、そういったことで安くなったとか、そういう理由ではないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室係長（塩澤和宏君） あくまで、情報センターで実施している事業の中の事業量が減ったので、コロナの影響はないということです。

以上です。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

杳掛議員。

○6番（杳掛計三君） すみません、21ページ、22ページ、林業費。委託料で国庫補助事業委託料、松くい虫関係が多いと思いますけれども、1,000万円から減ってきているということですが、この減った理由、国からの予算が少なかったのか、それとも事業が実施がなかなかできなかったのかどうか、この辺をお願いします。

○議長（宮下壽章君） 小山建設係長。

○建設農林課建設係長（小山明之君） お答えいたします。

歳出のほうで、かなり松くい虫の事業が減りまして、それに対して松林健全化、こちらは県のほうで2分の1、保全松林の健全化のほうは4分の3、7割ですね、補助をいただいて

おります。その関係で、歳入のほうは減ってきております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 減った理由は、それぞれわかるんですけども、実際に予定の事業は全てこなしているということによろしいですか。

○議長（宮下壽章君） 小山建設係長。

○建設農林課建設係長（小山明之君） お答えいたします。

全て伐倒駆除できて、全てこなして減っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

○6番（沓掛計三君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 23、24ページの土木費の委託料で002国庫補助事業委託料、001長寿命化修繕計画策定委託料というのがございました。ちょっと説明はいろいろ、ちょっとメモが取れなくてあれだったんですけども、今既に、村も何年か計画で橋梁とか、そういうのを点検されて進んでいると思うんですけども、この改めて長寿命化修繕策定委託料というのは、どんな内容で、もう一度説明をしていただきたいと思いますが。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） お答えいたします。

今回、補正予算で計上させていただいております長寿命化の修繕計画につきまして、5年に一度、橋梁の点検をなささいということで、これが義務化されております。ちょうど、本来ですと来年度の予定でしたが、国のほうの補助の関係で、前倒しで補助がつきそうだという情報がございましたので、今回上げさせていただいております。青木村村内95橋がございまして、レベル1から4のランクづけをするものでございます。基本的には近接の目視をする中で、そのときに打音、音ですね、打って打音と、あと亀裂などとかクラックの関係の状況を見ているものでございます。

前回、5年前にも点検したときにも、7橋ほどレベル3のところがありまして、レベル3になりますと、早期に修繕をしていただく方向ということがありまして、それについては計画どおり全て完了しております。ちょうど5年たつものですから、また改めてその状況を確認



認するという仕組みになってございますので、今回の状況に応じまして、また今後の事業計画がなされるのかなという展開でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

今、村としては、橋梁等は計画的に修繕なり手は入っているということでもいいですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 今、目視の関係、点検業務の中のそれを点検をして、ちょうど5年ごとに実施しております。現在はレベル1、2だけの状態に、健全な状態の全て橋の状況ということでございます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

○3番（松澤正登君） はい、ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 今の松澤さんの関連でお聞きしますが、目視で95か所の点検をするということなんですが、何か資格があるのか、要るのかどうか、資格の問題。また、複数でやるのかどうか。それからレベル1からというお話がありましたけれども、耐用年数は、造り方にもよると思うんですが、何年ぐらいが普通の耐用年数で、長寿命化判定までできるのかな。納税者とすればできるだけ使ってほしいというのがあるんですが、まずその辺お聞きします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 長寿命化について、基本的な、まず答弁をさせていただきたいと思いますが、阪神淡路大震災の後、ちょうどあの後、御案内のとおりの結果を受けて、反省として、今まで駄目になったら直していく、造り直すということをやってきましたんですが、そうではなくて途中で点検をして、そして、メンテナンスする、あるいは一部補強をする、そういうことによって全体として長寿命化、寿命が延びる、あるいは安価でできる、結果として経済的になる、そういうようなことからこの橋梁に限らず、上下水道とかですね、建物も含めて長寿命化の考え方で進めているわけでありまして。もう一つは安全のためですよね、ということ。

今の御質問の資格については、当然それぞれの上下水道とか橋梁とか資格のある方に、複数で見ていただいております。

それから、耐用年数については、建物とかあるいは建物でも鉄筋とか木造とか鉄骨とか、それぞれ違いますので、一概には言えませんけれども、それぞれの施設、あるいは施設の構造の内容によって、適化法、いわゆる国で定めた国庫補助金を出したときの適化法の中で定められている年数がございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 不幸にして適格じゃなかったという場合、何らかの制限を付すものですが、この際、私ども、一番考えるのは重量制限でございます。じゃ、この橋は県が通っちゃいけないよと、あるいはいいよとか、そういうのは目視をしていい悪い判断したりすると、道路管理者とはどういう関係なのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 今回、長寿命化につきましては、目視が重点的にございます。近々で、例えば設置されたものについてはそういうデータもあると思うんですが、ほとんどが、もう何十年もたっている橋梁の中で、荷重計算とかそういうデータはこちらのほうではございませんので、幅員とか、あと現況どのぐらい通っているかということのを重要視しながら経過を見ていくところでございます。完全に積算荷重などの計算となると、またそれは違う考え方で進めなくちゃいけませんので、まずは長寿命化を図るものを優先させていただくという方向でございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 私ども利用者とするれば、AさんがBさんが、あるいはCさんがいいような同じ答えを出してほしいと思うんです。いいものはいいし、よくないものはよくないんで、いずれにしましても、橋梁管理者の实在しますので、利用者が使いやすいようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 特によろしいですね。

○10番（山本 悟君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 18ページなんですけど、先ほど金井議員のほうからもありました報償費、出産祝い金についてですが、先ほど御説明をいただきました。全国的にコロナの関係で、出生率が今年かなり全国的に下がっているんですけど、青木村においては、ここで補正で出てき

ているということで、先ほど20名、令和2年度、20名という御説明をいただいたんですが、前年度と比べて、今年は20名というのは、どのくらいの割合になっているのかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 奈良本住民係長。

○住民福祉課住民係長（奈良本いずみ君） お答えします。

平成31年度、令和元年度は、出産祝い金をもらった人の数は32名でした。今年度、見込みで23名となります。今のところ20名出産しておりまして、今手続中の方も入れて、あと3名の出産数の見込みとなっております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 非常に喜ばしいことだというふうに思います。合計特殊出生率も2.3でしたですかね。この要因としては、住みよい青木村ということが若い人たちに支持されているだろうと、このように思いますが、最近の合計特殊出生率、算出できておりましたら、まずその数値をお聞きしたいというふうに思いますが。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 令和2年度の出生率につきましては、まだ集計しておりません。また確定いたしましたら御報告申し上げたいと思います。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 20ページの保育費ですけれども、会計年度任用職員の増額250万円、これ1人、かなりパートで250万円という人多いんですけれども、これはどういうことでこういう現象になったのか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 報償費250万円の関係ですが、昨年度2名の保育士を年度途中でお願いした関係がありまして、結果として250万円ということで、年度末で補正をさせていただくものです。お願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 分かりました。

それとちょっと予算から外れますけれども、今、未満児といいますが、そういう人数が増えているような話も聞きますけれども、現状的には増えてきておるんですかね。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） これて来年度の、今、入園の関係の準備をしておるところですけども、来年度に向けて、未満児、現在33名の入園を予定しているところですので、傾向としては微増であるというふうに捉えています。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 未満児を受け入れるには、現在の施設で、未満児を、どうしても未満児には手がかかりますもんで、施設として十分受け入れるだけの面積的なもの等については、どんな状況ですかね。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 施設につきましては、国から提示されている基準にはまだ収まっている範囲です。それから、保育士の数につきましても、昨年度、それから来年度に向けて補充をしていただいておりますので、今のところ何とかはなっているかと思いますが、今後の状況によっては、またそこのところも検討が必要になってくるかと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 一番、未満児受け入れてもらうことは大切なことですので、一番安全性と、そこら辺のところは、これからも十分確保していってほしいと思いますのでお願いいたします。いいです。

○議長（宮下壽章君） 特によろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 23、24ページで、今回補正で、24ページの消防費の17の備品購入費、これは90万円ほど減額になっております。これは大会がなかったということで減額と、こういうふうにこの間の御説明で聞いたと思います。これは今年はなかったわけですけども、毎年このくらいはかかるのかな、過去のことが調べていなくて申し訳ないんですけども、このホース、大会用のホースと実践用のホースということになると思うんです。この大会用のホースというのは、大会が終わればこれで消耗品になっちゃうのか、それともこれが実践に、実際には使われるのか、どこかへ利用されるのか、この辺ちょっと分かったらお教えをいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） ホースもなかなか高価なものでございますの

で、当然大会に使用した後は、その後消防車に積載して利用するですとか、あるいは消火栓の中のホースが古くなってきたのに交換していくですとか、そういうような形で、新しいものを買ったら古い物から廃棄するなりして入替えをしてというようなことで、大事に使っていただいているというところでございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） そうすると、大会用も実践用も変わりはないというふうに理解しているんですか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） ホースも様々種類がございます。特に大会用については、やはり選手の皆さん、少し、何というんですかね、軽いものですとかというようなことを望まれるケースがあつて、大会用には特別、ちょっと軽いといいますか、あと展開がいいとかというような性能のものを購入しています。またそれとは別に、要望があれば、通常の利用に付するホースについても購入をしたりはしております。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ございませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 23、24、同じページになりますが、そこの一番下になります。教育費の重要保護等児童生徒就学援助費に関わってですが、小学校並びに小学校の特別支援学級で減額となっておりますが、この減額となった理由を教えてください。

○議長（宮下壽章君） 金井教育係長。

○教育委員会教育係長（金井大介君） お答え申し上げます。

当初予算、当初見込みより人員が減ったということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 人員が減った理由は何でしょうか。

○議長（宮下壽章君） 金井教育係長。

○教育委員会教育係長（金井大介君） 当初予算ベースでは、前年度の実績に基づいて予算を上げさせていただいておりますけれども、新年度が始まって審査を受け付けたところ、前年度より下回ったということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） その辺の経過なんですけど、前年度、恐らくこれくらいだろうということ見込んで予算を立てた。しかしながら審査を行ったらそうならなかったということは、そ

ういった状況にある方が申請をしたけれども、基準に合わないということで認められなかったということでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） これは全家庭に申請書は配布しておりまして、そして、全て要望上がったものについて教育委員会で検討をして判断をするということで、実際その状況を見たところ、どうしても必要な方には丁寧に対応をしているということで、まさにこちらの意図が入ってのことではないということで、御理解いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、前年度申請を受け付けた部分の中で、かなり基準からは大きく外れた方が申請してあった部分について、御理解をいただいたという部分であるというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 6年生の分が中学校に行つて、中学校のカウントに加算されるということもありますので、去年出していたものを今年断るということは基本的にはないと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 何度も申し訳ございません。

私、今、先ほどの教育長の御答弁で理解したのは、小学校へ上がる前の年の前年で申請されたけれども、基準に適合するような方ではなかったからということではねられたということと理解したんですが、そうではないんですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議員が質問されている一つの意図は、新年度準備の準備金についてのことも含まれているというふうに思われますが、それについては、申請があった時点で全ての方に、要請のとおり配布をいたします。それで、新年度始まってその全ての方から要請をしていただいて、実際調べてみますと、これはちょっとそういう家庭ではないよねという方については、改めてお返しをいただくような、それは行っておりますが、それについても、こちらの恣意的なものが入るということではありません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） その部分もあるけれども、この減額の部分についてはそうではなくて、となると、昨年までは基準に合っていたけれども、今年は合わなかったということなんです

か。例えば、その該当の方についていえば。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 前年の実績で予算をつくりますので、改めてその年運営をした中で、実質、現実と違った部分は、少なくとも減るか余るかどちらかということで、今回は、小学校については減額になり、中学校については増額になったということでもあります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 繰り返しになりますが、つまり前年実績に基づいて予算を組んだ、しかしながら、実際に7月の教育委員会か何かで精査してみたら、前年度実績で支給すべきではない、つまり前年実績よりも御家庭の事情がよくなったというふうなことなんですか。違うんですか。

何度も繰り返しをして、同じような質問になってしまったので、この辺でやめますけれども、要するに、このコロナ禍の中で、非常に厳しい御事情を抱えたお宅が多くなっているじゃないかなというふうに思うんですね。そういう中で、配慮されているとは思いますが、前年度は支給されていたのに、本年度は支給されなくなったというようなことがあるとすれば、そういったことが、ある面では、状況がどうだったのかなということを心配するわけです。

そういう点で、基準はおありでしょうけれども、その基準をなるべく、少し幅を持たせた形で、青木の場合はそういうことも考えていらっしゃるというふうに聞いてはおりますけれども、十分にこうしたことが利用できるようなことをしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） お伺いになっているのは、昨年もらっていた家庭が本年度は蹴られてしまったということ、それは困るんじゃないかという意図だとふうに思いますが、それはそういうことではないというふうに感じていて、去年の実績、人数が違うということですね。決してそういうことではないんですね。数が違うということだけで、そのある家庭が厳しく対応されたということではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 予算編成の基本的な考え方について、まず答弁させていただきたいんですが、住民サービスになるような、こういったものは気持ち多めには取っているんです。この一般的な話をさせていただきますけれどもね。それはどういう理由かという、申請さ

れたらすぐ対応できるということですから、一件一件全部審査を、予算編成の時期に、一軒一軒というのは一戸ですね、一軒一軒審査して積み上げてやるということは、とても時間的にも作業的にもできませんので、ほかのところもそうなんですけれども、少し多めに見ておいて、原則として一般的には、多めに見ておいて3月の補正で減額するというようなことが一般的にされております。

一つ一つ全て積み上げられるということは物理的に無理ですので、基本的にそういうことでやっていますから、今、教育長が、これに関してはそういうことで、決して、本来必要なところをカットしたというふうに捉えると、少し意図が違ってくるかなというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 理解しました。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第16号 令和2年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時33分



再開 午前10時45分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 引き続き審議を進めますが、議案第17号から議案第23号については、先ほど各委員長より報告が済んでいる案件となります。

議案第17号 令和3年度青木村一般会計予算についてを議題とし、質疑に入ります。  
質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 令和3年度青木村一般会計予算について、賛成の立場から申し上げます。

令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国全体が先の見えない不透明な経済状態であり、また、青木村としては村長、村議会議員の改選時期でもあり、骨格予算となっていますが、必要な事業は実施していかなければならず、難しい予算編成となったことと推察します。

歳入については、新型コロナウイルス禍による村民税、固定資産税の減収など、自主財源が減少しております。その分、国からの交付税や臨時財政対策費などの増額での骨格予算となっていますが、厳しい歳入予算計上であるかと思われます。

歳出について、総務関係では、地方創生プロジェクト事業では、タチアカネそばの振興対策、また新しく村営バス運営によるサービスの拡充、徴税费では固定資産税台帳等基礎資料

整備業務による課税客体の整備、消防費では、最近の異常気象による災害などに重要な任務を果たす消防団員の減収対策としての活動費の充実や、団員確保のための入団年齢の延長など、団と協力しての検討が進められています。

建設産業関係で、農業関係では、中山間地域直接支払事業や多面的機能支払事業、獣害予防防護柵設置補助金、水田営農機械導入補助金等、村の主産業である農業対策や荒廃農地対策が計上されています。

林務関係では、松くい虫防除対策の実施により被害が抑制されておりますが、山の荒廃からの災害防止や林産物の恵みなどの観点から、財政が厳しくとも継続が図られています。

商工関係では、青木村商工会との連携を密にし、新型コロナウイルス禍の中、村の商工業とともに村の活性化のための予算が考慮されています。観光対策では、道の駅や五島慶太未来創造館など、現在村にある観光資源を生かした事業を進めていただく予算となっています。

土木関係では、村民からの要望の多い道路維持関係事業で約4,000万円、道路新設改良費では3,300万円ほど計上されています。厳しい財政の中ではありますが、地域の要望に沿えるような予算執行をお願いします。特に、田沢温泉の迂回路については、火災発生時には今の道では消火活動が困難であるため、早期の開通が必要と考えます。

住民福祉課関係では、骨格予算ながら全体予算が7.0%減の27億3,200万円となっておりますが、民生費は2.5%増の7億632万余円、衛生費も0.4%増の2億3,012万余円と、福祉と暮らしに重きを置いた予算となっています。住民憩いの場であるくつろぎの湯の高圧受電設備更新工事に275万円、青木診療所の配管老朽化に対する設備更新のための補助金、保健事業・介護予防の一体実施事業へ900万円、佐久医療センター救命救急センター運営事業補助など、村民の健康と命、暮らしを守ることに配慮した予算となっており、高く評価できます。

教育委員会関係では、夫神区公民館改築補助金として244万余円、文化財保護費では、地図に範囲を示すための埋蔵文化財試掘調査委託料300万円、小学校の雨漏り防止工事や廊下拡張工事133万余円、中学校のオンライン教材のための使用料189万余円など、村や次代を担う子供たちの将来を見据えた予算と認められます。

新型コロナウイルス禍ではありますが、自主財源が限られている中、国の交付金や補助金等の財源確保により、骨格予算としての実質的な予算編成であり、全般にわたり鋭意精査された適正な予算と認められます。

今後も国の新型コロナウイルスに関連した経済対策等の動向を注視され、適正で効果的な予算執行がなされることをお願いし、賛成討論とします。

○議長（宮下壽章君） ほかに賛成討論の方いますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第17号 令和3年度青木村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第18号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第18号 令和3年度青木村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第19号 令和3年度青木村別荘事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑ある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第19号 令和3年度青木村別荘事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第20号 令和3年度青木村介護保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第20号 令和3年度青木村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第21号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第21号 令和3年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可

決されました。

---

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第22号 令和3年度青木村簡易水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第22号 令和3年度青木村簡易水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第23号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第23号 令和3年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、発議第1号 青木村議会会議規則の一部を改正する規則につ

いてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

発議第1号 青木村議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定されました。

---

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

---

◎日程の追加

○議長（宮下壽章君） これより追加日程を上程いたします。



事務局より資料を配付いたしますのでしばらくお待ちください。

[資料配付]

○議長（宮下壽章君） お諮りします。

ただいま資料をお配りいたしました。村長から議案第24号 令和3年度青木村一般会計補正予算についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

議案第24号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 追加日程第1、議案第24号 令和3年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出の地方創生臨時交付金関係につきまして、片田総務企画課長より、ワクチン接種の関係については、小宮山住民福祉課長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第24号について御説明申し上げます。

令和3年度青木村一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度青木村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,914万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ28億5,114万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年3月19日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページを御覧ください。

2、歳入について御説明申し上げます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目1総務費負担金は175万円を追加し、294万円とするもので、節3地方創生臨時交付金事業実施負担金は、この後御説明いたしますが、長和町と共同で実施する事業に対する長和町からの負担金でございます。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金は1,353万4,000円を追加し、1,374万2,000円とするもので、コロナワクチン接種に係る国の負担金でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は9,037万7,000円を追加し、1億30万5,000円とするもので、節1総務管理費補助金は地方創生臨時交付金の第3次補正分でございます。

目3衛生費国庫補助金は1,348万円を追加し、2,062万8,000円とするもので、こちらはコロナワクチン接種に係る国の補助金となります。

続いて、9ページ、10ページ、3、歳出についてでございますが、まず最初に、総務企画課の関係については、お配りしました資料を、まず最初に御説明を、事業の概要ですね、こちらのほうまず御説明をさせていただきたいと存じます。

地方創生臨時交付金第3次分の令和3年度の実施予定の概要についてということで、国の地方創生臨時交付金を活用して、令和3年度に実施する新型コロナウイルス対策事業について、必要とされる方に早急かつ継続的に取組を行うため、12事業、総額9,683万2,000円を令和3年度の補正予算としてお願いするものでございます。

財源につきましては、地方創生臨時交付金9,037万7,000円、これが3次分でございます。国のほうは本省繰越しということになっております。それから、長和町の負担金175万円、それから一般財源ですが、村の予備費のほうから470万5,000円を流用して編成をさせていただきました。

まず初めに、継続あるいは一部を変更して実施する事業ということで、以下掲載してございますが、まず1つ目、公共的空間安全・安心確保事業ということで1,350万円、公共的な施設での安全・安心確保のために必要なマスク、消毒液等の消耗品、あるいは備品等の購入並びに3密を避けるための機能向上、環境改善を図るものということで、役場ですとか教育機関、それから公共施設の分として550万円、それから公共的な施設管理者の対策費用に係る補助金分ということで400万円、それから緊急対策分ということで400万円。

2つ目の事業としましては、プレミアム地域消費券発行事業ということで、事業費2,000万円、低迷する地域商工業のために地域消費券を発行し、消費者の購買意欲を高め地域経済の活性化を図るということで、プレミアム分の部分と、あとその印刷費などに係る経費を商

工会に補助するものでございます。プレミアム分20%を7,000万円発行することによって負担分は1,400万円ということ、それからプレミアム5%分については9,000万円の発行で450万円、それから上記に係る事務費等で150万円が内訳でございます。

3つ目の事業として、移住定住促進事業ということで、新しい生活様式等を求めている感染が流行している首都圏等からの移住定住の支援を行うものでございます。

それから4番目の事業として、離村学生、ひとり親世帯就学継続支援金ということで事業費340万円、高校生以上の子供を就学させているひとり親、それから青木村を離れて就学している18歳以上の学生に対して、就学継続のための支援を行うものでございます。

1つ目のポツですが、ひとり親世帯の高校生以上就学している子供については3万円の30名、それから離村学生については同じく3万円の80名、上記に関わる事務費、主に郵送料になります。10万円ということで見積もってございます。

それから、5つ目の事業でございますが、保・小・中給食費等軽減事業ということで、事業費が3,405万2,000円ということで、低迷する経済状況を鑑みて子育て世帯の経済的負担を考慮し、給食費等の負担を昨年度に引き続き軽減するというので、小・中学校の給食費管理会計への軽減分を村が繰り出す、それから保育園については減額される給食費分の保育料を補填するもの、また3歳未満の子供に対し給食費相当分を食育支援金として給付するものでございます。

6つ目の事業としまして、福祉医療受給者等感染予防支援事業ということで930万円、福祉医療受給者、こちら乳幼児とか児童とか障害者等になりますけれども、こちらの感染予防また健康を維持するための支援ということで支援金を支給するものでございます。まず、福祉医療受給者の方に5,000円ということで、人数にして900人、事業費450万円になります。また上乗せ分として、福祉医療に該当していて障害者の方ですと、それから在宅の要介護3から5の介護者の方ということで2万円の230人、金額にして460万円でございます。また、上記に係る事務費として20万円を予定しています。

7番目の事業でございますが、ひとり親家庭応援給付金事業ということで230万円、ひとり親家庭の収容環境の変化等による経済的負担を軽減させるため支援金を給付するものでございます。1世帯当たり5万円の45世帯225万円、事務費として5万円を計上してございます。

8番目の事業でございますが、観光宿泊業、小売店活性化事業ということで、事業費が218万円でございます。村観光サポーターズ倶楽部の会員に地域消費券を配布して、村内の

消費を促進し、低迷が続く事業者の起爆剤とするものということでございます。

次のページになりますが、新規に実施する事業として掲載させていただいております。

事業としては9番目の事業になりますが、中小事業者等相談業務強化支援事業でございます、事業費300万円。新型コロナで影響を受けている商工会員以外の村内中小事業者に対して、経営指導ですとか制度融資、あるいは各種申請指導等を行って、経営継続の支援を行うものでございます。

続きまして、10番目の事業、信州小県道の駅消費喚起事業ということで350万円でございます。ここには財源として、先ほど御説明した長和町からの負担金175万円が含まれております。新型コロナウイルスの影響により売上げが低迷します小県郡、これは長和町と青木村になりますが、それぞれの道の駅において共通の地域消費券を発行し、消費喚起を行い、低迷した売上げの回復を図り、地域経済の活性化を目指すものということでございます。

11番目の事業ですが、就職応援支援金事業ということで300万円、令和2年4月以降に離職し、現在就職先を探している方に対して、就職活動の経費の一部を支援するものということで、3万円を100人を見込んでおります。

それから、12番目の事業になりますが、フードバンク促進事業ということで60万円、食糧を支援していただける方と食糧を必要とされている方をつなぐフードバンク事業の促進を図るものでございます。実施補助金ということで60万円でございます。

以上が、事業の概要となります。

予算書のほうに戻っていただきまして、9ページ、10ページでございますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目10地方創生臨時交付金事業費、こちらがトータルで9,683万2,000円を新たに追加するものでございまして、節7報償費の400万円は、先ほど申し上げた取組8と取組10の地域消費券に係る費用でございます。節10の需用費につきましては、消耗品600万円は取組1に係る役場とか公共施設分の関係で200万円、それから緊急対策分として400万円を計上してございます。印刷製本費は取組10に係る共通消費券の印刷代でございます。節11役務費73万円は、取組4から8までの5事業に係る郵送料でございます。節12の委託料400万円は、取組9に係る商工会への委託料300万円と、取組10に係るPR広告料の100万円を計上いたしました。それから、節14工事請負費200万円は、取組1の中で実施する換気機能の改善工事等を予定してございます。節17備品購入費150万円は、やはり取組1に係る備品購入でございます。節18負担金補助及び交付金7,810万2,000円は、負担金で取組5の給食費軽減に係る費用でございます。それから補助金では、取組1の指定管理

者等への補助ということで400万円、それから取組2の地域消費券事業で2,000万円、取組3に200万円、あと取組12に60万円を補助する予定でございます。

支援金ですけれども、支援金については取組4に330万円、取組5のゼロから3歳未満分で513万円、取組6に9,100万円、取組7に225万円、それから取組11に300万円をそれぞれ計上いたしました。

それから11、12ページ、款12項1目1の予備費でございますが、これも先ほど御説明申し上げましたとおり、臨時交付金を活用して行う事業の一般財源分に充当させていただくよう、補正をさせていただいております。

以上、議案第24号 令和3年度一般会計補正予算（第1号）について、歳入全般と総務企画課関係について御説明を申し上げます。

御審議いただきまして、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチンの予防接種についてお願いするものでございます。16歳以上の全村民が予防接種を受ける前提で予算化しておりますが、場合により個別接種で受ける方や、接種を受けられない方も出てくるかと思っております。また、現時点では接種事業自体の制度もまだ確定したものとはなっておりません。今後、必要に応じ、予算補正をお諮りする場合もあるかと思っておりますが、よろしくお願いいたします。

9ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4新型コロナウイルス予防接種事業費は、新たに起こした目でございます。節1報酬は予防接種事業にお願いする会計年度任用職員に係るもので、事務2名、看護師2名、保健師1名でございます。節3職員手当等、節8旅費は、事業に従事する職員に係るものでございます。節10需用費、消耗品費は接種会場の設営に係るもの、燃料費は会場暖房用の灯油代、光熱水費はディープフリーザの電気代を見込んでおります。節11役務費、通信運搬費は、通知等の郵送料及びコールセンターの専用ダイヤル通話料でございます。手数料ですが、医療関係者等の村外で接種される方々の場合、市町村間の決済は国保連を介して行われる仕組みになっておりますが、ここに係る手数料でございます。

11ページをお願いいたします。

節12委託料、電算処理委託料は、接種台帳とマイナンバーのシステム連携に係る改修でございます。接種事業委託料は、集団接種を委託する医療機関に支払うもの、対象者3,715人

と見積もりました。これを2回接種し、1回当たり2,277円で算定しております。送迎事業委託料は、車椅子の方用の福祉タクシー、送迎が必要な方用の普通のタクシー、それから会場整理の要員を計上いたしました。節17備品購入費は、接種会場で使用するパーテーション、車椅子等でございます。

皆様のほうに、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ということで、半紙の表が1枚いつているかと思いますが、こちら令和2年度の3月補正でお願いした分が上段、3年度、今回お願いする分がその下の段ということで書いてあります。合計、合わせまして3,000万円強の予算を、今のところ見込んでいるところでございます。全額国の補助金、それから負担金で賄われるものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和3年度一般会計補正予算案を御説明申し上げます。

御審議いただき、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

小林議員。

○8番（小林和雄君） 非常に大がかりな補正案ということで、これほとんど地方創生臨時交付金でできると思いますが、青木村民の皆さんに、問題はできるだけ分かりやすく説明するような方法で徹底しないと、ちょっと抜けちゃうようなことがあれば、非常に問題でありますので、その辺についてどのように考えているかお伺いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） この事業の内容につきましては、今月の末、下旬に配布されます広報あおきの中でも、紙面を使って説明をして紹介をさせていただいております。また、本事業、郵送料等も確保してございます。必要な方には通知を申し上げたりというような形を取る事業もございます。丁寧に説明する中で、困っている方に支援が届くというようなことができるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） そうですね。広報が届かない家もあるんですけども、そんなようなところについても、区の役員の皆さんに、徹底して村の情報が伝わるようお願いしたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今までないような事業でありますので、本当に丁寧に村民の皆さんに

お伝えしていかなければならないというふうに思っております。

今年度いろいろ事業して、こちらから分かっているものについてはお出しするんですけども、こういう事業があつて、手を挙げてください、その人には補助を出しますというような問題です。守秘義務があつて、我々が知り得ないようなものもありますので、そのところはなるべく拾えるように、拾えるといいましようか、村民の皆さんに周知するようにいたしますけれども、役場だけではなくて、役場のPR媒体だけではなくて、民生児童員とかです、学校関係とか、そういうようなところ、もちろん商工会です、ところと連携しながら、一人でも漏れがないような活用をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ございますか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 個別な事業に関わって、何点かお聞きをしてみたいです。

1点目の公共的空間安全・安心確保事業の中ですが、教育関係で、私、一般質問で小・中学校の水道の自動水栓にというふうな話を、2回にわたって申し上げてきましたが、その点についてはここに含まれているのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室係長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

現時点では、何というんでしょう、担当課の積上げの予算になっていますので、これからその何というんでしょう、要望と緊急性を出す中でやっていきますので、具体的にこのこの事業というのは、現段階では決まっております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 盛り込んでいただくようお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

2点目ですが、5番の保・小・中給食費等軽減事業に関わってですけども、大きな部分を占めていただいているかと思えます。ここに盛り込んでいただいたこと、大変ありがたく思えます。軽減事業という言い方ですが、この額を見ますと、言い換えたら、全て全額無償化するというそういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課課長補佐兼事業推進室係長（塩澤和宏君） お答え申し上げます。

青木村内の小・中については無料ということで御理解いただいているんですが、一部私立

の中学校、小学校に通っている皆さんについては、小・中学校の給食費負担相当分という形で補助金で出しますので、無料化事業と言ってしまうと内容と異なってしまいますので、こちらでは軽減事業という言葉で事業設計をしております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

もう一点、9番の中小事業者等相談業務強化支援事業ですが、新たな事業ということで、先ほど村長のほうでも手を挙げてもらうというふうな、そういう中では、きちんと広報が行き渡るように工夫したいというふうなお話ありましたけれども、この点について、もう少し具体的に、その指導内容であるとか、融資内容であるとか、そういったことについて、少し具体化していただいて、この呼びかけについてどのように行うのか、その点をお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） お答えいたします。

こちらのほうの中小事業者相談業務強化支援事業におきましては、書いてあります商工会会員以外に対しても経営支援を行うわけですけれども、その周知の行いにつきましては、広報あおきが最も有力ですけれども、当然ホームページや情報電話などを使って、様々な制度の方について、商工会が窓口になるということを周知徹底するつもりでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 分かりました。現段階で、経営指導とか制度融資とかということについての具体的なものというのはお示しできるでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） すみません。会員外の者への実績につきましては後ほどお答えいたします。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。



反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第24号 令和3年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（宮下壽章君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和3年第1回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時27分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和三年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録

令和三年

第一回〔三月〕定例会

青木村議会議録